

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月27日
【事業年度】	第17期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	株式会社日本政策投資銀行
【英訳名】	Development Bank of Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 地下 誠二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
【電話番号】	03-3244-1820（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部 課長 井田 賢宏
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
【電話番号】	03-3244-1820（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部 課長 井田 賢宏
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)	(自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)	(自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	269,462	310,349	374,584	410,882	392,086
連結経常利益	百万円	73,096	86,134	135,387	147,844	113,380
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	45,246	57,612	92,775	103,205	83,752
連結包括利益	百万円	60,323	56,312	132,021	93,658	78,017
連結純資産額	百万円	3,703,415	3,832,062	3,963,784	4,108,846	4,161,963
連結総資産額	百万円	21,221,829	21,508,591	21,482,420	21,698,605	21,549,329
1株当たり純資産額	円	64,719.67	65,892.29	68,285.56	69,826.09	70,999.17
1株当たり当期純利益	円	867.21	1,382.07	1,889.44	2,229.02	1,736.13
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	17.38	17.74	18.37	18.86	19.24
連結自己資本利益率	%	1.27	1.54	2.39	2.57	2.03
連結株価収益率	倍	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	822,995	448,354	△1,002,217	525,231	△307,773
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△123,449	△517,295	299,164	△181,786	△348,899
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	208,745	70,970	△1,814	51,614	△27,556
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	2,141,734	2,145,247	1,442,360	1,839,023	1,149,976
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,781 [143]	1,809 [156]	1,839 [167]	1,850 [179]	1,901 [168]

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を〔 〕内に外書きで記載しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
経常収益	百万円	238,752	280,207	331,444	374,023	348,804
経常利益	百万円	70,243	82,156	128,633	140,546	106,575
当期純利益	百万円	48,234	56,832	94,573	97,125	80,602
資本金	百万円	1,000,424	1,000,424	1,000,424	1,000,424	1,000,424
発行済株式総数	千株	43,632	43,632	43,632	43,632	43,632
純資産額	百万円	3,641,083	3,758,881	3,886,598	4,009,152	4,056,905
総資産額	百万円	20,951,409	21,188,490	21,160,526	21,353,335	21,218,157
預金残高	百万円	—	—	—	—	—
貸出金残高	百万円	14,837,718	14,490,758	15,176,293	14,922,265	14,869,461
有価証券残高	百万円	2,612,535	3,086,107	2,996,588	3,299,330	3,682,188
1株当たり純資産額	円	63,652.12	64,581.04	66,906.79	67,903.29	68,951.18
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	186 (—)	358 (—)	419 (—)	490 (—)	370 (—)
1株当たり当期純利益	円	935.69	1,364.19	1,930.64	2,089.67	1,663.92
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	17.38	17.74	18.37	18.78	19.12
自己資本利益率	%	1.41	1.58	2.54	2.50	2.03
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
配当性向	%	24.97	24.97	24.95	24.99	24.95
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,230 〔97〕	1,257 〔104〕	1,270 〔115〕	1,261 〔125〕	1,280 〔115〕
株主総利回り (比較指標：—)	%	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
最高株価	円	—	—	—	—	—
最低株価	円	—	—	—	—	—

- (注) 1. 1株当たり純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、上表の純資産額から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を純資産額としております。
2. 1株当たり当期純利益の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、上表の当期純利益から特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を当期純利益としております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 配当性向の算定上の基礎は、「第4 提出会社の状況」中、「3. 配当政策」に記載しております。
6. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を〔 〕内に外書きで記載しております。
7. 株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当行株式は非上場でありますので記載しておりません。

2【沿革】

○提出会社の沿革

当行は、「株式会社日本政策投資銀行法」（平成19年法律第85号。以下「DBJ法」という。）附則第9条の規定に基づき、日本政策投資銀行（以下「旧DBJ」という。）の財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して2008年10月1日に設立されました。

参考として、旧DBJ及び当行の「沿革」を以下にあわせて記載します。

(1)日本政策投資銀行

年月	事項
1951年4月	日本開発銀行設立
1956年6月	北海道開発公庫設立
1957年4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫に改組、札幌（現北海道）、仙台（現東北）の各支店を開設
1964年3月	「北海道東北開発公庫法」の一部を改正（資本金規定の整備等）
1972年6月	「日本開発銀行法」を改正 ①目的を「産業の開発及び経済社会の発展」に改正 ②大規模工業基地建設事業への出資及び分譲施設融資機能を追加
1985年6月	「日本開発銀行法」を改正 ①研究開発、都市開発又はエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるものに対する出資機能を追加 ②研究開発資金融資機能を追加
1987年9月	「北海道東北開発公庫法」の一部を改正（無利子貸付規定の整備等）
1991年4月	「日本開発銀行法」を改正 ①ユーロ円債による資金調達手段の追加 ②NTT株売却収入を財源の一部とする低利貸付制度創設 等
1991年4月	「北海道東北開発公庫法」の一部を改正（社会資本整備促進低利融資規定の整備等）
1992年12月	「日本開発銀行法」を改正（政府の追加出資についての規定の整備）
1997年9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 （日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される）
1998年12月	「日本開発銀行法」を改正（金融環境対応融資関連、2000年度末までの時限的措置） ①設備の取得と関連のない長期運転資金を融資対象に追加 ②社債償還資金を融資対象に追加、③公募債取得機能の追加 等
1998年12月	「北海道東北開発公庫法」の一部を改正（金融環境対応融資関連、2000年度末までの時限的措置） ①事業の実施に伴い必要な長期運転資金を融資対象に追加、②社債償還資金を融資対象に追加 等
1999年6月	「日本政策投資銀行法」成立
1999年10月	日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ
2002年5月	「日本政策投資銀行法」を一部改正（金融庁による立入検査の導入を追加）
2005年12月	「行政改革の重要方針」閣議決定（一体として民営化されることなどが決定される）
2006年5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」成立
2006年6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
2007年6月	「株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）」成立

(2)株式会社日本政策投資銀行

年月	事項
2008年10月	「株式会社日本政策投資銀行法」により、株式会社日本政策投資銀行設立（資本金1兆円）
2008年12月	シンガポール駐在員事務所を現地法人化（DBJ Singapore Limited 設立）
2009年6月	「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成21年法律第67号）」成立
2009年9月	株主割当による増資を実施（資本金1兆1,032億3,200万円）
2009年11月	ロンドン駐在員事務所を現地法人化（DBJ Europe Limited 開業 ～ 設立自体は2009年6月）
2010年3月	株主割当による増資を実施（資本金1兆1,811億9,400万円）
2011年5月	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）」により、「株式会社日本政策投資銀行法」の読替え・改正を実施
2011年12月	交付国債の償還による増資を実施（資本金1兆1,873億6,400万円）
2012年3月	株主割当による増資を実施（資本金1兆1,877億8,800万円）
2012年6月	交付国債の償還による増資を実施（資本金1兆1,983億1,600万円）
2012年12月	交付国債の償還による増資を実施（資本金1兆2,069億5,300万円）
2015年5月	「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成27年法律第23号）」成立
2015年8月	資本金の額を2,065億円2,900万円減少し、その減少額全額を危機対応準備金として計上（資本金1兆4億2,400万円）
2018年10月	ニューヨーク駐在員事務所を現地法人化（DBJ Americas Inc. 開業 ～ 設立自体は2018年7月）
2020年5月	「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（令和2年法律第29号）」成立
2025年5月	「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（令和7年法律第36号）」成立

○当行の設立経緯について

当行の前身でありました旧DBJは政策金融機関として経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現、地域経済の自立的な発展のため、一般の金融機関が行う金融等を補完し又は奨励することを旨として長期資金の供給等を行って参りました。

こうした中、政策金融機関全体の今後の在り方について経済財政諮問会議等において議論されておりましたが、2005年12月24日付閣議決定により旧DBJについては「新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能が揃っていることが望ましいこと等から一体として完全民営化」することとなりました。

かかる政策金融改革の議論の中、2006年5月26日に成立いたしました「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（以下「行政改革推進法」という。）により、旧DBJの民営化の方向性が決定され、2007年6月6日には、DBJ法が国会で可決・成立いたしました。

こうした経緯を踏まえ、当行は2008年9月22日に創立総会及び設立時取締役会を開催し、DBJ法に基づく長期の事業資金に係る投融資業務等を行う株式会社として、同年10月1日に設立されました。

当行設立時の資本金は1兆円、発行済株式総数は4,000万株となっております。なお、DBJ法附則第9条の規定に基づき、旧DBJは当行にその財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資しており、それにより取得した株式（4,000万株）を旧DBJへの出資者である政府に無償譲渡しております。

3【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、2025年3月31日現在、当行、子会社108社（うちDBJアセットマネジメント株式会社等の連結子会社43社、非連結子会社65社）及び関連会社31社（持分法適用関連会社）で構成されております。

また、当行グループは、長期資金の供給（出融資）を主たる業務としております。

当行は、当行設立の根拠であるDBJ法に基づく業務を行っております。なお、当行の事業の内容については、以下のとおりであります。

○目的 出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融资機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること。

○業務の範囲 旧DBJの業務（出資・融資・債務保証等）を基本として、高度な金融上の手法を活用した業務を行うとともに、資金調達面では主に社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行うこととしております。

○業務の内容 当行は、長期資金の供給をはじめとする機能を複合的に発揮することにより、お客様への「投融资一体型金融サービス」の提供を行っております。具体的には、シニアローンから、メザニン、エクイティまでシームレスに対応するとともに、アレンジメント、アドバイザー等のサービスも展開しております。

○政府との関係について

(1)政府関与の縮小と、自主的な経営への移行（DBJ法に設ける主な規定）

・予算統制の廃止

旧DBJは政府関係機関予算（国会議決）の対象でありましたが、当行については対象となっていません。

・社債や借入金

通常、特殊会社においては、社債や借入金は個別認可制ですが、当行においては業務の特性に照らして包括認可制となっております。

・投資目的の子会社保有

投資目的の子会社の保有についての規制はありません。ただし、銀行、金融商品取引業者、貸金業者等の子会社の保有については認可制となっております。

・その他

当行の事業計画、定款変更及び代表取締役等の選解任の決議等については認可制となっております。

(2)預金受入れ等に伴う金融監督上の関与

・DBJ法に基づき、当行の主務大臣は財務大臣及び国土交通大臣（承継資産の一部の管理に限る。）となっておりますが、預金受入れ又は金融債発行の開始には主務大臣である財務大臣の承認と内閣総理大臣（金融庁）の同意が必要となっております。

・預金受入れ又は金融債発行を開始した場合には、銀行法の規制（預金者への情報提供、大口信用規制、アームズレングスルール等）を準用するとともに、財務・業務について内閣総理大臣（金融庁）が共管の主務大臣となります。

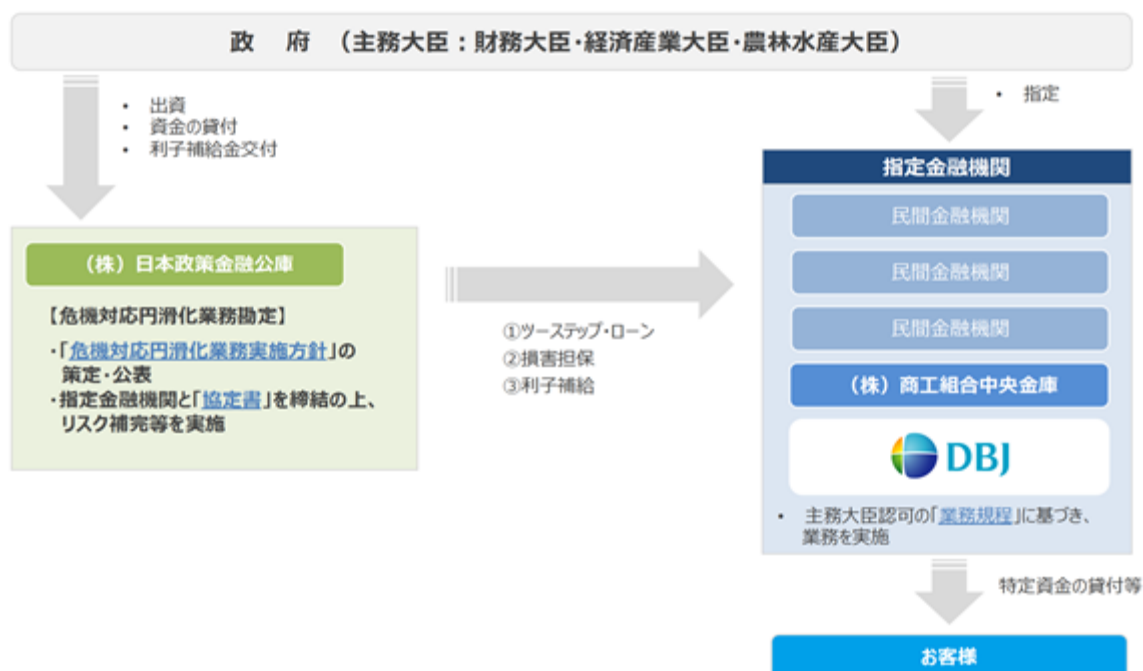
・デリバティブ取引等の金融商品取引業の一部を営むため登録金融機関として登録を行っております。

(3)資金調達上の措置

長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化への寄与という当行の目的を果たしつつ、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、移行期間（当行設立から完全民営化までの間）内に限り政府保証債の発行や財政融資資金借入が措置されております。

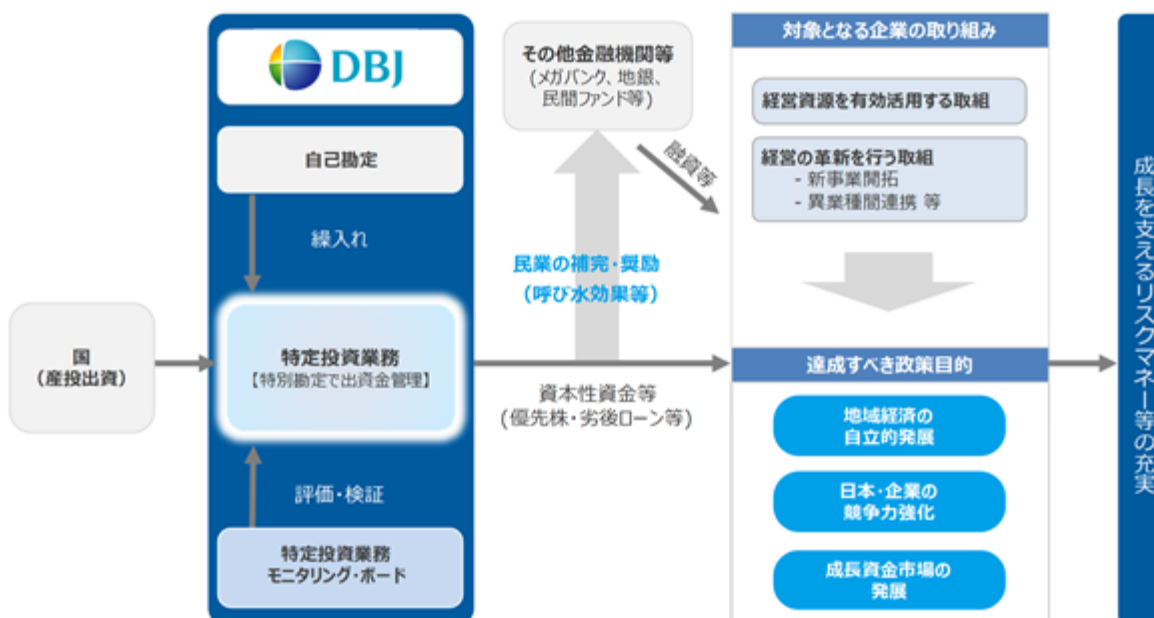
(4) 危機対応業務

内外金融秩序の混乱、大規模な災害、テロリズム、感染症等の危機による被害に対処するために必要な資金（特定資金）を、政府の指定を受けた金融機関（指定金融機関）が、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）からの信用供与等（①ツーステップ・ローン、②損害担保、③利子補給）を受け、迅速かつ円滑に供給するものです。



(5) 特定投資業務

民間による成長資金の供給の促進を図るため、国からの一部出資（産投出資）を活用し、企業の競争力強化や地域活性化の観点から、成長資金の供給を時限的・集中的に実施するものです。



○根拠法改正等について

当行は、指定金融機関として危機対応業務を行っておりますが、2008年秋以降の世界的な金融・経済危機に際し、万全の取組を確保するため、政府出資（交付国債の償還による増資を含む。）を通じた当行の財務基盤強化を可能とする「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（以下「DBJ法改正法」という。）が2009年7月3日に公布・施行されました。

DBJ法改正法により、2012年3月末までは政府出資が可能とされたことに加え、政府保有株式の処分期限が当行設立後おおむね5～7年後を目途から増資対象期間終了後おおむね5～7年後を目途として行うこととされました。

その後、「東日本大震災」に係る危機対応業務への取組に伴い、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」によりDBJ法の読替え・改正が実施され、当行による危機対応業務の円滑な実施を確保するための政府出資の可能期限等がそれぞれ2012年3月末から2015年3月末まで延長されました。

政府保有株式の処分期限についても、従来の「2012年4月からおおむね5～7年後を目途」から、「2015年4月からおおむね5～7年後を目途」まで延期されました。

また、政府による、当行の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずる期限が、2011年度末から2014年度末に延期され、それまでの間においては、政府はその保有する当行の株式を処分しないものとされました。

さらに、このような根拠法改正の経緯や、政府における「成長資金の供給促進に関する検討会」（2014年10月8日第1回開催、同年11月14日第6回開催（中間とりまとめ））での議論等を踏まえ、「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（平成27年法律第23号。以下「平成27年改正法」という。）が2015年5月20日に公布・施行されております。平成27年改正法においては、当行の完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期すとともに、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進する観点から、民間における金融の現状等を踏まえて、以下のとおり、所要の措置が講じられております。

(1)危機対応業務

当分の間、当行による危機対応業務を義務付け、その適確な実施のための政府出資（交付国債の償還によるものを含む。）に係る期限の延長等を実施。

(2)特定投資業務

当行は、民間による成長資金の供給の促進を図るため、2020年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（「特定投資業務」）を集中的に実施し、2025年度末までに当該業務を完了するよう努めることとし、政府は、このために必要な出資等を実施。

なお、特定投資業務については、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励することを旨とすることとされている。

(3)政府による株式の保有等

上記の各業務の適確な実施を確保する観点から、政府に対し、①危機対応業務に対応して、当分の間、発行済株式の3分の1を超える株式、②特定投資業務に対応して、当行が特定投資業務を完了するまでの間、発行済株式の2分の1以上の株式の保有を義務付ける。

(4)適正な競争関係の確保

当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを義務付ける。

特に、特定投資業務の遂行に当たっては、金融機関をはじめとする関係者により一層の円滑な対話を進める。

また、政府における「（株）日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会」（2019年10月3日第1回開催、同年11月26日第4回開催（とりまとめ））での議論等を踏まえ、「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（令和2年法律第29号。以下、「令和2年改正法」という。）が2020年5月22日に公布・施行されております。令和2年改正法においては、特定投資業務について、以下のとおり所要の措置を講ずることとされています。

(1)投資決定期限及び政府による出資期限を2021年3月31日から2026年3月31日まで延長。

(2)業務完了期限を2026年3月31日から2031年3月31日まで延長。

なお、政府における「（株）日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会」（2024年10月17日第1回開催、同年11月19日第4回開催（とりまとめ））での議論等を踏まえ、「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（令和7年法律第36号。以下、「令和7年改正法」という。）が2025年5月16日に公布・施行されております。令和7年改正法においては、特定投資業務について、以下のとおり所要の措置を講ずることとされています。

(1)投資決定期限及び政府による出資期限を2026年3月31日から2031年3月31日まで延長。

(2)業務完了期限を2031年3月31日から2041年3月31日まで延長。

4【関係会社の状況】

2025年3月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所 有（又は被 所有）割合 (%) (注) 1	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
DBJビジネスサポート株式会社	東京都千代田区	23	その他のサービス業	100.0%	4	—	業務委託関係	—	—
DBJデジタルソリューションズ株式会社	東京都千代田区	100	情報システム開発、保守、コンサルティング	91.0%	1	—	業務委託関係	—	—
株式会社日本経済研究所	東京都千代田区	479	調査、コンサルティング、アドバイザリー事業	100.0%	1	—	業務委託関係	—	有
株式会社価値総合研究所	東京都千代田区	75	調査、コンサルティング、アドバイザリー事業	100.0% (8.0%)	1	—	業務委託関係	—	有
DBJ証券株式会社	東京都千代田区	500	証券業	100.0%	1	—	業務委託関係	不動産を賃貸	—
DBJキャピタル株式会社	東京都千代田区	99	投資事業組合の管理等	100.0%	1	—	業務委託関係	不動産を賃貸	—
DBJアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	100	投資運用業、投資助言・代理業	100.0%	1	—	業務委託関係	—	—
DBJ Singapore Limited	シンガポール共和国	1百万シンガポールドル	投融資サポート業務、アドバイザリー業務等	100.0%	2	—	業務委託関係	—	—
DBJ Europe Limited	英国ロンドン市	7百万ユーロ	投融資サポート業務、アドバイザリー業務等	100.0%	2	—	業務委託関係	—	—
DBJリアルエステート株式会社	東京都千代田区	80	不動産賃貸業等	100.0%	1	—	金銭貸借関係 業務委託関係	不動産を賃貸借	—
政投銀投資諮詢（北京）有限公司	中華人民共和国北京市	4百万人民元	投融資サポート業務、アドバイザリー業務等	100.0%	3	—	業務委託関係	—	—
DBJ Americas Inc.	米国ニューヨーク州ニューヨーク市 (注) 2	2百万米ドル	投融資サポート業務、アドバイザリー業務等	100.0%	2	—	業務委託関係	—	—
その他31社（注）3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社) その他31社（注）3、4	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「議決権の所有割合」欄の（ ）内は、子会社による間接所有の割合（内書き）であります。

2. DBJ Americas Inc.の登記上の所在地は、米国デラウェア州ウィルミントン市であります。

3. 連結子会社及び持分法適用関連会社につきましては、主要な会社のみを記載し、その他の連結子会社及び持分法適用関連会社につきましては、その社数のみを記載しております。

4. 持分法適用関連会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社は株式会社リージョナルプラスウイングス、株式会社マーキュリアホールディングス、日本自動車ターミナル株式会社であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2025年3月31日現在

	当行業務	その他業務	合計
従業員数（人）	1,280 [115]	621 [53]	1,901 [168]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2025年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,280 [115]	36.7	13.0	11,352

- (注) 1. 従業員数は、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者を含んでおります。
また海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
2. 従業員数は、執行役員9人を含み、代表取締役3人及び常務執行役員14人（うち、取締役兼務者5人）を含んでおりません。
3. 嘱託及び臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、1. に記載の従業員のうち海外の現地採用者、他社から当行への出向者を含んでおりません。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6. 当行の従業員組合は、日本政策投資銀行職員組合と称し、組合員数（出向者を含む。）は1,105人でありま
す。労使間においては、特記すべき事項はありません。

(3) 提出会社における管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合 (%) (注) 1 (注) 2	男性労働者の育児 休業取得率 (%) (注) 3	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1 (注) 4		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・有期労働者
15.4	63.6	54.5	55.9	55.6

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき当事業年度末時点の実績を算出したものであります。
2. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき、当行の主要連結会社のうちDBJデジタルソリューションズ株式会社・株式会社日本経済研究所についても管理職に占める女性従業員の割合に係る情報公開を行っており、当該指標実績はそれぞれ20.0%（2025年3月公表）・45.8%（2025年5月公表）となっております。
3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
4. 男女の賃金の差異は、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を示しており、2024年4月1日から2025年3月31日を対象期間として算出しております。賃金は、基本給・超過勤務手当・賞与等を含み、退職金等を除いています。パート・有期労働者は、契約職員・再雇用職員を含み、派遣職員を除いています。賃金は性別に関係なく同一の基準を適用しており、男女の賃金の差異は、等級・勤続年数等の差異によるものです。引き続き、誰もが働きやすい環境構築を進めながら、管理職の女性比率の向上、また、これらを通じて男女の賃金の差異の縮小に努めてまいります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当行グループにおける、具体的な経営方針、経営環境及び対処すべき課題等といたしましては、以下のとおりであります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において当行グループが判断したものであります。

<第5次中期経営計画の策定・推進>

○第5次中期経営計画の基本方針

デジタル化や生産年齢人口の減少、グローバル化、サステナビリティへの意識の高まり等、抜本的な人口構造や社会構造の変革が加速し、社会課題とお客様の経営課題が一体不可分となることが見込まれる中、当行グループは、様々な金融機関や事業会社等と連携・協働し、リスクマネーやナレッジを活用しながらお客様起点で投融資機会を創出することで、我が国金融市場の活性化に貢献し、経済価値と社会価値の両立に取り組みます。

○目標とする経営指標

2021年5月に公表しました第5次中期経営計画については、その骨格を維持しつつ取組を強化すべく2023年5月に見直しを公表しております。第5次中期経営計画最終年度の財務目標は下表のとおりとし、引き続き収益性と健全性の双方に配慮したリスク・リターン・ポートフォリオの構築を目指します。

なお、以下の目標とする経営指標は、当行グループが見直し後の第5次中期経営計画を公表いたしました2023年5月16日現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

<経営指標（連結）>

	2025年度（第5次中期経営計画最終年度）目標（注）1
業務粗利益（注）2	2,100億円程度
親会社株主に帰属する当期純利益	850億円程度
経費率（注）3	34%程度
総資産	21兆円程度
ROA（注）3	1%程度
ROE（注）3	3%程度
自己資本比率 （パーゼルⅢ最終化完全適用ベース）（注）4	14%程度

（注）1. 2023年5月に見直しを公表。

2. クレジットコスト除き、経営管理上の実態業務粗利益。

3. 経費率、ROAは業務粗利益比。ROEは当期純利益比。

4. 普通株式等Tier1比率。

○第5次中期経営計画に基づく具体の主要な施策

①DBJ GRIT戦略

新型コロナウイルス感染拡大で加速した2050年の持続可能な社会への流れを踏まえ、民間金融機関等と連携し、カーボンニュートラルの実現に向けた取組（Green）やしなやかで強い安心安全な地域・社会や産業基盤の構築を支援する取組（Resilience & Recovery）、長期的視点から事業化可能と評価できるイノベーションに関する取組（Innovation）、カーボンニュートラル等の実現に向けて、現在の事業基盤を前提として着実な移行に向けた戦略的取組（Transition / Transformation）を、投融資一体のビジネスモデルを活かし、お客様起点で支援します。

②事業戦略

第5次中期経営計画を強化する取り組みとして、特にGXやサプライチェーン強靱化等、お客様のニーズに応えるためのリスクマネー供給機能の強化、日本経済の成長促進のためのスタートアップをはじめとした新事業創出への支援、産業・地域・世代を繋ぐ地域におけるトランジションへの支援、変化に適応し未来を創造するための人材育成に注力して参ります。

(産業をつなぐ：産業の潜在力を引き出す)

- ・既存業種を超えた横断テーマへの対応を強化
- ・CVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）と連携したリスクマネー供給や大企業とベンチャー等をつなぐ取組
- ・イノベーションの社会実装への挑戦

(世代をつなぐ：しなやかで強い社会を次世代につなぐ)

- ・持続可能な社会の実現に向けたインフラ整備の推進
- ・災害とその復旧に備える官民連携の推進
- ・サプライチェーン強靱化支援
- ・お客様のトランジションや非財務価値の見える化に向けたエンゲージメント（対話と行動）の強化
- ・DBJサステナビリティ評価認証型融資等、当行の特色を活かしたサステナブルファイナンスの推進

(地域をつなぐ：地域の新たな発展を支援)

- ・脱炭素に向け各地域の特徴を踏まえた公正な移行の支援
- ・地域の交流人口を増やす取組の推進
- ・ナレッジを活用した特色ある地域資源の発掘
- ・事業承継支援や再生案件への取組
- ・地域金融機関との連携・協働を通じたリスクマネー供給

③経営基盤戦略

事業戦略の着実な遂行のために、非財務資本を含めた経営基盤を強化して参ります。

(財務資本)

- ・リスク／リターン管理の高度化
- ・サステナビリティボンド等を含む資金調達手法の多様化

(非財務資本)

- ・人的・知的資本：戦略に整合した人材の確保や人材育成の強化、業務効率化、高付加価値化を含めた仕事の進め方改革
- ・関係資本：金融機関等をはじめとする他社との協働、ステークホルダーとのコミュニケーション強化

<危機対応業務等への取組>

危機対応業務については、当行は指定金融機関として行って参りましたが、平成27年改正法において、当分の間、当行による実施が義務付けられるとともに、その適確な実施のための政府出資（交付国債の償還によるものを含む。）に係る期限の延長等所要の措置が講じられています。係る危機対応業務については、当行が企業理念として掲げるパブリックマインド等にも合致しており、今後とも着実に取り組むべきものと考えております。

近年では、我が国の産業・社会インフラ・地域に未曾有の被害をもたらした「東日本大震災」に加え、2016年4月に発生した「平成28年熊本地震」につきましても、過去の震災対応等における経験や産業界・政府部門とのネットワークを活かし、危機対応業務等を適切に遂行して参りました。また、2020年3月19日には「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定され、2023年3月末に業務を完了するまで、同事案による影響を受けた事業者への支援に取り組んで参りました。

危機対応業務につきましては、「第2 事業の状況」「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」「(1) 経営成績等の状況の概要」<危機対応業務について>をご参照ください。

<特定投資業務への取組>

令和2年改正法では、当行において、民間による成長資金の供給の促進を図るため、2025年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（特定投資業務）を集中的に実施し、2030年度末までに当該業務を完了するよう努めることとされており、政府による必要な出資等所要の措置が講じられています。

なお、2025年5月16日に公布・施工された令和7年改正法に基づき、特定投資業務について、投資決定期限及び政府による出資期限は2026年3月31日から2031年3月31日まで延長されるとともに、業務完了期限は2031年3月31日から2041年3月31日まで延長されております。

特定投資業務は、我が国産業競争力の強化に向け、2013年3月に当行が自主的な取組として設立した「競争力強化ファンド」を発展的に承継したものであり、当行としましては、地域経済の自立的発展に資する地域の特性を活かした事業活動の活性化又は我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企業の競争力の強化に資するリスクマネー供給に適切に取り組んで参ります。

特定投資業務につきましては、「第2 事業の状況」「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」「(1) 経営成績等の状況の概要」＜特定投資業務について＞をご参照ください。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当行グループは、「金融力で未来をデザインします」を使命として掲げ、金融フロンティアの弛まぬ開拓を通じて、お客様及び社会の課題を解決し、日本と世界の持続的発展を実現することを目指しております。

そのために、産業・インフラ分野のプロフェッショナルとして幅広いリスク対応能力を発揮して事業や市場の創造をリードすると共に、危機対応など社会的な要請に的確に応え、2030年の経済・社会において独自の役割を果たすといった、2030年時点のありたい姿・あるべき姿を「ビジョン2030」として定めております。



DBJ法における目的規定である「長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること」及び当行グループのサステナビリティ経営に通底する「経済価値と社会価値の両立」という理念を踏まえ、「ビジョン2030」で描く将来像を実現させるための経営上の重要課題をマテリアリティとして特定しております。また、持続可能な社会の実現に貢献していくための基本姿勢として、「サステナビリティ基本方針」を策定しております。

マテリアリティ(経営上の重要課題)		具体施策	SDGs
 持続可能なインフラ形成	脱炭素に向けたトランジション	- エネルギー分野におけるトランジションと安定供給の両立に向けた投融資 - 水素・アンモニア等クリーンエネルギーの普及や次世代モビリティ等の社会実装 - 公共インフラの維持・更新に関する官民連携の推進 - 経済・社会活動を支える自然資本・生物多様性・循環経済をテーマにした取組	
	次世代に向けたインフラ構築		
 産業の技術革新及び再編成	イノベーション推進を通じた日本の産業競争力強化	- 新事業・事業再編・DXに向けた後押し、グローバル市場への水先案内 - クライメート・ディープテック分野、グロースステージ等スタートアップ向け投資 - Society5.0投資等による経営サポート - ポストコロナ・脱炭素・循環経済等を踏まえたサプライチェーン再構築	
	サプライチェーンの再編成		
 潜在力を活かした地域創生	地域の公正な移行	- ステークホルダーとの連携・協働による地域未来像の創造 - 脱炭素社会への公正な移行に向けた産業・地域の両観点からの提言・サポート - インバウンド回復など観光等の交流人口増加の後押し - 特色ある地域資源の発掘に向けたリスマネー供給及びナレッジ提供	
	人口減少への対応		
 金融分野の市場創造とセーフティネット	金融市場のフロンティア拡大	- サステナブルファイナンス市場の拡大(投融資・AM・債券発行) - ベンチャー・キャピタル、セカンダリーファンドへの投資拡大 - 民間金融機関等との協働による多様な投融資機会の提供 - 危機対応業務等のセーフティネット機能の発揮	
	スタビライザー機能発揮		
 金融フロンティアに挑戦する人材育成	挑戦・協働の支援	- 職員やチーム単位での挑戦を支援する人事制度の実現 - 実践的なOJTと豊富な研修機会を通じた人材の育成 - 多様性を尊重し、職員の自立性・能動性が発揮できるような環境の整備	
	職員の自己実現感向上		
 リスマネー供給に向けた経営基盤強化	リスク対応力の強化	- 投資業務の強化に応じた体制の整備、リスク・リターンを踏まえた投資管理の高度化 - 不断の業務の見直し、デジタル化を活用した業務の高度化 - グループ体運営の強化	
	仕事の進め方改革		

これらに基づき、当行グループにおける特に重要なサステナビリティ項目として、「気候変動」及び「人的資本」を認識しており、これらに関する取組をステークホルダーの皆様との連携・協働の下で積極的に進めながら、地域やお客様の課題解決を通じて持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

(1) 気候変動に関する対応

当行グループとして、2050年までの温室効果ガス（GHG）排出量ネットゼロの達成を目指し、気候変動対応とエネルギー安定供給等との両立を踏まえつつ、脱炭素社会の実現を目指しております。お客様のトランジションを積極的に支援する方針を定めるとともに、建設的な対話を通じたお客様ごとの課題解決策の提示といったエンゲージメント活動を強化しております。自社のGHG排出量（Scope 1・2）や投融資ポートフォリオからのGHG排出量（Scope 3）について、定量的な削減目標を設定し、実績値を計測・集計しております。

①ガバナンス

気候変動をはじめとする様々なサステナビリティに関する課題への対応方針や取組状況について、サステナビリティ委員会等において審議の上、必要な事項については経営会議にて審議・決定し、取締役会に報告しております。サステナビリティ委員会は事務局を経営企画部サステナビリティ経営室が担い、行内外の情報の結節点となるほか、各種の施策を推進しております。また、社外有識者と社外取締役で構成される取締役会の諮問機関であるアドバイザリー・ボードにおいて、「GRIT戦略」を含めた業務計画等の取組状況の報告を行うとともに、その審議内容を踏まえて業務計画やリスク管理の高度化への反映を行っております。

②戦略

a. カーボンニュートラルに関する考え方

2015年のパリ協定採択以降、各国政府や業界団体・企業が脱炭素社会に向けた意思表明を行っており、気候変動の緩和と適応に向けた動きが加速しております。日本政府も、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、その実現に向けて各種の政策が進められております。

そのなかでは、社会の安定や持続可能性もまた不可欠であり、カーボンニュートラルに向けて一辺倒に取り組むだけではなく、各国・地域の事情等を踏まえた、現実的な移行（トランジション）を模索することが重要であると考えられます。

我が国のカーボンニュートラルに向けては、デジタル化の進展等による将来のエネルギー需要拡大の可能性も見据えながら、エネルギーの安定供給とカーボンニュートラルに向けた取組を両立させる現実的な移行（トランジション）を推進するとともに、非連続なイノベーション技術の開発促進により、カーボンニュートラルに向けた阻害要因となる技術的課題やコストの大きさを乗り越え、ひいては産業競争力の維持・強化につなげていくことも重要となります。

当行グループは、お客様起点に立ち、脱炭素に向けた取組をサポートし、経営課題を解決することを通じて、当行グループとして2050年までの投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの実現を目指してまいります。その実現と、トランジション対応の両立が重要と考え、お客様の脱炭素への移行の後押しやエンゲージメント強化の観点でも重要な方針となる、「トランジション方針」と「2030年中間削減目標」を策定しております。

当行グループは、お客様との建設的な対話（エンゲージメント）を推進しつつ、日本企業の競争力を維持・強化し、お客様の成長に貢献してまいります。

b. トランジション方針

多排出産業のお客様による中長期的な移行計画に基づくGHG排出量削減につながる取組への資金供給を行い、脱炭素化に向けて地域を含めたトランジションを進めることで、2050年までのGHG排出量ネットゼロの達成を目指します。

燃料価格高騰や地政学リスク等の不透明性が高まる中、社会の持続可能性と脱炭素に向けた投資の両立に向けて多排出産業への資金供給を行うことで、DBJへ割り当てられるGHG排出量は一時的に増加するものの、これらは脱炭素に向けた社会のトランジションには必要不可欠であることから、お客様の移行に資する投資への資金供給に積極的に取り組む方針です。産業や地域横断的な脱炭素化への対応に向けては、金融による課題解決のみならず、産業界や地域のステークホルダーに対する提言の実施やナレッジ面でのサポートを強化していきます。また、クライメートテックや、核融合等の新技術をはじめとするイノベーションに向けたスタートアップ等への資金供給面においても、積極的にお客様をサポートしていきます。

c. エンゲージメント活動

お客様の脱炭素に向けた取組をサポートするべく、当行グループはサステナブルファイナンスやアドバイザリーサービス、コンサルティングサービスを提供するほか、グループ全体でクライメートテックや新技術へのリスクマネー供給などに取り組んでおります。

また、そのような投融資やアドバイザリーサービス、コンサルティングサービスの提供にあたっては、お客様との建設的な対話（エンゲージメント）を推進することで、お客様や業界の課題について理解を深めるとともに、DBJグループからお客様に対して問題提起や仮説提示を行いながら、課題解決に向けたサポートのあり方を追求しています。

d. 気候関連リスクの分析

気候関連金融リスクとして、移行リスクと物理的リスクを認識しております。前者は、主に炭素税の導入や低炭素技術への置換による売上減少や費用増加等に伴う投融資先の信用力の低下として、後者は、主に異常気象による担保価値の毀損やサプライチェーンの混乱等を通じた投融資先の信用力の低下として、与信コストの増加を通じて当行グループの経営戦略に影響を与える可能性があるとして認識しております。

移行リスクについてはエネルギーセクター全体（電力、石油、ガス）及び鉄鋼セクターを、物理的リスクについては水災に伴う直接的影響（担保価値毀損）及び間接的影響（事業停滞）を対象としたシナリオ分析に取り組んでおります。これらの分析結果は、現在の投融資残高を維持した場合でも、財務影響は長期的な視点で受容し得る水準に収まることを示唆しております。

気候関連金融リスクを分析するための手法やデータは発展が著しく、刻々と変化しており、今後もその動向を注視しつつ、必要に応じて分析手法の高度化への取組を進めていきたいと考えております。

気候関連リスクの分析概要

分析の概要

	移行リスク	物理的リスク
リスクイベント	ネットゼロに向けた急激な政策変更	水災（洪水の発生）
シナリオ	NGFS ^{*1} のDelayed transitionシナリオ	IPCC ^{*2} のRCP ^{*3} 8.5（4℃シナリオ）
分析対象	エネルギー及び鉄鋼セクター	水災に伴う担保価値毀損・事業停滞の影響
対象資産	投融資残高	投融資残高
分析期間	2050年まで	2100年まで
分析結果 （与信コスト増加額）	約1,050億円（累計）	約200億円（累計）

^{*1} NGFS：Network for Greening the Financial System（気候変動リスク等にかかる金融当局ネットワーク）

^{*2} IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）

^{*3} RCP：Representative Concentration Pathways（代表濃度経路シナリオ）

③リスク管理

気候変動への備えが不十分であることは、経営に重要な影響を与えるリスクのひとつであると認識し、シナリオ分析による移行リスク・物理的リスクそれぞれの影響分析や、当該リスクにかかる取組方針の策定等を実施し、データ管理や分析手法の高度化を含め、継続的なリスク管理に取り組んでおります。経営会議傘下の「ALM・リスク管理委員会」等において、取組状況の報告・審議を行っております。

投融資に際しては、特定のセクターや事業に対しての取組方針を「環境・社会に配慮した投融資方針」として定めており、進捗状況をモニタリングしております。

④指標及び目標

a. GRI T戦略投融資額

第5次中期経営計画において、気候変動への取組を含めた持続可能な社会の構築に向けた「GRI T戦略」を推進しており、その投融資額として5年間で5.5兆円を目途として取組を進めております（2021年4月～2025年3月累計：4.6兆円）。引き続き、投融資先のサステナビリティに関する取組を積極的に支援し、持続可能な社会の構築に向けた投融資を強化してまいります。

b. GHG排出量

2050年までのGHG排出量ネットゼロの実現を目指し、GHG直接排出量（Scope 1）、GHG間接排出量（Scope 2）、投融資ポートフォリオからのGHG排出量（Scope 3）の計測・集計のほか、開示手法の高度化や拡充についても、継続的に検討しております。

Scope 1・2について「2030年度までのネットゼロ」を目標として掲げ、当行及び国内主要グループ8社を対象に、実績値を計測・集計しております（2023年度実績：1,036t-CO₂e）。排出量削減に向けては、経営企画部サステナビリティ経営室を中心として、継続的な取組を推進しております。

Scope 3については、電力セクター及び石油・ガスセクター向け投融資ポートフォリオからのGHG排出量に関する中間削減目標を設定しております。

産業全体の脱炭素化に向けて電力セクターにおける脱炭素化が不可欠であり、脱炭素化に至る過程では電力需要の増加が見込まれることに加え、当行の電力セクターに対する与信額に鑑み、電力セクター向け投融資ポートフォリオからのGHG排出量に関する中間削減目標を設定しております。社会・産業全体の脱炭素に至る過程（トランジション）においては、クリーンエネルギーの普及や技術革新・実用化支援等を通じた、GHG排出量削減にかかる効率性を重視していることから、排出原単位（発電量当たりのGHG排出量）について「2030年において138-265g-CO₂e/kWh」という中間削減目標を掲げ、取組を進めております（2023年度実績：361g-CO₂e/kWh）。

産業全体の脱炭素化には、石油・ガスセクターにおける脱炭素化も不可欠であり、特に上流生産事業は脱炭素化の移行に向けてバリューチェーン全体に影響を与えることに加え、当行の石油・ガスセクターに対する与信額も踏まえ、上流生産を主たる事業とする企業（統合型企業を含む）を対象に、石油・ガスセクター向け投融資ポートフォリオからのGHG排出量に関する中間削減目標を設定しております。計測指標については、GHGの絶対排出量を対象としたうえで、石油・ガスセクターのGHG排出量はScope 3（販売した製品の燃焼時に生じるGHG排出量）が大部分を占めることから、Scope 1・2に加えて対象スコープとしております。中間削減目標としては「2030年において2022年度比11～26%削減」を掲げ、取組を進めております（2023年度実績：7.5百万t-CO₂e（2022年度比11%削減））。

なお、計測及びモニタリングにあたっては、標準的手法とされるPCAF Standard（Partnership for Carbon Accounting Financials Standard）を用いております。

（2）人的資本に関する対応

①ガバナンス

人的資本関連の長期戦略は当行グループ経営の中核を為すという観点から、中期経営計画に反映の上、取締役会にて決定されております。

②戦略

a. 基本方針

経済価値と社会価値の両立及び向上を目指す当行グループの価値創造プロセスを実行していくためには、「4つのDNA（長期性・中立性・パブリックマインド・信頼性）」を基礎に当行グループの価値観を追求し、特色あるビジネスモデルを実践する人材の獲得と育成が鍵となります。そのためには様々な経験を持つ人材がモチベーション高く活躍できる仕組みづくりが重要であると考えており、人的資本の価値向上を最重要課題の一つとして位置付け、様々な取り組みを推進しております。当行グループの提供価値の源泉は「人材」です。常に進化するビジネスモデル及び使命、価値観を実現するため、人材力・組織力の向上を目指します。

I. 価値観・「4つのDNA」

当行グループの人材に共通する「挑戦と誠実」という価値観、そして政策金融機関時代から変わらず受け継がれてきた「4つのDNA」こそが、価値創造プロセスの源泉となっております。

戦後復興の時代から長期資金を提供してきた当行グループでは、長期的な視座でお客様やその先にある産業や社会を見据え支援する姿勢が永く受け継がれてきました（「長期性」）。また、特定の企業グループに属さない立場から日本の経済社会にとって何がベストなのかという視点で働ける「中立性」も特徴です。そして、経済価値だけでなく社会価値も同時に実現する「パブリックマインド」は、DBJの人材が仕事に取り組む際のモチベーションの根幹にあるものです。こうした特徴が相まって、お客様や社会からの「信頼性」が得られると考えております。

これら「4つのDNA」を基礎としながら、長期的な視座でお客様の経営課題や社会課題に誠実に向き合い、解決策を徹底的に追求し、他の金融機関とは異なる独自の役割を果たすことこそが当行グループの存在意義であり、そのために当行グループの人材は時代の一步先を見据え、果敢に自らを変化させ、絶えず新たな課題に挑戦していく必要があります。

II. 人材開発ビジョン

「ゼネラリストを超えたスペシャリスト」という人材開発ビジョンを掲げ、金融のプロフェッショナルとして自律的かつ先駆的な行動を促す人材育成を行っております。

変化を厭わず自律的に成長し、高度な専門性を備えつつ広い視野と柔軟性をあわせ持ち、顧客課題・社会課題の発見・解決に貢献できる人材を育てる、こうした考え方のもと、様々な人事制度や人材育成施策の構築を行っております。

III. 人事施策の基本方針

職員が挑戦を推進していくための環境づくりとして、DBJの人事施策を、配属・プロモーション・報酬・キャリアサポート・ライフサポートの5つのカテゴリーに整理のうえ「DBJ-HRパッケージ」として設定・運用しています。

- ・配属：戦略的ローテーションを通じた多様な実務経験・幅広い視野・専門性獲得のサポート
- ・プロモーション：昇格による裁量・意思決定範囲の拡大
- ・報酬：挑戦・協働による通常業務を超えた能動的な貢献に対し、適切に処遇
- ・キャリアサポート：実践的なOJT・豊富な研修・外部経験機会の提供
- ・ライフサポート：働きがいのあるキャリアを維持する・働きやすさを実現するための各種制度の整備

「社会の変化に対応し、事業を変革していける人材の輩出に向けた成長支援・人材の確保」（組織の視点）、「DBJグループでのキャリアにおける働きがいと働きやすさの向上」（個人の視点）の両輪が整合するよう、今後も様々な人事施策のアップデートを行っていきます。

b. 人材育成制度の概要

当行の人材に共通する「挑戦と誠実」という価値観、そして政策金融機関時代から変わらず受け継がれてきた「4つのDNA」を基盤として、人的資本の価値を一層高めるための様々な取り組みを行っております（全体像については、下図参照）。

I. 採用強化・グループ全体での戦略的人事配置

セクター・エリア・機能等当行グループの戦略遂行に必要な様々な経験・考え方を有する人材をグループ全体で確保すべく、新卒採用とキャリア採用の両面で、人材採用を強化しております。また、グループ全体での人事交流を強化することで、ビジョン・価値創造プロセスのより一層の浸透に努めてまいります。

II. 人材育成とエンゲージメントの向上

DBJグループの競争力の源泉は人材にあり、刻々と変化する時代のニーズに対応し、絶えず新たな課題に挑戦していくためには、職員一人ひとりの継続的な成長が必要です。実践的なOJTと豊富な研修機会を通じて、様々な経験・スキルを獲得・伸長し、有機的に結合・活用できる人材の育成に、グループ全体で取り組んでおります。

・戦略的ローテーション

複数の部署や外部機関（中央官庁、国内外グループ会社、投資先企業、スタートアップ企業等）で多様な実務経験と幅広い視野を獲得しつつ、高度な専門能力も着実に育成

・グローバル人材育成

充実した海外大学院留学・トレーニー制度を設けるとともに、若手職員やマネジメント層等の階層別に海外トップ大学と連携したDBJ独自のリーダーシップ育成プログラム（全編英語）を運営

・マネジメント力強化

キャリア早期から経営人材として求められるマネジメント力・リーダーシップを涵養するために、キャリアの各層でそれらの獲得・発揮をサポートする研修・人事施策を実施

・新入行員の成長支援

新入行員に対し、約3カ月にわたるDBJ独自の会計・財務分析をはじめ、1年を通じた各種研修プログラムで、徹底した成長支援を実施。また、入行1・2年目の職員一人ひとりへは、経験豊富な先輩職員がOJT統括としてアサインされ、当該先輩職員を起点にチーム全体が一丸となって若手職員の育成を担う体制を構築

・人事面談の実施

希望する職員全員に対し、今後のキャリアパス形成に関する人事部職員による面談を毎年度実施

・エンゲージメントの向上

従業員向けエンゲージメント調査の実施、調査結果の検討、各部署でのアクションプランの作成と改善活動を毎年度継続

III. ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンと生産性向上

職員が活き活きと働くことができる職場づくりを進めるために、相互理解の促進、各人の生産性向上を目指した取り組みを行っております。

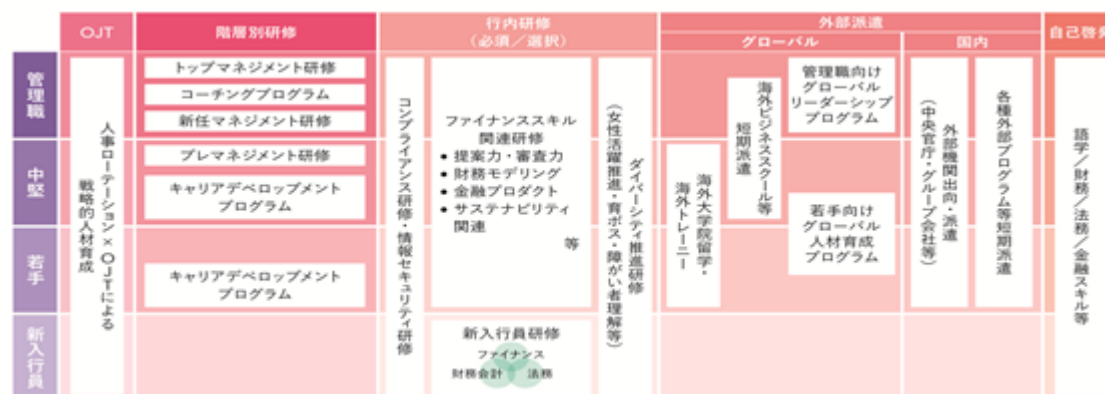
・在宅勤務やコアタイムありフレックス勤務等、柔軟な働き方を実現する制度により、生産性とレジリエンスを向上

・産育休や時短勤務、育児目的休暇等、育児・介護等にかかる就業・休業制度の充実を図るとともに、保活・育児・介護等に関する各種専門家を招聘したセミナーを開催。バースサポート制度（不妊治療とキャリアの両立支援制度）を新設

・「仕事と育児・介護両立支援ガイド」の作成・配布や、障がい者への理解促進にかかるセミナー開催等を通じて、職員同士が相互に理解し協力し合える関係構築を促進

・より一層の女性活躍の実現を目指し、キャリア開発に関する研修や交流イベント等の取組を継続的に推進

・定期健康診断のみならず、外部専門家によるカウンセリング体制の整備、役職員を対象にしたセルフレジリエンス研修の実施等を通じて、役職員の心身の健康をサポート



③リスク管理

「第2 事業の状況」にも記載の通り、社会構造の変革が加速し、社会課題と顧客の経営課題が一体不可分となることが見込まれる中、当行グループとして、様々なステークホルダーと連携・協働し、リスクマネーやナレッジを活用することで変容著しい社会に対して経済価値と社会価値を両立させられる適切なソリューションを提供し続ける使命を負っているものと認識しております。一定のスキルや分野に偏重した人材育成に留まる場合、加速度的に変容し続ける社会の要請に応えることが困難となるリスクがあると認識しておりますので、前述の人材育成制度等を通じて、専門性と総合性を併せ持ち、リーダーシップを以て周囲と協働可能な人材を育成してまいりたいと考えております。

④指標及び目標

「②戦略」にも記載の通り、職員が持続可能な形で生産性高く働けるような環境づくりを推進する観点で、下記の目標を達成すべく人的資本に係る施策を進めてまいります。

指標	実績（2024年度）	目標
育児休業取得率	男性 63.6% 女性 121.7%	(2025年度) 男性 50%以上を維持 女性 90%以上を維持
女性管理職比率	15.4%	(2025年度末) 15%

（注）当行グループ全体での記載は困難であるため、当行グループにおいて主要な事業を営む提出会社の指標について記載しております。

3【事業等のリスク】

以下において、当行グループ（当行並びにその連結子会社）の事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当行の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があるとして認識している以下のリスクのうち、それらが顕在化する可能性や影響度等の観点で、特に重要であると考えられる事項は、(1)～(5)です。

なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める所存であります。リスク管理につきましては、「第4 提出会社の状況 4コーポレート・ガバナンスの状況等」の記載をご参照下さい。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において当行グループが判断したものであります。

(1) 日本政府の政策が当行組織の在り方に及ぼす影響について

当行は、2006年5月に国会において成立した行政改革推進法及び政策金融の抜本的な改革の一環として、2007年6月6日に国会において成立したDBJ法に基づき、旧DBJの財産の全部（DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項の規定に基づき、旧DBJの一切の権利及び義務（DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して2008年10月1日に設立されました。

現在は、当行株式の100%を政府が保有しているため、当行の業務及び財政状態は政府の政策の影響を受ける可能性があります。

2015年5月20日に公布・施行された平成27年改正法に基づき、当行の完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期すとともに、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進する観点から、民間における金融の現状等を踏まえて、以下のとおり、所要の措置が講じられております。

また、2020年5月22日に公布・施行された令和2年改正法に基づき、特定投資業務について、投資決定期限及び政府による出資期限は2021年3月31日から2026年3月31日まで延長されるとともに、業務完了期限は2026年3月31日から2031年3月31日まで延長されております。

さらに、2025年5月16日に公布・施行された令和7年改正法に基づき、投資決定期限及び政府による出資期限は2026年3月31日から2031年3月31日まで延長されるとともに、業務完了期限は2031年3月31日から2041年3月31日まで延長されております。

1. 危機対応業務

当分の間、当行による危機対応業務を義務付け、その適確な実施のための政府出資（交付国債の償還によるものを含む。）に係る期限の延長等を実施。

2. 特定投資業務

当行は、民間による成長資金の供給の促進を図るため、2030年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（「特定投資業務」）を集中的に実施し、2040年度末までに当該業務を完了するよう努めることとし、政府は、このために必要な出資等を実施。

（※）なお、特定投資業務については、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励することを旨とすることとされている。

3. 政府による株式の保有等

上記の1・2の業務に関する措置を講ずる間、各業務の適確な実施を確保する観点から、政府に対し、①危機対応業務に対応して発行済株式の3分の1を超える株式、②特定投資業務に対応して発行済株式の2分の1以上の株式の保有を義務付ける。

4. 適正な競争関係の確保

当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを義務付ける。

（※）特に、特定投資業務の遂行に当たっては、金融機関をはじめとする関係者とより一層の円滑な対話を進める。

こうした当行組織の在り方に関する政府の政策により、当行業務及び組織は影響を受ける可能性があります。政府の動向を注視しながら、適切に対応して参ります。

(2) 危機対応業務の遂行に伴う当行業績への影響について

危機対応業務は内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、政府が指定する金融機関（指定金融機関）が株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。その後の改正を含む。）に基づき、日本公庫からのリスク補完等を受け、危機に対処するために必要な資金を供給する業務として、2008年10月1日より開始されているものです。

2008年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応策として、政府は同年10月30日に策定された経済対策「生活対策」において「商工中金、政投銀による金融危機対応業務の発動」を掲げ、同年12月11日には「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」の危機認定を行っています。

さらに2008年12月19日に策定された経済対策「生活防衛のための緊急対策」において予算枠の拡充・C P（コマーシャルペーパー）購入業務の追加等を含む「日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した中堅・大企業の資金繰り対策」が掲げられました。これを受け、2009年1月27日には平成20年度二次補正予算が成立し予算枠が拡充された他、同年1月30日にはC P購入業務の追加等を含む政省令の改正等が行われました。

加えて、同年4月10日に公表された「経済危機対策」において、中堅・大企業向け危機対応業務として計15兆円という大規模な危機対応業務が具体的施策として掲げられました。さらにその後、同年5月29日には平成21年度補正予算が成立し、同年6月26日に国会において成立したD B J法改正法においては、政府出資による当行の財務基盤強化（出資対象期間は2012年3月末日まで）により、危機対応業務の円滑な実施が可能となるよう対策が講じられました。

これを受け、同年9月24日には、措置された政府出資枠3,500億円及び交付国債1兆3,500億円のうち、政府出資枠3,500億円の一部として、同年6月末日までの危機対応業務の実績に対応する分について、株主割当の方法により普通株式2,064,640株を1株当たり払込金額5万円（払込金額総額1,032億3,200万円）で発行したことに加え、以降の危機対応業務の実績等に対応する分についても、2010年3月23日に株主割当の方法により普通株式1,559,240株を1株当たり払込金額5万円（払込金額総額779億6,200万円）で発行しております。発行した株式については、全部を政府に割り当てており、全額を資本金としております。

当該業務として実施した中堅・大企業向け融資及びC P購入に関して生じる恐れのある損失の一部については、日本公庫との損害担保取引により補填される枠組みも措置されておりますので、当行としては、この損害担保取引の枠組みを適切に活用していく所存です。しかしながら、当該損害担保取引は損失の全額を補填するものではないこと等から、投融資先の予期せぬ業績の悪化及び倒産等、想定外の事由が発生した場合には、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、2011年3月11日に発生した「東日本大震災」による被害に係るものにつきまして、政府により同年3月12日付で危機対応業務の対象に追加されております。当該対象の追加に係る通知にて、危機対応業務の実施期間は再延長されております（一方で、「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」等の実施期間については、2011年3月末日までにて終了しております）。

併せて、財特法の特例により、「東日本大震災」による被害に対処するために当行が行う危機対応業務の円滑な実施のために行われる増資等については、対象期間が「平成27年3月末日まで」と読み替えられ適用されることとなっております。

D B J法改正法及び平成21年度補正予算に基づき措置された交付国債1兆3,500億円について、「東日本大震災」に係るものを含む危機対応業務の実施状況を踏まえ、D B J法の規定に基づき、2011年12月7日に交付国債61億7,000万円、2012年6月6日に同105億2,800万円、2012年12月6日に同86億3,700万円の償還が行われ、交付国債の額面金額が同額ずつ減少するとともに、当行の資本金が同額ずつ増加しております。

また、上記とは別に、2012年3月23日に震災復興に係るリスクマネー供給の円滑な実施のために必要な財務基盤を確保する目的で、株主割当による増資を行った結果、資本金が4億2,400万円増加しております。

さらに、2015年5月20日に公布・施行された平成27年改正法においては、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期すという観点から、当分の間、当行による危機対応業務の実施が義務付けられるとともに、当行が行う危機対応業務の円滑な実施のために行われる増資等についても延長措置がなされております。なお、危機対応業務の適確な実施のために政府が出資した金額の累計額2,065億円については、D B J法附則第2条の22等の規定に基づき、資本金から危機対応準備金への振替を実施しております。

また、「新型コロナウイルス感染症」による被害に係るものにつきまして、政府により2020年3月19日付で危機対応業務の対象に追加され、2022年9月30日に実施期間が終了しております。

今後についても、危機対応業務の適確な遂行による与信残高の増加、あるいは、その対応策として、交付国債の償還により当行の財務基盤が強化されることで、当行の自己資本比率をはじめとする各経営指標にも影響を及ぼす可能性があります。

融資業務の遂行に伴う当行業績及び財政状態への影響については、「(4) 信用リスク」をご参照ください。

(3) 特定投資業務の遂行に伴う当行業績への影響について

2015年5月20日に公布・施行された平成27年改正法に基づき、民間による成長資金の供給の促進を図るため、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する業務（特定投資業務）を集中的に実施してきております。

これを受けて、当行は、DBJ法附則第2条の14第1項の規定に基づく政府出資払込みを受けており、当該出資金額については、DBJ法附則第2条の23第2項の規定により、特定投資準備金に計上しております。なお、特定投資準備金については、DBJ法附則第2条の27第2項、第4項及び第5項の規定に基づき、特定投資業務の実施状況及び財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと当行が認める場合には、株主総会決議及び財務大臣認可を経て、その額の全部又は一部を減少することができるとされております。

当該業務の遂行に伴う当行の業績及び財政状態への影響については、「(5) 投資リスク」をご参照ください。

(4) 信用リスク

当行は、景気の動向や不動産価格の変動等を背景に、投融資先の経営状況が悪化して資産の価値が減少ないし消滅する可能性がある信用リスクを負っています。これまでも貸倒引当金の適正な計上、不良債権のオフバランス化をはじめ、不良債権への対応を着実に進めてきましたが、以下のような場合又は想定外の事由が発生した場合には、より資産価値が劣化する可能性があります。

- ・国内外の景気の悪化
- ・不動産価格又は株価の下落
- ・企業の倒産又は自己破産の増加
- ・当行からの借入人が破産した場合又は経済的な困難に直面した場合に、その債務に関して債務免除又はその他の救済措置が必要となった場合
- ・ローン・ポートフォリオの内容が予想以上に悪影響を受けた場合
- ・大口融資先の信用力に関する問題が表面化した場合

2025年3月末時点における連結ベースでの不良債権比率は0.74%となっております。

なお、信用リスクに関連するリスクには以下の項目も含まれます。

貸倒引当金が将来の損失を十分に補えない可能性について

当行の貸倒引当金は、過去の貸倒れの経験並びにそのローン・ポートフォリオの特徴、内容及び実績、担保、保証、並びにその他の適切な指標に基づいて設定されております。しかしながら実際の貸倒れが現時点の予想を上回った場合、現時点の貸倒引当金は不十分となる可能性があります。

国内、国外を問わず景気が悪化した場合、さらには当行が保有する担保の価値が下落した場合、法令、監査基準若しくはその他の変更に伴い、当行が貸倒引当金を設定する基準を改訂した場合、又はその他の要因により予想以上に悪影響を受けた場合、当行は追加の貸倒引当金を必要とする可能性があります、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

市場性信用リスクについて

デリバティブ取引等において、同取引のカウンターパーティーの財務状況悪化等により契約が履行されなくなり損失を被る可能性があります。取引先の信用度に応じた限度額の設定、担保の徴求、又は取引範囲を限定するなど合理的な方法によりリスクを限定化し、コントロールすることとしております。

また、事業法人等顧客とのデリバティブ取引においては、会計基準に則したCVA（Credit Valuation Adjustment）を計測しており、同取引のカウンターパーティーの財務状況悪化及び金利、為替、ボラティリティの変動等によりCVAの大幅な変動が発生した場合には、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 投資リスク

当行は、企業、ファンド、インフラ、不動産などに対して投資を行っておりますが、投資先の財務状況の悪化、又は市場環境の変化等により、資産の経済価値が減少ないし、消失する結果、損失を被る可能性があります。

当行は、当該リスクへの対応策として、個別案件の投資決定・管理及び銀行全体としてのポートフォリオ管理を実施しています。個別案件管理では、信用リスク管理に準じた審査・投資管理に加え、投資対象区分に応じた目標リターンに基づく投資判断、並びに定期的なモニタリングを実施しています。ポートフォリオ管理では、投資対象区分や回収方法の差異に着目し、信用リスク計測又は市場リスク計測の方法を応用したリスクの計量化を行っています。

なお、時価のある株式等に対しても一部、投資を行っておりますが、時価変動リスクも投資リスクとして管理しています。

(6) カントリーリスク

海外投融資等において、与信先の属する国特有の外貨事情、規制の変更又は政治・経済情勢、地政学的動向等の要因から当行が損失を被る可能性があります。当行は、対応策として、国別の投融資エクスポージャー及び国別格付に基づくモニタリングを行っております。

(7) 市場リスク

金利、為替、市場性のある有価証券等の価格、ボラティリティ等の様々なリスク・ファクターの変動により、当行の資産・負債の経済価値もしくは収益が変動し、損失を被る可能性があります。

金利の変動によるリスクについて

当行は、その収益の大半を貸出金、有価証券及びその他の利息収入を生む資産等に係る受取利息・配当金と債券・社債、借入金及びその他の有利子負債に係る支払利息との差額から得ております。これら資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクがあります。

当行は、対応策として、金利感応度、VaRといった多面的な指標を用いたモニタリングを行うと共に、ALM・リスク管理委員会で定めたALM方針に基づき、金利リスクを適切にコントロールすることを通じて、全体の金利収支や経済価値の最適化を図る経常資産負債の総合管理を実施しています。なお、金利リスクのコントロールに関連し、金利スワップ取引等を一部行っています。

外国為替相場の変動によるリスクについて

当行は、資産及び負債の一部を外貨建てで保有しております。当行では、外国為替相場の変動による影響を抑えるために、為替スワップ取引等の実施により為替ヘッジ活動を行っておりますが、大幅な外国為替相場の変動が発生した場合には、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、外国為替決済に関するタイムラグが存在する場合には、決済リスクも負っています。外国為替決済リスクについては、当行が一般的に許容される程度以上の決済リスクを負わないよう十分留意して取引を執行し、又は契約等を締結することをリスク管理方針に定めておりますが、大規模なシステム障害や金融システム不安等により決済が困難になる場合には、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

有価証券等の時価変動リスク

当行は、市場状況により時価が変動する資産を保有しております。時価が下落し、多額の評価損や減損処理が発生した場合には、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当行は、当該リスクへの対応策として、時価変動リスクを引き受けるときは、保有目的及びリスク特性に適合した評価、モニタリング及びコントロール（ロスカットルール等を含む。）態勢の十分性を確認してから取り組むこととしております。また、市場流動性リスク及び会計処理方法についても十分な検討を行っております。

(8) 流動性リスク

流動性リスクは、資金流動性リスクと市場流動性リスクに大別されます。

当行は、資金の回収と返済との間のミスマッチや予期せぬ資金流出等により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金流動性リスクを負っています。

当行は、完全民営化までの移行期間中において、国の財政投融資計画に基づく政府保証債の発行や財政融資資金借入が可能となる措置がなされております。

当行は、これまでも綿密な資金収支予定管理、手元流動性の確保、多数の市中金融機関との間で設定した当座貸越枠設定等の対応を行っておりますが、不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

また、市場商品又は将来市場において売却等を想定する商品については、市場流動性リスクを負っています。これらの取り扱いについて、当行はそのリスクについて十分な認識の上、投融資の取組を行い、また取得した商品の管理を行うことをリスク管理方針に定めておりますが、市場の混乱や金融経済環境の悪化等が生じた場合には、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 決済リスク

双務契約において、当行が履行した後、取引相手がデフォルトするなどにより反対給付を受けられない可能性、あるいは反対給付を受けられない又は遅延したため取引を市場で再構築したがこの間の市場変動により当初想定の特損益を実現できない可能性があります。

当行は、対応策として、国内の有価証券の売買等は、取引相手との同時決済又は信用力の高い証券会社の保護預かりを利用するなどにより対応することとしております。また、決済に関する時間的なずれが回避できない外国為替取引については、仲介する金融機関を信用力の高い先に限定するなどにより対応することとしております。

(10) オペレーショナル・リスク

内部プロセス、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は機能しないこと、もしくは外生的な事象により損失が発生するリスクであり、例として以下のようなリスクがあります。

当行は、対応策として、適切なリスク管理を行うため、各店舗にオペレーショナル・リスクオフィサーを設置するほか、リスクが顕在化したときのレポーティングなど適切な態勢を整備することとしております。

事務リスクについて

当行は、役職員が正確な事務を怠るか、又は事故・不正等が発生することにより損失を被る事務リスクを負っております。当行は、対応策として、これまでも事務手続における相互チェックの徹底、教育・研修の実施をはじめ、事務リスクの軽減・防止に努めてきましたが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

システムリスクについて

当行の情報システムは、日々の当行事業の根幹を成し、その信頼性は必要不可欠なものとなっております。当行は、日頃からシステムの安定的な稼働の維持に努めるとともに、コンティンジェンシープランを作成し、不測の事態に際しても迅速かつ安全に業務継続可能な体制整備を行っております。

ただし、地震及びその他の自然災害、人為的ミス、事故、停電、外部からの不正アクセス、コンピュータウィルス、通信事業者等第三者からの支援サービス喪失等の要因によってシステム障害又は誤作動等が発生する可能性があります。これらシステムリスクが顕在化した場合には、予期せぬ損失を生み、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) その他リスク

リスク管理方針及び手続が特定されていないリスク又は予期されていないリスクに十分に対応できない可能性について

当行は、経営の健全性及び信用力の維持をはかるため、信用・投資・市場・流動性など管理対象とすべき各リスクを特定し対処するためのリスク管理方針及び手続を策定し、実施してきております。それにもかかわらずリスクを特定、監視及び管理するための方針・手続は、必ずしも十分に効果的ではない可能性があります。

これらのリスクを管理する際、適切に記録し、膨大な数の取引及び事象を検証する必要がありますが、かかる方針及び手続は一定の状況下では十分に有効ではない可能性があります。全ての予期されないリスクを管理するには十分に効果的ではない可能性があります。当行のリスク管理システムが不適切又は不十分である場合、当行は、信用リスク、投資リスク、市場リスク、流動性リスク及びその他のリスクの影響を受ける可能性があります。

金融機関に適用される法令を含むあらゆる法令の規制を受ける可能性について

当行は、銀行法の適用を受ける金融機関ではありません。しかしながら、現状において金融機関として、多くの規則に服し、また規制監督を受けております。当行は、有効な規制及び関連する規制リスク（法令、規制、政策、会計基準及び自主的行動規範の変更による影響を含む。）並びにその解釈及びその施行の影響を受け、業務を行っております。

法令、規制、政策、会計基準、自主的行動規範又は財務上若しくはその他の方針の将来における進展又は変更及びそれらの影響は、完全には予測不可能であり、当行により制御しきれるものではなく、それらの影響を排除することはできないものであります。上記のいずれの変更も、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

格付低下及び市場関係者の当行に対する認識の変化に伴うリスクについて

格付の低下や否定的な報道等により市場関係者の当行に対する認識が悪化した場合には、資金調達コストの上昇や資金調達の困難化、既存取引の解約等を通じて、当行の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。なお、格付の水準は、当行から格付機関に提供する情報の他、格付機関が独自に収集した情報に基づいており、常に格付機関による見直し・停止・取下げが行われる可能性があります。

業務範囲の拡大に伴うリスクについて

当行は、DBJ法第3条に定める範囲内において、新たな業務を手がけることが可能であります。しかしながら、新たに拡大した業務で発生するリスクについては、当行は限定された知識・経験しか有しておらず、予期せぬリスクが生じた場合には十分な対応策を講じることができない可能性があります。その結果、当行が当該業務範囲において事前に予想していた成果を達成できず、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

例えば、日本経済・産業・企業のグローバル化への対応として、海外業務への取組を進める中で、同業務の範囲の拡大による外貨建資産・負債に係る金利及び為替リスク、現地の税制・規制の変更リスク、社会・政治・経済情勢が変化するリスク、海外業務に精通した職員の確保・育成に伴う時間的な制約のリスク等に直面する可能性があります。

その結果、事前に想定していた成果を達成することができない可能性があります。

金融市場における競合・競争について

当行は、「一般金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励すること」という旧DBJの目的とは異なり、「出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融資機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること」という目的を掲げております。

現在、一般金融機関は、シニアローン等を中心に提供する商業銀行と、メザニン・エクイティを提供するプライベート・エクイティ・ファンドや一部投資銀行などに二分化されております。

当行は、両者の提供するサービスを一体的かつ相応の規模をもって提供できることが差別化要因であり、またシニアローンを中心とした銀行とは適切なリスクシェアを行うことができるモデルであることから、メガバンク等との競争に巻き込まれにくいビジネスモデルを標榜しておりますが、国内、国外を問わず金融サービス市場は極めて競争の激しいものとなっております。

こうした中、2015年5月20日に公布・施行された平成27年改正法においては、危機対応業務及び特定投資業務に関する措置を講ずる間、当行に対し、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを義務付けております。

当行としましては、平成27年改正法の趣旨を踏まえ、適正な業務運営を実施して参りますが、金融市場における競合・競争が当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

気候変動リスクについて

中長期的気候変動による、自然環境や社会インフラ、顧客の資産等に物理的被害が及ぶリスク（物理的リスク）の増加、及び、気候変動に対する金融市場の選好や社会通念の変化、政策変更、技術革新等による低炭素社会への急速な移行（移行リスク）等が生じる場合には、当行が損失を被る可能性があります。

当行は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言への賛同を表明し、気候変動が当行の事業活動に与える影響に関して、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」のカテゴリごとに対応・開示を進めており、その概要は「第2 事業の状況」「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載のとおりです。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

前連結会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）及び当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況は、以下のとおりであります。

経営成績等の概要

（金融経済環境）

我が国経済は、年度前半は緩やかな金融環境が続く中で消費や輸出を中心に緩やかな回復の動きがみられましたが、年度後半は物価の高止まり等で消費がもたつき回復がやや足踏みしました。個人消費は、緩やかな回復の動きがみられましたが、年度後半は物価高が続く消費を中心に回復が足踏みしました。輸出は、訪日外国人消費の持ち直しもあり緩やかに増加しました。企業収益は、円安基調が続くほか価格転嫁の進展等により、製造業、非製造業とも増収増益基調となり、高水準を維持しました。消費者物価は、食料価格の上昇等により、前年比で2%を超える伸びが続きました。

金融面では、コロナ禍の債務返済が進捗する一方、全体としては堅調な業績や緩やかな金融環境のもとで貸出残高の緩やかな増加が続きました。米国や欧州においてはインフレ率の低下を背景に利下げが進んだ一方、国内においては物価動向等を踏まえ日本銀行が2度の追加利上げを行い、日本の長期金利は特に年度後半にかけて上昇し1.4%台で終えました。為替レートは、日米の金利差が縮小してやや円高が進み、1米ドル＝149円台で終えました。日経平均株価は、米国の政策動向等につれて変動し、35,000円台で終えました。

（企業集団の事業の経過及び成果）

<2024年度の概況について>

当行は、2008年10月1日の設立以降、旧DBJの業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行ってきております。

こうした中、当事業年度の概況は、以下のとおりとなりました。なお、以下の融資業務、投資業務、役務取引関連業務における金額は当行単体の数値を記載しております。

融資業務におきましては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス、メザニンファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応して参りました。当事業年度における融資額は3兆6,929億円となりました。

なお、危機対応業務による融資額につきましては、以下の<危機対応業務について>をご参照ください。

投資業務におきましては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱える様々な課題に対して、長期的視点に基づき適切に対応して参りました。また、当行は、平成27年改正法に基づき、我が国の企業競争力強化や地域活性化の観点から、成長マネー（資本性資金・メザニン等）の供給を時限的・集中的に強化する取組として、2013年3月に創設した競争力強化ファンドを承継し、特定投資業務を開始しております。これらの取組も含め、当事業年度における投資額は3,824億円となりました。

コンサルティング／アドバイザリー業務やアレンジャー業務等の役務取引関連業務におきましては、旧DBJより培って参りましたネットワークやノウハウ等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行ったほか、ノンリコースローン等の金融手法を活用した案件のアレンジ等にも積極的に取り組んで参りました。

当事業年度における投融資関連手数料及びM&A等アドバイザリーフィーは計148億円となりました。

なお、当行におきましては、企業価値向上に向け、収益力の強化、自己調達基盤の拡充、ガバナンスの強化等に取り組んで参ります。

収益力の強化につきましては、複数の投資案件のエグジット等による利益の確保等もあり、以下のとおりの実績となっております。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	比較
連結業務粗利益	2,345	2,069	△275
経常利益	1,478	1,133	△344
親会社株主に帰属する当期純利益	1,032	837	△194
連結総自己資本比率	17.56%	18.35%	0.78%
連結普通株式等Tier1比率	17.33%	18.10%	0.76%

自己調達基盤の拡充に関しましては、社債発行では、3年公募債、5年公募債及び10年公募債を中心とする四半期毎の定例発行を柱としつつ、市場動向や投資家需要に応じて超長期年限を含むスポット債を発行、またMTNプログラムに基づき外貨建て社債も発行（当事業年度における社債（財投機関債）による調達額6,346億円）するなど、取組を強化しております。当行は2014年に初のグリーンボンドを、2015年からはサステナビリティボンドを毎年継続発行していますが、当事業年度においては、外貨建てで2本のサステナビリティボンドを発行した他、当行としては初めて、国内で公募形式のトランジションボンドを発行しております。さらに、資金調達の多様化の一環として地域金融機関からのシンジケート・ローンをはじめ、借入による資金調達も継続的に実施しております（当事業年度における財政投融资を除く借入による調達額2,838億円）。

また、ガバナンスにつきましては、平成27年改正法において、新たに特定投資業務や他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたこと等から、取締役会の諮問機関として、「特定投資業務モニタリング・ボード」を定期的に開催するとともに、以前より設置していた「アドバイザー・ボード」を改めて取締役会の諮問機関として位置付け、その強化を図っております。

<危機対応業務について>

当行は、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において必要な資金を供給すべく、政府が指定する金融機関（指定金融機関）として、2008年10月1日より危機対応業務を開始し、同年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応を実施しました。また、2011年3月11日に発生した「東日本大震災」や「平成28年熊本地震」においても、インフラ復旧支援や地場企業向け支援を行いました。

2020年3月19日には「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定され、同事案による影響を受けた事業者への支援を開始しました。2021年3月には、多くの雇用の担い手である飲食・宿泊等をはじめとする事業者を取り巻く非常に厳しい経営環境を踏まえ、政府よりかかる事業者に対する支援強化の要請を受け、当行としては「危機対応業務特別対応室」及び同室内における「飲食・宿泊専門チーム」を立ち上げました。専門チームの設置により、特に飲食・宿泊等の事業者に対する審査期間の一層の迅速化を図り、また、飲食・宿泊等の中堅及び大企業を対象とする優先株式の引受ファンドを設立する等、様々な施策もあわせて講じて参りました。

爾後、事業者からの資金需要が次第に減少したこともあり、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」に関する危機対応業務については、主務省からの「危機対応認定に係る通知文（財政第355号、4経営第1507号、20220915中第4号）」により、2023年3月末を以て終了となっております。

なお、当行は、平成27年改正法に基づき、当分の間、危機対応業務を行う責務を有することとなっております。

危機対応業務の運営につきましては、危機認定が継続している場合であっても、危機事案に起因する事象が解消した段階で、その事案に関する危機対応業務は実施しないこととしております。

「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」や「東日本大震災に関する事案」、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」等の危機対応業務への取組による2025年3月末における同業務の実績は、以下のとおりとなっております。

① 融資額：8兆7,405億円（1,684件）

（注1） 2008年12月以降の危機対応業務としての累計融資額であり、同時点までに日本公庫からの信用供与等（損害担保を含む。）を受けた金額であります。2025年3月末における残高は1兆7,790億円であります。

（注2） 「東日本大震災」に関する累計融資額は2兆7,919億円（181件）です。

（注3） 「新型コロナウイルス感染症」に関する累計融資額は2兆5,210億円（524件）です。また、このうち2021年3月29日以降に実施した、中堅企業及び飲食・宿泊等の大企業向けの累計融資額は2,715億円（121件）です。

（注4） 危機対応業務に係る不良債権比率は2.33%です。

② 損害担保：6,093億円（278件）

- （注１） 日本公庫より損害担保による信用の供与を受けた融資額及び出資額の合計金額であります。2025年３月末における残高は962億円（147件）です。
- （注２） 「東日本大震災」に関する融資額は19億円（７件）です。
- （注３） 「新型コロナウイルス感染症」に関する融資額は3,410億円（231件）です。また、このうち2021年３月29日以降に実施した、中堅企業及び飲食・宿泊等の大企業向けの累計融資額は1,833億円（67件）です。
- （注４） 当行の取引先であるマイクロメモリジャパン合同会社（旧エルピーダメモリ株式会社）に対する債権等の一部については、日本公庫との間で損害担保取引に係る契約を締結しております。損害担保取引に係る契約を締結している当社に対する債権等としては、危機対応業務の実施による損害担保契約付融資額100億円のほか、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に定める認定事業者に対する出資額284億円（記載金額に利息、損害金等は含まれておりません。）があり、当行は日本公庫に対し、損害担保補償金合計277億円を請求し、既に支払いを受けております。
- （注５） 損害担保取引に係る契約に基づき、当事業年度において、当行が日本公庫より受領した補償金は５億円であります。また、補償金の支払いを受けた債権について、当事業年度において、元本に係る回収等を行い、当該回収等に補てん割合を乗じた金額を日本公庫に納付（以下「回収納付」）した金額はありません。

③ ＣＰ購入額：3,610億円（68件）

- （注１） 2009年１月以降の危機対応業務としての累計ＣＰ購入額になります。なお、2025年３月末における残高はありません。
- （注２） 2010年度以降における取組実績はありません。

＜2024年度（第17期）事業計画における実施方針に基づく危機対応業務の実施状況について＞

当行は、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化を受け、2024年度（第17期）事業計画において、危機対応業務の実施方針（以下「危機対応実施方針」という。）を定めており、当事業年度においては、当該危機対応実施方針に基づきセーフティネット機能を発揮すべく、適切に対応しております。

①株式会社日本政策金融公庫法第２条第４号に規定する被害の発生時における対応の状況に関する事項

危機対応業務につきましては、現在危機認定事案はございませんが、今後、新たな危機認定事案が発生した場合には、相談窓口を設置するなど、危機対応実施方針に基づいて体制を整備し、速やかに対応を行って参ります。

危機認定事案につきましては、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化の趣旨を十分に踏まえ、過去の対応等における経験や産業界・政府部門とのネットワークを活かし、引き続き指定金融機関として適時適切に対応して参ります。なお、危機対応にかかる取組実績については、上述の＜危機対応業務について＞をご参照ください。

②株式会社日本政策金融公庫法第２条第４号に規定する被害の発生に備えた取組の状況に関する事項

当事業年度においては、平成27年改正法による危機対応業務の責務化の趣旨を踏まえ、所要の規程改正や相談窓口の設置などの体制整備等を実施しております。また、それらの情報等については、当行内の連絡機会等を通じ各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施してきております。

なお、当行は、2025年３月末時点において合計で109の国内金融機関と業務提携を締結しており、これらのネットワークを活かし、危機対応業務を含めた業務全般にかかる情報交換等を積極的に行っております。

③その他危機対応業務の適確な実施に関する事項

危機対応業務に関しましては、これまで受けた2,065億2,900万円の政府出資等により、必要な財務基盤を確保しながら、危機対応実施方針に基づき、適確に業務を執行してきております。当事業年度における業績の概要については、＜当連結会計年度業績の概要＞をご参照ください。

＜特定投資業務について＞

平成27年改正法では、当行において、民間による成長資金の供給の促進を図るため、2020年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（特定投資業務）を集中的に実施し、2025年度末までに当該業務を完了するよう努めることとされており、政府による必要な出資等所要の措置が講じられております。

なお、令和2年改正法に基づき、特定投資業務について、投資決定期限及び政府による出資期限は2020年度末から2025年度末まで延長されるとともに、業務完了期限は2025年度末から2030年度末まで延長されております。

さらに、2025年5月16日に公布・施行された令和7年改正法に基づき、投資決定期限及び政府による出資期限は2026年3月31日から2031年3月31日まで延長されるとともに、業務完了期限は2031年3月31日から2041年3月31日まで延長されております。

特定投資業務は、我が国産業競争力の強化に向け、2013年3月に当行が自主的な取組として設立した「競争力強化ファンド」を発展的に継承したものであり、当行としましては、地域経済の自立的発展に資する地域の特性を生かした事業活動の活性化又は我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企業の競争力の強化に資するリスクマネー供給に適切に取り組んで参ります。

特定投資業務の2025年3月末における投融資決定の実績としては、取組開始からの累計として、1兆3,773億円（258件）となっております。なお、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条に定める業務別収支計算書については、「第2 事業の状況」「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」「(1) 経営成績等の状況の概要」「（参考）特定投資業務に係る業務別収支計算書＜単体＞」をご参照ください。

なお、特定投資業務に関し、法令に基づき、政策目的に沿って行われていること、民業補完・奨励及び適正な競争関係が確保されていること等について客観的な評価・監視等を実施するための体制整備として、金融資本市場や産業界等、以下の社外有識者で構成される「特定投資業務モニタリング・ボード」を取締役会の諮問機関として設置しております。なお、当事業年度におきましては、2回開催しております。

社外有識者（五十音順、敬称略、2025年3月末時点）

秋野 哲也（株式会社常陽銀行取締役頭取（代表取締役））
遠藤 信博（日本電気株式会社特別顧問）
國部 毅（株式会社三井住友フィナンシャルグループ特別顧問）
田代 桂子（株式会社大和証券グループ本社取締役兼執行役員副社長）
辻 松雄（一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事）
津曲 貞利（日本瓦斯株式会社代表取締役社長）

＜2024年度（第17期）事業計画における実施方針に基づく特定投資業務の実施状況について＞

当行は、平成27年改正法により、民間による成長資金の供給の促進を図る目的で新たに特定投資業務が措置されたことを受け、2024年度（第17期）事業計画において、特定投資業務の実施方針（以下「特定投資実施方針」という。）を定めており、当事業年度においては、当該特定投資実施方針に基づき適切に対応を行い、成長資金の供給機能の発揮に努めております。

①特定投資業務の実施に係る基本的な方針に基づく特定投資業務の実施状況に関する事項

特定投資業務につきましては、民間による成長資金の供給の促進を図るため時限的に講じられているものであることを踏まえ、特定投資実施方針に基づき、民業の補完または奨励の徹底、民間金融機関等の資金・能力の積極的な活用及び民間を中心とした資本市場の活性化の促進、「経済財政運営と改革の基本方針2024」などの地域経済の活性化や我が国の企業の競争力の強化のために講じられる関係施策との適切な連携等に留意した業務運営を行い、投融資決定を行ってきております。特に地域向けの成長資金供給については、民間金融機関等との共同ファンドの組成（当事業年度においては13件（取組開始からの累計として73件）の共同ファンドを組成）等を通じた協働案件の発掘、組成によるノウハウシェアなどの連携の促進に努めております。なお、2025年3月末における特定投資業務の取組実績は、以下のとおりとなっております。併せて、上述の＜特定投資業務について＞もご参照ください。

特定投資業務の投融資決定の実績（2025年3月末現在）

1兆3,773億円（258件） うち投融資実績額 1兆2,969億円

（注1）2025年3月末時点で、投融資実績額 1兆2,969億円に対して誘発された民間投融資額については総額 7兆9,980億円となっており、民間金融機関・事業者・投資家等と協働した成長資金供給という目的に関し十分な達成が図られております。

- (注2) 投融資決定した258件のうち、個別案件への投融資決定件数は185件、共同ファンドの組成決定件数は73件（共同ファンドからの投融資決定件数は709件）となっております。なお、当事業年度の特定投資業務の実績については、当行のホームページに掲載しております。（<https://www.dbj.jp/news/>）
- (注3) 2025年3月末時点で、特定投資指針（令和6年財務省告示第53号）二(2)②ア(ア)に定める成長資金に係る当行の供給比率が50%を超える個別案件への投融資決定件数は10件、共同ファンドからの投融資決定件数は1件あります。
- (注4) 2025年3月末時点で、特定投資指針（令和6年財務省告示第53号）二(2)②ア(イ)に定める議決権に係る当行の割合が50%を超える個別案件への投融資決定件数は2件あります。
- (注5) エグジットまたは完済となったのは、個別案件への投融資決定案件で累計52件あります。

②一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の補完又は奨励に係る措置の実施状況に関する事項

当事業年度においては、民間金融機関等による資金供給のみでは十分な実施が困難な事業に対して率先して資金供給を行うこと、また、民間金融機関等からの出資等による資金を出来るだけ多く確保し協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていくことなど、民業の補完または奨励に徹することについて、当行内の連絡機会等を通じ、各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施してきております。

③特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に係る取組の状況に関する事項

民間金融機関等との協働による成長資金供給につき、平成27年改正法等を踏まえ講じた所要の規程や体制に基づき、適切に取り組んできております。

また、当行は、2025年3月末時点において合計で109の国内金融機関と業務提携を締結しております。民間金融機関等とは、特定投資業務における取組実績での協働に加え、事業の成長や承継にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成（当事業年度においては、特定投資業務として13件の共同ファンドを組成）等を通じて成長資金供給にかかるノウハウの共有や人材育成等に積極的に取り組んでおります。

④特定投資業務の実施状況に係る評価及び監視の結果を踏まえた対応の状況に関する事項

当事業年度に開催した「特定投資業務モニタリング・ボード」においては、特定投資業務に関して、1兆円超の投融資決定と順調に業務が進捗し、民間の呼び水効果も着実に表れていることに加え、累積利益が十分に確保されている点につき評価いただいたほか、引き続き地域金融機関との連携、スタートアップ支援及びカーボンニュートラルやサプライチェーン強靱化の実現に資するような事例の積み上げを含め、民間金融機関と協調したリスクマネー供給による企業の成長支援に努められたいとの意見がありました。これを踏まえ、地域案件について地域金融機関や地域のステークホルダーと連携した東京一極集中是正に向けた案件の組成等を通じ、リスクマネー供給等に係るノウハウ提供等を引き続き行い、専門的知識を蓄えた人材の育成、地域のモデル案件の横展開を進めるとともに、当行が知見を有する産業分野での適切な事業性評価やリスクシェアの工夫等を通じて、民間金融機関等との協調によるリスクマネー供給拡大に努めて参ります。また、スタートアップの創出・育成、オープンイノベーションの推進、グリーン社会の実現に資する事業及び、重要物資の安定供給確保等のサプライチェーン強靱化等への取組に対しても、特定投資業務を活用しつつ、民間金融機関等との協調にも配慮しながら、リスクマネーの供給を一層強化して参ります。

なお、第20回会合も2025年6月に開催したところであり、その議論等につきましても、今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

⑤その他特定投資業務の適確な実施に関する事項

特定投資業務における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の特定投資業務の実施状況を検証するため、当事業年度においては、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会（会員の民間金融機関を含む。以下「民間金融機関及び協会」という。）との間で、それぞれ2回（計6回）の意見交換会を実施しており、これを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」で実施しております。

なお、民間金融機関及び協会とは、2025年5月にもそれぞれとの間で意見交換会を実施しており、それらを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」第20回会合において行ったところであり、その議論等については今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

＜他の事業者との間の適正な競争関係の確保について＞

当行が2008年10月に株式会社として設立されて以来、当行の経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関として「アドバイザー・ボード」を設置しておりましたが、平成27年改正法において、当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置付け、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を行っていただくこととしております。なお、当事業年度におきましては、2回開催しております。同ボードは次の社外有識者及び社外取締役により構成されております。

社外有識者（五十音順、敬称略、2025年3月末時点）

秋池 玲子（ボストン・コンサルティング・グループ日本共同代表）
秋野 哲也（株式会社常陽銀行取締役頭取（代表取締役））
井手 博（株式会社IHI代表取締役社長最高経営責任者）
國部 毅（株式会社三井住友フィナンシャルグループ特別顧問）
原田 一之（京浜急行電鉄株式会社取締役会長（代表取締役））

社外取締役（敬称略、2025年3月末時点）

進藤 孝生（日本製鉄株式会社相談役）
齋木 尚子（外務省参与）

＜2024年度（第17期）事業計画における他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針に基づく業務の実施状況について＞

①他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針に基づく業務の実施状況

2024年度（第17期）事業計画に基づき、市場規律をゆがめたり、徒な規模拡大がなされないよう留意するなど、他の事業者との間の適正な競争関係の確保に向け、適切に業務を運営しております。

また、業務提携を締結している金融機関とのネットワークを活用し、当行の業務全般について情報交換等を常に行うことで、投融资等の協働等につながるようリレーションの強化にも努めております。

②一般の金融機関その他の他の事業者の意見を業務運営に反映させるための取組の状況に関する事項

当行業務運営における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の業務の実施状況を検証するため、当事業年度においては、民間金融機関及び協会との間で、計6回の意見交換会を実施しております。

意見交換会においては、適正な競争関係の観点で概ね問題はなく、連携・協働事例が多く実現されている点を評価する意見がありました。連携・協働に関しては、民間金融機関だけではリスクの取りにくい分野におけるリスクテイクや、多額の資金を要する案件における量的補完、サプライチェーンの強化や地域のトランジション推進に関する案件での連携・協働や、勉強会等を通じたナレッジの提供に対する期待が寄せられました。今後も、地域毎のきめ細かな情報提供等を通じた民間金融機関との協働の推進と、市場規律を意識した業務運営に努めて参ります。

また、当事業年度に開催した「アドバイザー・ボード」においては、主に、変化する潮流の中でのGX・トランジションへの継続的な対応、地域金融機関との連携強化や、リスクマネー供給者の裾野拡大に向けて引き続き取り組むことを期待する旨の意見等が寄せられました。これらを踏まえ、民間金融機関との一層の協調に加えて、リスクマネー供給等に係る積極的なノウハウ提供等を引き続き行うとともに、当行グループの機能を活用しながら顧客の課題解決へ取り組むこととしております。今後も適切なモニタリングに努め、意見交換会の実施等を通じて民間金融機関との協調や適正な競争関係に配慮した取組を推進して参ります。

なお、民間金融機関及び協会とは、2025年5月にもそれぞれとの間で意見交換会を実施しており、それらを踏まえた議論等を、2025年6月に開催した「アドバイザー・ボード」において行ったところであり、その議論等につきましても今後適時適切に業務運営へ反映させて参ります。

③その他の他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組の実施状況に関する事項

2024年度（第17期）事業計画に基づき、民間金融機関やファンド等多様な金融機関との連携強化を引き続き推進しております。

具体的には、特定投資業務における取組実績での協働に加え、事業の成長や承継等にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成等を通じた連携に取り組んでいるほか、これまでに構築したネットワーク

（2025年3月末時点において合計で109の国内金融機関と業務提携を締結等）を活用して、地域金融機関との間でPPP／PFIセミナーを共催するなど、様々な分野で情報交換等を行うことで、投融资等の協働機会の創出や各地域金融機関が注力する業務分野に応じた新たな業務提携の促進に努めております。

＜地域活性化に関する取組の強化について＞

地域においては、①人的資本関連では、コロナ禍を経て、東京圏の転入超過による一極集中が再び強まる中、依然として地方からの人口流出傾向は継続しており、地域経済の弱体化に拍車がかかる事態となっています。また、②社会資本関連では、高度成長期以降に整備したインフラが、今後一斉に老朽化し、地域の各自治体の財政を圧迫する要因になることが予想される中、近年、大規模自然災害が増加傾向にあります。加えて、③産業資本関連では、国内外におけるカーボンニュートラルの議論が活発化する中、各地域で発足した協議会等において、地域のトランジションについて検討が進められています。

かかる状況下、当行グループは、地域のパートナーとして、「地域と東京」、「地域と地域」、「地域とグローバル」を「繋げる」ことで価値を生み出すこと、リスクマネーやコンサルティング機能等を活用した「課題解決」にフォーカスすることの2点を念頭に、地方創生・地域活性化を支援しています。

ナレッジ提供面では、これまで（１）交流人口増加、（２）地域資源の有効活用、（３）官民連携支援の観点から、具体的には、以下の調査・支援業務等に取り組んできました。

（１）に関しては、①アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査（2012年より13年連続で実施、2015年からは公益財団法人日本交通公社と共同で実施）、②「スポーツ」を活かしたまちづくりに関して事業者や地方自治体へのアドバイス等に取り組んできました。

（２）に関しては、①公有資産マネジメント支援、②都市におけるグリーンインフラの推進に向けた「グリーン」の社会的価値の可視化に関する取組、③森林分野において「木」を活用した地域資源循環の拡大とグリーントランジションを両立させるための課題解決等へ向けた取組等に取り組んできました。

（３）に関しては、①関係省庁（内閣府・国土交通省・総務省・文部科学省・厚生労働省・法務省等）や株式会社民間資金等活用事業推進機構等との緊密な協働による各種情報発信や地域プラットフォーム形成支援、②地方公共団体、地域金融機関等を対象にした「PPP／PFI 大学校」開催による当該分野の普及啓発、③2025年1月に「持続可能な水道経営を考える」の公表による老朽化する水道施設の維持に向けた提言等、官民連携支援を一層推進してきました。

そのほかにも、当行グループの長期ビジョンを踏まえ2030年に向けた具体的な戦略として策定した「GRIT戦略」に関し、産業・地域におけるカーボンニュートラル実現・脱炭素推進や、レジリエンス向上等の観点から、地域金融機関と連携し協働調査（2025年4月に「北関東広域におけるカーボンニュートラルの実現に向けて」公表）を実施する等、各地域における対話を深める取組をしています。また、観光、スポーツ、森林、伝統工芸等のテーマごとに情報発信を通じて地域活性化の方向性を提言しています。

ファイナンス面では、地域金融機関等と協働しファンド組成を通じた取組を推進していることに加えて、特定投資業務においても、「地域経済の自立的発展」を達成すべき政策目的としており、リスクマネー供給の観点での地域活性化にも積極的に取り組んでおります。

近年、全国各地で連続して大きな被害をもたらす災害が発生していることから、地域の災害対策に係る適切な初動対応を行うべく、全国に所在する支店・事務所並びに本店関係部にて密接に連携しております。被災事業者の緊急的な資金需要に対して機動的かつ迅速に対応すべく、「地域緊急対策プログラム」等を活用しながら、今後も被災地域及び被災事業者の復旧・復興支援に取り組んで参ります。

当行は各地域金融機関と連携しながら、同窓口に寄せられた相談や資金需要に対応しております。さらに当行は、内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等への対応に際し、地域経済の発展に寄与することを目的とし、全国の複数の地域金融機関と「災害対策業務協力協定」を締結しており、事業者等に対する円滑な金融機能の発揮や事業者等に対するコンサルティング機能の発揮を目指します。

<当連結会計年度業績の概要>

以上のような事業の経過のもと、当連結会計年度の業績につきましては、次のとおりとなりました。

資産の部につきましては、21兆5,493億円（前連結会計年度末比1,492億円減少）となりました。このうち貸出金は14兆7,947億円（同比351億円減少）となりました。

負債の部につきましては、17兆3,873億円（同比2,023億円減少）となりました。このうち、債券及び社債は6兆6,068億円（同比1,179億円減少）、借入金は9兆7,206億円（同比1,018億円減少）となりました。

また、支払承諾につきましては、7,374億円（同比56億円増加）となりました。

純資産の部につきましては、4兆1,619億円（同比531億円増加）となりました。この増加は、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益の計上が主な要因となっております。

なお当行は、2024年6月の定時株主総会決議を経て、普通株式への配当（基準日／2024年3月31日、配当金総額213億円、1株当たり490円、配当性向24.99%）を行っております。

また、当行単体及びファンドを通じて所有する上場有価証券等の評価損益に関しましては、その他有価証券評価差額金に計上しており、当該評価差額金は600億円（同比103億円減少）となりました。

損益の状況につきましては、経常収益は3,920億円（前連結会計年度比187億円減少）となりました。その内訳は、資金運用収益が2,564億円（同比389億円増加）、役務取引等収益が282億円（同比49億円増加）、その他業務収益が13億円（同比24億円減少）及びその他経常収益が1,060億円（同比601億円減少）となりました。

また、経常費用は2,787億円（同比156億円増加）となりました。その内訳は、資金調達費用が1,402億円（同比192億円増加）、役務取引等費用が4億円（同比23億円減少）、その他業務費用が38億円（同比40億円減少）、営業経費が693億円（同比47億円増加）及びその他経常費用が647億円（同比19億円減少）となりました。この結果、経常利益は1,133億円（同比344億円減少）となりました。

経常損益の内容としましては、資金運用収支については1,161億円（同比196億円増加）、役務取引等収支については277億円（同比73億円増加）、その他業務収支については25億円（損）（同比15億円減少）となりました。なお、その他経常収支は413億円（同比581億円減少）となりました。

これらにより、税金等調整前当期純利益は1,138億円（同比368億円減少）となりました。

また、法人税、住民税及び事業税356億円（同比59億円減少）、法人税等調整額62億円（益）（前連結会計年度は52億円（損））及び非支配株主に帰属する当期純利益6億円（前連結会計年度比0.3億円増加）を計上いたしました結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は837億円（同比194億円減少）となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは3,077億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは3,488億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは275億円の支出となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末残高に比べて6,890億円減少し、1兆1,499億円となりました。

なお、貸出金等に関しましては、当行は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、自主的に資産の自己査定を実施しております。その結果、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく当行連結ベースの債権（正常債権除く）は1,156億円（前連結会計年度末比277億円減少）となり、不良債権比率は0.74%（同比0.18ポイント低下）となっております。

また、当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

国内・海外別収支

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前連結会計年度	90,366	6,175	—	96,541
	当連結会計年度	110,836	5,325	—	116,162
うち資金運用収益	前連結会計年度	211,292	6,219	—	217,511
	当連結会計年度	251,070	5,349	—	256,420
うち資金調達費用	前連結会計年度	120,926	44	—	120,970
	当連結会計年度	140,234	23	—	140,257
役務取引等収支	前連結会計年度	21,189	2,797	3,523	20,463
	当連結会計年度	28,864	2,940	4,039	27,765
うち役務取引等収益	前連結会計年度	24,047	2,809	3,517	23,339
	当連結会計年度	29,342	2,952	4,040	28,254
うち役務取引等費用	前連結会計年度	2,858	11	△5	2,875
	当連結会計年度	477	11	0	489
その他業務収支	前連結会計年度	△4,584	465	—	△4,119
	当連結会計年度	△3,277	737	—	△2,539
うちその他業務収益	前連結会計年度	3,341	478	—	3,820
	当連結会計年度	△60	1,386	—	1,325
うちその他業務費用	前連結会計年度	7,926	13	—	7,939
	当連結会計年度	3,216	648	—	3,864

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。
2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。なお、当行には海外店はありません。
3. 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額（△）」欄に表示しております。

国内・海外別資金運用／調達の状況

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	17,489,448	211,292	1.21
	当連結会計年度	18,098,241	251,070	1.39
うち貸出金	前連結会計年度	14,757,975	177,690	1.20
	当連結会計年度	14,598,917	199,436	1.37
うち有価証券	前連結会計年度	2,304,709	28,401	1.23
	当連結会計年度	2,642,520	44,248	1.67
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	375,677	40	0.01
	当連結会計年度	650,547	1,780	0.27
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	131,115	294	0.22
うち預け金	前連結会計年度	51,085	281	0.55
	当連結会計年度	75,140	298	0.40
資金調達勘定	前連結会計年度	16,926,620	120,926	0.71
	当連結会計年度	16,119,341	140,234	0.87
うち債券	前連結会計年度	2,920,337	74,991	2.57
	当連結会計年度	2,900,166	81,971	2.83
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	430,333	△202	△0.05
	当連結会計年度	27	0	0.25
うち売現先勘定	前連結会計年度	245,698	△235	△0.10
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	9,915,935	17,094	0.17
	当連結会計年度	9,630,392	21,728	0.23
うち短期社債	前連結会計年度	7,121	101	1.43
	当連結会計年度	2,507	103	4.12
うち社債	前連結会計年度	3,407,095	29,036	0.85
	当連結会計年度	3,586,061	35,837	1.00

（注） 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、期首及び期末の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	174,136	6,219	3.57
	当連結会計年度	146,931	5,349	3.64
うち貸出金	前連結会計年度	50,753	2,102	4.14
	当連結会計年度	26,213	1,096	4.18
うち有価証券	前連結会計年度	122,340	4,097	3.35
	当連結会計年度	119,663	4,229	3.53
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	1,042	19	1.88
	当連結会計年度	1,055	22	2.18
資金調達勘定	前連結会計年度	426	44	10.34
	当連結会計年度	498	23	4.67
うち債券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	0	—	—
	当連結会計年度	0	—	—
うち短期社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

（注）「海外」とは、海外連結子会社であります。海外連結子会社については、平均残高は、期首及び期末の残高に基づいて算出しております。なお、当行には海外店はありません。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	17,663,584	217,511	1.23
	当連結会計年度	18,245,173	256,420	1.41
うち貸出金	前連結会計年度	14,808,729	179,792	1.21
	当連結会計年度	14,625,130	200,533	1.37
うち有価証券	前連結会計年度	2,427,049	32,499	1.34
	当連結会計年度	2,762,184	48,477	1.76
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	375,677	40	0.01
	当連結会計年度	650,547	1,780	0.27
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	131,115	294	0.22
うち預け金	前連結会計年度	52,127	301	0.58
	当連結会計年度	76,195	321	0.42
資金調達勘定	前連結会計年度	16,927,046	120,970	0.72
	当連結会計年度	16,119,840	140,257	0.87
うち債券	前連結会計年度	2,920,337	74,991	2.57
	当連結会計年度	2,900,166	81,971	2.83
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	430,333	△202	△0.05
	当連結会計年度	27	0	0.25
うち売現先勘定	前連結会計年度	245,698	△235	△0.10
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	9,915,935	17,094	0.17
	当連結会計年度	9,630,393	21,728	0.23
うち短期社債	前連結会計年度	7,121	101	1.43
	当連結会計年度	2,507	103	4.12
うち社債	前連結会計年度	3,407,095	29,036	0.85
	当連結会計年度	3,586,061	35,837	1.00

国内・海外別役務取引の状況

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前連結会計年度	24,047	2,809	3,517	23,339
	当連結会計年度	29,342	2,952	4,040	28,254
うち貸出業務	前連結会計年度	9,989	—	—	9,989
	当連結会計年度	13,224	—	—	13,224
うち保証業務	前連結会計年度	2,107	—	—	2,107
	当連結会計年度	1,850	—	—	1,850
役務取引等費用	前連結会計年度	2,858	11	△5	2,875
	当連結会計年度	477	11	0	489

- （注） 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。
 3. 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額（△）」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

該当事項はありません。

国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	14,796,910	100.00	14,775,980	100.00
製造業	2,781,594	18.80	2,882,776	19.51
農業、林業	370	0.00	298	0.00
漁業	2,800	0.02	2,800	0.02
鉱業、採石業、砂利採取業	171,511	1.16	165,344	1.12
建設業	51,315	0.35	53,923	0.36
電気・ガス・熱供給・水道業	3,307,482	22.35	3,103,643	21.00
情報通信業	170,348	1.15	246,002	1.66
運輸業、郵便業	3,116,459	21.06	3,048,730	20.63
卸売業、小売業	1,022,294	6.91	1,015,261	6.87
金融業、保険業	674,501	4.56	679,494	4.60
不動産業、物品賃貸業	3,093,743	20.91	3,255,272	22.03
各種サービス業	393,400	2.66	312,437	2.11
地方公共団体	11,081	0.07	9,983	0.07
その他	6	0.00	11	0.00
海外及び特別国際金融取引勘定分	33,018	100.00	18,766	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	33,018	100.00	18,766	100.00
合計	14,829,929	—	14,794,746	—

（注）１．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

２．「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高（未残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	423,719	—	—	423,719
	当連結会計年度	592,452	—	—	592,452
地方債	前連結会計年度	22,196	—	—	22,196
	当連結会計年度	22,543	—	—	22,543
短期社債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
社債	前連結会計年度	881,819	—	—	881,819
	当連結会計年度	865,906	—	—	865,906
株式	前連結会計年度	756,609	—	—	756,609
	当連結会計年度	870,802	—	—	870,802
その他の証券	前連結会計年度	973,833	181,232	—	1,155,065
	当連結会計年度	1,070,041	187,624	—	1,257,665
合計	前連結会計年度	3,058,176	181,232	—	3,239,409
	当連結会計年度	3,421,745	187,624	—	3,609,370

- （注） 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。
3. 「その他の証券」には、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものを含んでおります。

(参考)

特定投資業務に係る業務別収支計算書＜単体＞

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

科 目	特定投資業務	特定投資業務 以外の業務	合 計
経常収益	36,248	312,556	348,804
資金運用収益	28,282	227,972	256,254
役務取引等収益	2,162	15,228	17,390
その他業務収益	—	1,326	1,326
その他経常収益	5,803	68,028	73,832
経常費用	14,388	227,839	242,228
資金調達費用	—	138,590	138,590
役務取引等費用	19	454	473
その他業務費用	—	4,713	4,713
営業経費	3,198	61,893	65,092
その他経常費用	11,170	22,187	33,358
経常利益	21,859	84,716	106,575
特別利益	—	262	262
特別損失	—	304	304
税引前当期純利益	21,859	84,675	106,534
法人税等合計	5,956	19,976	25,932
当期純利益	15,903	64,699	80,602

(注記)

1. 業務別収支計算書及び注記の作成の基礎

業務別収支計算書及び注記は、株式会社日本政策投資銀行が、株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）附則第2条の19の規定により、特定投資業務と特定投資業務以外の業務の区分ごとの収支の状況及び、当該事業年度の末日において特定投資業務に係る利益又は損失としてその他利益剰余金を特定投資剰余金に振り替える額の算定の過程を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条第1項に準拠し、作成している。

業務別収支計算書及び注記の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下の「2. 重要な会計方針」のとおりである。

2. 重要な会計方針

(整理方法)

(1) 次に掲げる収益又は費用は、次の方法により法附則第2条の19各号に掲げる業務に整理。

(i) 貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額のうち一般貸倒引当金の繰入額及び取崩額 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る貸出金の額のうちそれぞれ一般貸倒引当金の計上対象となるものの期首及び期末の平均残高の額の比率により配分。

(ii) 営業経費 特定投資業務に係る貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額に株式会社日本政策投資銀行の平均営業経費の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額を平均したものをいう。）を株式会社日本政策投資銀行の平均投融資残高の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額を平均したものをいう。）で除して得た比率を乗じて得た額（小数点以下を四捨五入するものとする。）を特定投資業務に係

る営業経費の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る営業経費の額に整理。

(iii) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。）に係る営業経費及びこれに類する費用 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。

(iv) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。）に係る収益（特定投資業務に直接整理できるものを除く。） 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。

(v) 法人税等合計 特定投資業務に係る税引前当期純利益又は税引前当期純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法（昭和40年法律第34号）第23条第1項に規定する配当等の額及び同法第23条の2第1項に規定する剰余金の配当等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理。

(vi) 外貨建資産に係る為替差損益 特定投資業務のうち外貨建てで資産を計上しているものについては、当該業務に関する為替差損益を特定投資業務以外の業務に整理。

(2) (1)に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第2条の19各号に掲げる業務に直接整理。

(参考)

業務別収支計算書及び注記に係る監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社日本政策投資銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	弥永 めぐみ	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱原 啓之	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古西 大介	印
--------------------	-------	-------	---

監査意見

当監査法人は、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（以下「省令」という。）附則第2条第3項の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度の業務別収支計算書及び注記（以下併せて、「計算書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書が、全ての重要な点において、省令附則第2条第1項に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項-計算書の作成の基礎

計算書は、株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の19の規定により、財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、省令附則第2条第1項に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

計算書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、省令附則第2条第1項に準拠して計算書を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書の注記事項が適切でない場合は、計算書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書の表示及び注記事項が、省令附則第2条第1項に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

その他の事項－会社法に基づく監査報告

株式会社日本政策投資銀行は、上記の計算書のほかに、2025年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書を作成しており、当監査法人は、これらに対して2025年5月15日に別途、監査報告書を発行している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 計算書は、株式会社日本政策投資銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度に係る財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記には含まれておりません。
3. 計算書は、有限責任監査法人トーマツによる会社法第436条第2項第1号及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明の対象ではありません。

(自己資本比率の状況)

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

なお、本表は、全国銀行協会の雛形を参考にした表示としております。

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は2024年3月末より、最終化されたバーゼルIIIを適用し、自己資本比率を算出しております。

また、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては標準的計測手法を採用しており、マーケット・リスク規制は導入しておりません。

連結自己資本比率（国際統一基準）

(単位：億円、%)

	2025年3月31日
1. 連結総自己資本比率（4／7）	18.35
2. 連結Tier 1比率（5／7）	18.12
3. 連結普通株式等Tier 1比率（6／7）	18.10
4. 連結における総自己資本の額	41,495
5. 連結におけるTier 1資本の額	40,990
6. 連結における普通株式等Tier 1資本の額	40,941
7. リスク・アセットの額	226,110
8. 連結総所要自己資本額	18,088

単体自己資本比率（国際統一基準）

(単位：億円、%)

	2025年3月31日
1. 単体総自己資本比率（4／7）	18.39
2. 単体Tier 1比率（5／7）	18.16
3. 単体普通株式等Tier 1比率（6／7）	18.16
4. 単体における総自己資本の額	40,986
5. 単体におけるTier 1資本の額	40,489
6. 単体における普通株式等Tier 1資本の額	40,489
7. リスク・アセットの額	222,866
8. 単体総所要自己資本額	17,829

(資産の査定)

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、資産自己査定結果については取締役会に報告しております。

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2024年3月31日	2025年3月31日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	31	59
危険債権	1,169	975
要管理債権	232	121
正常債権	155,362	155,173

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、当行グループにおける業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当行グループ（当行及びその連結子会社）の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。

なお、文中に将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(ア) 経営成績の分析

①損益の状況＜連結＞

当連結会計年度では、資金利益は運用収益の増加等により1,161億円（前連結会計年度比196億円増加）となったものの、株式等売却益の減少等により、投資関係損益は510億円（同比621億円減少）となったこと等から、連結業務粗利益は2,069億円（同比275億円減少）となりました。営業経費は693億円（同比47億円増加）となり、連結業務純益は1,375億円（同比323億円減少）となりました。

一部の取引先の業況悪化等により、与信関係費用は88億円（同比102億円減少）、株式等償却は152億円（同比123億円増加）となり、経常利益は1,133億円（同比344億円減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は837億円（同比194億円減少）となりました。

		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	比 較
		金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
連結業務粗利益 (=②+③+④+⑤)	①	2,345	2,069	△275
資金利益	②	965	1,161	196
投資関係損益	③	1,131	510	△621
株式等関係損益		776	45	△730
ファンド関連損益		301	363	62
持分法による投資損益		54	100	46
役務取引等利益	④	204	277	73
その他業務関連利益（注）1	⑤	43	119	76
営業経費	⑥	△645	△693	△47
連結業務純益 (=①+⑥)	⑦	1,699	1,375	△323
与信関係費用（△は費用）	⑧	△191	△88	102
一般貸倒引当金繰入額（△は繰入）		△99	△35	63
不良債権関連処理額		△100	△57	42
貸倒引当金戻入益・取立益等		8	5	△3
株式等償却	⑨	△29	△152	△123
経常利益 (=⑦+⑧+⑨)	⑩	1,478	1,133	△344
特別損益	⑪	27	4	△23
税金等調整前当期純利益 (=⑩+⑪)	⑫	1,506	1,138	△368
法人税等合計	⑬	△468	△294	174
当期純利益 (=⑫+⑬)	⑭	1,038	843	△194
非支配株主に帰属する当期純利益	⑮	5	6	0
親会社株主に帰属する当期純利益 (=⑭-⑮)	⑯	1,032	837	△194

（注）1. その他業務関連利益＝その他業務収益＋その他業務費用（△）＋土地建物賃貸料＋売電収入等

②ROA、ROE＜連結＞

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	単位 (%)	単位 (%)
ROA (親会社株主に帰属する当期純利益比)	0.48	0.39
ROE (親会社株主に帰属する当期純利益比)	2.57	2.03

③与信関係費用＜連結＞

当連結会計年度では、一部の取引先の業況悪化等により、一般貸倒引当金繰入が35億円、個別貸倒引当金繰入が41億円となったこと等により、与信関係費用は全体で88億円の損失計上となりました。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	金額 (億円)	金額 (億円)
与信関係費用 (△は費用) (=①+②+③+④+⑤)	△191	△88
貸倒引当金繰入 (△) ・戻入 ①	△170	△77
一般貸倒引当金繰入 (△) ・戻入	△99	△35
個別貸倒引当金繰入 (△) ・戻入	△70	△41
偶発損失引当金繰入 (△) ・戻入 ②	△1	1
貸出金償却 ③	△18	△15
償却債権取立益 ④	8	3
貸出債権売却損 (△) 益 ⑤	△9	—

④投資関係損益＜連結＞

当連結会計年度では、ファンド関連損益が増加したものの、前連結会計年度に計上した大口の株式売却益の剥落等により株式等関係損益が45億円となったこと等から、投資関係損益は510億円となり、前連結会計年度を下回る利益水準となりました。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	金額 (億円)	金額 (億円)
投資関係損益 (=①+⑤+⑧)	1,131	510
株式等関係損益 ① (=②+③+④)	776	45
投資損失引当金繰入 (△) ・戻入 ②	0	—
株式等売却損 (△) 益 ③	723	12
株式等償還益 ④	52	33
ファンド関連損益 (=⑥+⑦) ⑤	301	363
ファンド関連利益 ⑥	459	516
ファンド関連損失 ⑦	△157	△152
持分法投資損益 ⑧	54	100

(イ) 財政状態の分析

①貸借対照表<連結>

	前連結会計年度末 (2024年3月末)	当連結会計年度末 (2025年3月末)	比 較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資産の部合計	216,986	215,493	△1,492
現金預け金	18,463	11,623	△6,840
有価証券	32,394	36,093	3,699
国債	4,237	5,924	1,687
地方債	221	225	3
社債	8,818	8,659	△159
株式	7,566	8,708	1,141
その他の証券	11,550	12,576	1,025
貸出金	148,299	147,947	△351
有形固定資産	4,879	4,663	△216
支払承諾見返	7,318	7,374	56
貸倒引当金	△1,101	△1,162	△60
その他	6,733	8,953	2,220
負債の部合計	175,897	173,873	△2,023
債券・社債	67,247	66,068	△1,179
借入金	98,225	97,206	△1,018
その他	10,424	10,598	174
純資産の部合計	41,088	41,619	531
資本金	10,004	10,004	—
危機対応準備金	2,065	2,065	—
特定投資準備金	15,778	16,020	242
特定投資剰余金	553	712	159
資本剰余金	2,954	2,658	△296
利益剰余金	8,801	9,292	491
その他の包括利益累計額	773	709	△64
非支配株主持分	157	156	△0

<資産の部>

当連結会計年度末の資産の部合計は21兆5,493億円となり、前連結会計年度末比1,492億円の減少となりました。貸出金が同比351億円減少したことに加え、現金預け金が減少したこと等が主な要因です。なお、現金預け金は、国債や、その他に含まれるコールローン及び買現先勘定等を前連結会計年度末比で増加させたこともあり、同比6,840億円減少しております。

<負債の部>

当連結会計年度末の負債の部合計は17兆3,873億円となり、前連結会計年度末比2,023億円の減少となりました。

<純資産の部>

当連結会計年度末の純資産の部合計は4兆1,619億円となり、前連結会計年度末比531億円の増加となりました。前連結会計年度の決算に基づく配当金の支払い（2024年6月実施）があったものの、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が増加したこと等が要因です。

なお、特定投資業務に関連して、国庫納付等があったものの、政府からの産投出資受け入れ及び資本剰余金からの振り替えにより、特定投資準備金が前連結会計年度末比242億円増加しております。

②期別投融資額及び資金調達額状況（フロー）<単体>

当行の融資等の金額につきましては、当事業年度は3兆6,929億円となりました。また、投資の金額につきましては、当事業年度は3,824億円となりました。当事業年度における融資業務及び投資業務の取組については、上述の(1) 経営成績等の状況の概要（企業集団の事業の経過及び成果）<2024年度の概況について>をご参照下さい。

当行の資金調達の金額につきましては、当事業年度は財政投融資が9,384億円、社債（財投機関債）が6,346億円、長期借入金が2,838億円となりました。当事業年度における自己調達基盤拡充の取組については、上述の(1) 経営成績等の状況の概要（企業集団の事業の経過及び成果）<2024年度の概況について>をご参照下さい。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	金額（億円）	金額（億円）
投融資額	38,200	40,753
融資等（注）1	34,550	36,929
投資（注）2	3,649	3,824

（注）1. 社債を含む経営管理上の数値であります。

2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産（ファンド）等を含む経営管理上の数値であります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	金額（億円）	金額（億円）
資金調達額	38,200	40,753
財政投融資	7,370	9,384
財政融資資金	4,000	6,000
政府保証債（国内債）	1,200	1,150
政府保証債（外債）（注）1	2,170	2,234
償還年限5年未満の政府保証債（国内債）	—	—
社債（財投機関債）（注）1, 2	6,286	6,346
長期借入金（注）3, 4	2,780	2,838
回収等（注）5	21,764	22,183

（注）1. 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

2. 短期社債は含んでおりません。

3. 2025年3月期の長期借入金のうち、日本公庫からの借入はございません。

4. 外貨建て長期借入金のうち、振当処理の対象とされている長期借入金につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

5. 産業投資出資金を含んでおります。

③投融資残高及び資金調達残高＜単体＞

当事業年度末の融資等残高は、前事業年度末比107億円減少し15兆3,146億円となりました。また、当事業年度末の投資残高は、同比2,145億円増加し2兆1,772億円となりました。

また、当事業年度末の資金調達残高は、同比2,087億円減少し16兆1,440億円となりました。

	前事業年度末 (2024年3月末)	当事業年度末 (2025年3月末)
	金額（億円）	金額（億円）
融資等残高（注）1	153,254	153,146
投資残高（注）2	19,626	21,772

（注）1. 社債を含む経営管理上の数値であります。

2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産（ファンド）等を含む経営管理上の数値であります。

	前事業年度末 (2024年3月末)	当事業年度末 (2025年3月末)
	金額（億円）	金額（億円）
資金調達残高	163,527	161,440
財政投融資等	89,726	91,698
財政融資資金等	58,804	61,425
政府保証債（国内債）（注）1	9,850	9,300
政府保証債（外債）（注）1,2	21,071	20,973
償還年限5年未満の政府保証債（国内債）（注）1	—	—
財投機関債（注）1,2	750	750
社債（財投機関債）（注）1,2,3,4	35,579	35,049
長期借入金（注）5	37,471	33,941
うち日本公庫より借入	22,229	18,300

（注）1. 債券は額面ベースとなっております。

2. 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

3. 株式会社化以降の発行分であります。

4. 短期社債は含んでおりません。

5. 外貨建て長期借入金のうち、振当処理の対象とされている長期借入金につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

④危機対応業務に係る残高＜単体＞

	前事業年度末 (2024年3月末)	当事業年度末 (2025年3月末)
	金額（億円）	金額（億円）
融資額（注）1	21,603	17,790
損害担保（注）2	1,914	962

（注）1. 日本公庫より信用の供与（損害担保を含む。）を受けたものであります。

2. 融資及び出資に損害担保契約を付したものの合計であります。

⑤リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、資産自己査定結果については取締役会へ報告しております。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて監査法人による監査を受け、開示しております。

なお当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

当連結会計年度末におけるリスク管理債権及び金融再生法開示債権は、1,156億円となりました。債務者区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が59億円、危険債権が975億円、貸出条件緩和債権が121億円となっております。不良債権比率は、前連結会計年度末比0.18ポイント低下し、0.74%となりました。

リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況

債務者区分	前連結会計年度末 (2024年3月末)	当連結会計年度末 (2025年3月末)	比 較
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	31	59	27
危険債権	1,169	975	△194
要管理債権	232	121	△110
うち三月以上延滞債権	—	—	—
うち貸出条件緩和債権	232	121	△110
小計（1）	1,433	1,156	△277
正常債権（2）	154,437	154,425	△12
債権合計（3）	155,870	155,581	△289
不良債権比率（1）／（3）（%）	0.92	0.74	△0.18

リスク管理債権の業種別構成＜連結＞

	前連結会計年度末 (2024年3月末)	当連結会計年度末 (2025年3月末)
	金額（億円）	金額（億円）
製造業	607	635
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	64	14
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	19	16
卸売業、小売業	103	119
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	319	198
各種サービス業	319	171
地方公共団体	—	—
その他	—	—
合計	1,433	1,156

第三セクターに対するリスク管理債権＜連結＞

当行は、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資又は拠出を行っている法人（但し、上場企業は除く。）として整理しております。）が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、投融資等を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くなっております。

これらの法人への当連結会計年度末の債権残高は1,610億円（うち正常債権を除くリスク管理債権は86億円、不良債権比率5.39%、なお当行全体＜連結＞の不良債権比率は0.74%）です。

第三セクター向け債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要すること等の理由によるものです。

	前連結会計年度末 (2024年3月末)	当連結会計年度末 (2025年3月末)	比 較
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
危険債権	86	61	△24
三月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	32	24	△7
小計（１）	118	86	△31
正常債権（２）	1,631	1,523	△107
第三セクターに対する債権残高合計（末残） （３）	1,749	1,610	△139
第三セクターに対する不良債権比率 （１）／（３）（％）	6.78	5.39	△1.39

⑥金融再生法開示債権における保全状況（部分直接償却実施後）＜単体＞

保全率

金融再生法開示債権に対する保全率は、前事業年度末比5.9ポイント上昇し96.3%となりました。

	前事業年度末 (2024年3月末)	当事業年度末 (2025年3月末)	比 較
	単位 (%)	単位 (%)	単位 (%)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	—
危険債権	91.6	96.7	5.1
要管理債権	82.7	90.9	8.1
開示債権合計	90.4	96.3	5.9

信用部分に対する引当率

	前事業年度末 (2024年3月末)	当事業年度末 (2025年3月末)	比 較
	単位 (%)	単位 (%)	単位 (%)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	—
危険債権	86.4	95.2	8.7
要管理債権	62.3	65.1	2.8
開示債権合計	83.5	94.0	10.5

その他の債権に対する引当率

	前事業年度末 (2024年3月末)	当事業年度末 (2025年3月末)	比 較
	単位 (%)	単位 (%)	単位 (%)
要管理債権以外の要注意先債権	2.9	6.6	3.7
正常先債権	0.2	0.3	0.0

(ウ) 連結キャッシュ・フローの状況の分析及び資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度の連結キャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金や社債が減少したことに加え、コールローンや買現先勘定等が増加したこと等により、3,077億円の支出となりました（前連結会計年度は5,252億円の収入）。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が売却・償還等による収入を上回ったこと等により、3,488億円の支出となりました（前連結会計年度は1,817億円の支出）。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、政府からの産投出資受け入れ等があったものの、国庫納付や配当金の支払等により、275億円の支出となりました（前連結会計年度は516億円の収入）。以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末残高に比べて6,890億円減少し、1兆1,499億円となりました。

当行グループの資本の財源及び資金の流動性に係る情報は以下のとおりであります。

当行グループは、顧客に対し主に長期・安定的な資金を供給するための投融資を行っており、これらの事業を行うため、社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行っています。なお、資金の流動性につきまして、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、1兆1,499億円となりました。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	金額（億円）	金額（億円）
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,252	△3,077
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,817	△3,488
財務活動によるキャッシュ・フロー	516	△275
現金及び現金同等物の期末残高	18,390	11,499

(エ) 連結自己資本比率（国際統一基準）

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、告示に基づく自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

当連結会計年度末の普通株式等Tier 1 資本の額は、利益剰余金の増加等により前連結会計年度末比605億円増加し 4兆941億円となりました。また、リスク・アセットの額の合計額は前連結会計年度末比6,512億円減少し22兆6,110億円となりました。

以上の結果、当連結会計年度末の連結普通株式等Tier 1 比率は、前連結会計年度末比0.76ポイント上昇し、18.10%となりました。

	前連結会計年度末 (2024年 3 月末)	当連結会計年度末 (2025年 3 月末)
	金額（億円）	金額（億円）
(1) Tier 1 資本の額		
普通株式等Tier 1 資本の額 ①	40,336	40,941
普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額	40,716	41,301
普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目の額	380	360
その他Tier 1 資本の額	49	49
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額	50	49
その他Tier 1 資本に係る調整項目の額	0	0
計 ②	40,385	40,990
(2) Tier 2 資本の額		
Tier 2 資本に係る基礎項目の額	477	504
Tier 2 資本に係る調整項目の額	—	—
計	477	504
(3) 総自己資本合計 ③	40,863	41,495
(4) リスク・アセットの額の合計額		
信用リスク・アセットの合計額	228,208	221,545
オペレーショナル・リスク相当額に係る額／8 %	4,413	4,564
計 ④	232,622	226,110
連結総自己資本比率（国際統一基準） $= ③ \div ④ \times 100$ （%）	17.56	18.35
連結Tier 1 比率 $= ② \div ④ \times 100$ （%）	17.36	18.12
連結普通株式等Tier 1 比率 $= ① \div ④ \times 100$ （%）	17.33	18.10

(オ) 経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標と進捗状況

第5次中期経営計画最終年度（2025年度）の財務目標及び当連結会計年度（2024年度）までの進捗は以下のとおりであります。

なお、2021年5月に公表しました第5次中期経営計画については、その骨格を維持しつつ取組を強化すべく2023年5月に見直しを実施・公表しております。

2024年度は、2023年度に計上した大口の株式売却益が剥落したものの、引き続き堅調な投資損益等が牽引する形で、2025年度財務目標並みの水準で進捗しております。今後も投資業務の拡大やクレジットコストの動向により一定の損益の変動は見込まれますが、引き続き収益水準の底上げと安定性の向上に取り組んで参ります。

なお、以下の目標とする経営指標は、当行グループが見直し後の第5次中期経営計画を公表いたしました2023年5月16日時点で入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

<経営指標（連結）>

	2024年度実績	2025年度目標 （5次中計最終年度）（注）1
業務粗利益（注）2	2,069億円	2,100億円程度
親会社株主に帰属する当期純利益	837億円	850億円程度
経費率（注）3	33.5%	34%程度
総資産	21.5兆円	21兆円程度
ROA（注）3	1.0%	1%程度
ROE（注）3	2.0%	3%程度
自己資本比率 （バーゼルⅢ最終化完全適用ベース）（注）4	18.10%	14%程度

（注）1. 2023年5月に見直しを公表。

2. クレジットコスト除き、経営管理上の実態業務粗利益

3. 経費率、ROAは業務粗利益比。ROEは当期純利益比。

4. 普通株式等Tier1比率。

(カ) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 （1）連結財務諸表 「注記事項」（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当行の情報システム関連投資等を中心に合計4,864百万円の設備投資を行いました。なお、当連結会計年度において、主要な設備の売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備（投融資業務に関連するものは除く。）の状況は次のとおりであります。

2025年3月31日現在

会社名	店舗名その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
当行	本店	東京都千代田区	事務室等	2,429	47,757	7,766	651	－	56,175	1,042
	北海道支店	札幌市中央区		－	－	27	14	－	41	30
	東北支店	仙台市青葉区		－	－	12	8	－	20	32
	新潟支店	新潟市中央区		－	－	1	17	－	19	13
	北陸支店	石川県金沢市		－	－	9	21	－	30	17
	東海支店	名古屋市中部区		－	－	55	10	－	66	22
	関西支店	大阪市中央区		－	－	71	30	－	101	43
	中国支店	広島市中区		－	－	2	22	－	24	20
	四国支店	香川県高松市		－	－	3	13	－	17	15
	九州支店	福岡市中央区		－	－	15	16	－	32	25
	南九州支店	鹿児島県鹿児島市		－	－	6	14	－	20	10
	その他の施設	東京都練馬区ほか	事務室・舎宅等	85,412 (260)	39,290	8,654	724	－	48,669	10
DBJ リアルエ ステート 株式会社	本社	東京都千代田区	事務室等	2,610	50,109	10,821	301	－	61,232	7

- (注) 1. 上表における土地面積欄の（ ）内は、借地の面積（内書き）であります。
2. 上表の設備に関連する土地、建物の当連結会計年度賃借料は2,199百万円であります。
3. 上表における動産は、事務機械40百万円、その他1,809百万円であります。
4. 上表にはソフトウェア6,401百万円は含まれておりません。
5. その他の施設における従業員は、国内事務所等に勤務する者です。
6. 当行本店及びDBJリアルエステートの設備の一部を連結会社以外に貸与しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在において計画中である主要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設・改修

会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
					総額	既支払額			
当行	本店他	東京都千代田区他	新設・改修	事務室・情報システム機器等	8,869	—	自己資金	2025年4月	2026年3月
DBJ リアルエ ステート 株式会社	—	東京都千代田区	購入	事務室等	17,800	—	自己資金等	未定	未定

(注) 設備投資にかかる当連結会計年度末現在の概算額であります。

(2) 売却・除却

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の売却・除却等は該当ありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 （株） （2025年3月31日）	提出日現在発行数 （株） （2025年6月27日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通 株式	43,632,360	43,632,360	—	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容になんら限定のない、当行における標準となる株式であります。なお、当行は種類株式発行会社ではありません。また単元株式数は定めておりません。
計	43,632,360	43,632,360	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2009年6月26日	—	40,000	—	1,000,000	△97,248 (注) 1	1,060,466 (注) 1
2009年9月24日 (注) 2	2,064	42,064	103,232	1,103,232	—	1,060,466
2010年3月23日 (注) 2	1,559	43,623	77,962	1,181,194	—	1,060,466
2011年12月7日 (注) 3	—	43,623	6,170	1,187,364	—	1,060,466
2012年3月23日 (注) 2	8	43,632	424	1,187,788	—	1,060,466
2012年6月6日 (注) 4	—	43,632	10,528	1,198,316	—	1,060,466
2012年12月6日 (注) 5	—	43,632	8,637	1,206,953	—	1,060,466
2015年6月26日 (注) 6	—	43,632	—	1,206,953	△65,000	995,466
2015年8月10日 (注) 7	—	43,632	△206,529	1,000,424	—	995,466
2016年6月29日 (注) 8	—	43,632	—	1,000,424	△50,000	945,466
2017年6月29日 (注) 9	—	43,632	—	1,000,424	△50,000	895,466
2018年6月28日 (注) 10	—	43,632	—	1,000,424	△129,000	766,466
2019年6月27日 (注) 11	—	43,632	—	1,000,424	△130,000	636,466
2020年6月26日 (注) 12	—	43,632	—	1,000,424	△300,000	336,466
2021年6月24日 (注) 13	—	43,632	—	1,000,424	△95,000	241,466
2022年8月31日 (注) 14	—	43,632	—	1,000,424	34,455	275,921
2023年8月31日 (注) 15	—	43,632	—	1,000,424	18,142	294,063
2024年6月26日 (注) 16	—	43,632	—	1,000,424	△ 130,000	164,063
2024年8月30日 (注) 17	—	43,632	—	1,000,424	100,354	264,417

- (注) 1. 会社法第448条第1項、同法第452条の規定及び2009年6月26日の株主総会決議に基づき、資本準備金からその他資本剰余金への振替及びその他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替により欠損填補を実施しております。
2. 株主割当の方法により、財務大臣に、募集する普通株式の全部を割り当てております（有償）。発行価格（払込金額）は1株につき50,000円、資本組入額は1株につき50,000円となっております。
3. 危機対応業務に係る財政基盤確保のために、DBJ法改正法及び平成21年度補正予算に基づき措置されておりました交付国債1兆3,500億円のうち、DBJ法附則第2条の4第1項の規定に基づき、当行は2011年11月24日付にて61億7,000万円相当額の償還請求を実施しております。当該請求に基づき、同年12月7日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が上記の請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金は上記の請求相当額だけ増加しております。なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。
4. 上記同様、2012年5月18日付にて105億2,800万円相当額の交付国債の償還請求を実施しております。当該請求に基づき、同年6月6日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が請求相当額だけ減少すると

もに、当行の資本金は同請求額だけ増加しております。なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。

5. 上記同様、2012年11月20日付にて86億3,700万円相当額の交付国債の償還請求を実施しております。当該請求に基づき、同年12月6日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金が同請求額だけ増加しております（本償還後における交付国債未償還額は1兆3,246億6,500万円であります。）なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。
6. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び2015年6月26日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しております。
7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等、会社法第447条及び2015年6月26日の定時株主総会決議に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額につき、資本金から危機対応準備金への振替を実施しております。
8. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び2016年6月29日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しております。
9. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び2017年6月29日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しております。
10. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び2018年6月28日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しております。
11. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び2019年6月27日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しております。
12. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び2020年6月26日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しております。
13. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び2021年6月24日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しております。
14. 2022年6月29日開催の株主総会において、①特定投資準備金の額を68,910百万円減少すること、②上記の効力発生日を2022年8月31日とすることを決議し、2022年6月29日付で大臣認可を取得しております。その後、効力発生日たる2022年8月31日に、34,455百万円を国庫に納付し、同日、資本準備金の額が34,455百万円増加しております。
15. 2023年6月28日開催の株主総会において、①特定投資準備金の額を36,284百万円減少すること、②上記の効力発生日を2023年8月31日とすることを決議し、2023年6月28日付で大臣認可を取得しております。その後、効力発生日たる2023年8月31日に、18,142百万円を国庫に納付し、同日、資本準備金の額が18,142百万円増加しております。
16. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び2024年6月26日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しております。
17. 2024年6月26日開催の株主総会において、①特定投資準備金の額を200,708百万円減少すること、②上記の効力発生日を2024年8月30日とすることを決議し、2024年6月26日付で大臣認可を取得しております。その後、効力発生日たる2024年8月30日に、100,354百万円を国庫に納付し、同日、資本準備金の額が100,354百万円増加しております。
18. 2025年6月27日に、株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び同日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しており、資本準備金が80,000百万円減少し、特定投資準備金と同額増加しております。
19. 2025年6月27日開催の株主総会において、①特定投資準備金の額を27,523百万円減少すること、②上記の効力発生日を2025年8月29日とすることを決議しております。これに伴い、13,761百万円を国庫に納付し、併せて、資本準備金の額を13,761百万円増加することになります。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　一株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	－	－	－	－	－	－	1	－
所有株式数（単元）	43,632,360	－	－	－	－	－	－	43,632,360	－
所有株式数の割合（％）	100.00	－	－	－	－	－	－	100.00	－

（注）定款において1単元の株式数の定めが無いことから、株式数をもって単元数としております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,632	100.00
計	—	43,632	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の個数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 43,632,360	43,632,360	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 43,632,360	—	—
総株主の議決権	—	43,632,360	—

（注）議決権の個数については、定款において1単元の株式数の定めが無いことから、株式数をもって議決権の個数としております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当行は、剰余金の配当を年1回行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当決定機関は、株主総会であります。

当行の定款において「期末配当の基準日は、毎年3月31日とする」旨定められております。

当行は、経営の健全性確保並びに確固たる収益基盤の確立とともに、安定的かつ継続的な株主還元を図る観点から、分配可能額（DBJ法附則第2条の25に基づき、単体当期純利益から特定投資業務に係る当期純利益又は純損失の金額に相当する額を除いて算出）に対する配当性向を25%程度とすることを基本的な配当方針としております。

当事業年度の配当金の総額に関しましては、上記の基本的な配当方針を踏まえ、分配可能額に対して、配当性向24.95%を乗じて算出しております。また、1株当たりの配当額は370円といたしました。

内部留保資金につきましては、上記の経営の健全性確保並びに確固たる収益基盤の確立のために活用して参ります。

なお、実際の配当時期や配当水準につきましては、DBJ法第20条の規定により、財務大臣の認可事項となっております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たりの配当額（円）
2025年6月27日 定時株主総会	16,143	370

（参考）DBJ法

第二十条（定款の変更等）

会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

○コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする会社として「企業理念」を定めております。「企業理念」とは、当行グループの「使命」を果たすために、将来の「ビジョン」を目指し、「価値観」を基準に行動していく体系として定義をしており、4次中計の策定にあわせて、当行グループの企業理念体系を以下のとおり再整理いたしました。

(使命)

「金融力で未来をデザインしますー金融フロンティアの弛まぬ開拓を通じて、お客様及び社会の課題を解決し、日本と世界の持続的発展を実現します。ー」を当行グループの使命とし、経済価値と社会価値の両立を目指します。

(ビジョン)

「産業・インフラ分野のプロフェッショナルとして、幅広いリスク対応能力を発揮して事業や市場の創造をリードすると共に、危機対応など社会的な要請に的確に応え、2030年の経済・社会において独自の役割を果たします。」を2030年におけるビジョンとします。

(価値観)

当行グループの役職員は、挑戦（Initiative）・誠実（Integrity）の2つの価値観を共有します。

(行動基準)

当行グループの役職員は、「価値観」を具体的に実践するためのガイドラインとして、以下の「行動基準」に従って業務を遂行いたします。

1. 未来への責任

ー経済価値と社会価値の両立を追求し、未来への責任を果たします

2. お客様視点

ーお客様の立場に立ち、誰よりも徹底的に考えます

3. 卓越したサービス

ー常に業務を見直し、サービスの質と生産性を高めます

4. 個の挑戦と協働

ーフロンティアに挑戦し、成果にこだわり、やり切ります

ー多様性を尊重し、協働して、お互いを高め合います

なお、これらの企業理念の追求を通じて形作られる当行グループの差別化要素となる「強み」として、引き続き4つのDNA（長期性・中立性・パブリックマインド・信頼性）を保持して参ります。

○コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

①会社の機関の内容

当行においては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンス強化の観点から、社外取締役を選任しております。

また、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置し、取締役の報酬制度等について審議するとともに、外部有識者からなる人事評価委員会を設置し、取締役及び監査役の選任及び退任にかかる人事案の評価を行っています。

これらに加え、その他後述の委員会等を設置しております。

<取締役会及び取締役>

取締役会は10名で構成されております。経営の透明性確保等の観点より、そのうち2名を社外取締役としております。なお、第17期（2025年3月期）におきましては、取締役会を13回開催しております。

第17期（2025年3月期）における取締役会の活動状況は次のとおりです。

役職	氏名	出席状況
代表取締役	太田 充	13回/13回
代表取締役	地下 誠二	13回/13回
代表取締役	杉元 宣文	13回/13回
取締役（注）1	窪田 昌一郎	4回/4回
取締役（注）1	原田 健史	4回/4回
取締役	村上 努	12回/13回
取締役（注）1	北所 克史	4回/4回
取締役	清水 博	13回/13回
取締役（注）1	高澤 利康	9回/9回
取締役（注）1	田原 泰雅	9回/9回
取締役（注）1	小林 真五	9回/9回
社外取締役	進藤 孝生	13回/13回
社外取締役	齋木 尚子	12回/13回
監査役	池田 和重	13回/13回
監査役	中村 航洋	13回/13回
社外監査役	佐藤 仁	13回/13回
社外監査役	道垣内 正人	13回/13回
社外監査役	金子 裕子	13回/13回

（注）1. 窪田昌一郎、原田健史、北所克史は、2024年6月26日に退任しております。高澤利康、田原泰雅、小林真五は、同日に就任しております。

取締役会においては、経営計画、事業計画及び予算等の経営戦略や、企業理念、サステナビリティ、投融資等に関する基本方針等の決定等を行うとともに、投融資実績や統合リスクの状況等について報告を受ける等、業務執行状況の監督を実施しております。

当事業年度は、以下の決議、報告等がなされました。なお、1回あたりの平均所要時間は1時間21分でした。

（決議事項36件）2025年度事業計画・総合予算等の決定、重要な内部規程の改定 等

（報告事項35件）投融資実績、統合リスクの状況、2025年度投資方針 等

<人事評価委員会>

第17期（2025年3月期）における人事評価委員会の構成員及び活動状況は次のとおりです。

役職	氏名	出席状況
ボストン・コンサルティング・グループ日本共同代表	秋池 玲子	1回/1回
株式会社三井住友フィナンシャルグループ特別顧問	國部 毅	1回/1回
株式会社IHI特別顧問	釜 和明（注）1	1回/1回
株式会社千葉銀行特別顧問	佐久間 英利（注）1	1回/1回
東武鉄道株式会社代表取締役会長	根津 嘉澄（注）1	1回/1回
社外取締役	進藤 孝生	1回/1回
社外取締役	齋木 尚子	1回/1回

（注）1. 2024年6月26日付で、釜和明、佐久間英利、根津嘉澄の3氏が人事評価委員会委員を退任し、同日付で秋野哲也（株式会社常陽銀行取締役頭取（代表取締役））、井手博（株式会社IHI代表取締役社長最高経営責任者）、原田一之（京浜急行電鉄株式会社取締役会長（代表取締役））の3氏が人事評価委員会委員に就任しております。

人事評価委員会において、取締役及び監査役の選任等にかかる人事案の評価を行うこととしており、2024年度もこれを実施しております。

<報酬委員会>

第17期（2025年3月期）における報酬委員会の構成員及び活動状況は次のとおりです。

役職	氏名	出席状況
代表取締役	地下 誠二	2回/2回
社外取締役	進藤 孝生	2回/2回
社外取締役	齋木 尚子	2回/2回
社外監査役	佐藤 仁	2回/2回

（注）2024年6月26日付で、代表取締役 太田充が報酬委員会委員に就任しております。

報酬委員会においては、役員報酬制度等について審議を行うこととしており、2024年度もこれを実施しております。

<監査役会及び監査役>

監査役会は5名の監査役で構成されております。なお、第17期（2025年3月期）におきましては、監査役会を15回開催しております。

会社法の規定に基づき、5名のうち半数以上（3名）は社外監査役であります。なお、常勤監査役は3名で、うち1名は社外監査役であります。社外監査役を含む監査役の職務を補助するために、監査役会の指揮の下に、監査役室を設置し、専任のスタッフを配属しております。

社外監査役は以下の3名であります。

佐藤 仁（元 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員）（社外常勤監査役）
道垣内 正人（早稲田大学大学院法務研究科教授、弁護士）
金子 裕子（前 早稲田大学商学大学院会計研究科教授、公認会計士）

<社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容>

該当事項はありません。

<業務監査委員会>

取締役会より内部監査に関する重要事項を決定及び審議する権限を委任される機関として業務監査委員会を設置しております。なお、第17期（2025年3月期）におきましては、3回開催しております。

<経営会議>

取締役会より業務執行の決定権限等を委任される機関として経営会議を設置しております。

経営会議は、経営に関する重要事項を決定いたします。なお、第17期（2025年3月期）におきましては、25回開催しております。

<経営会議傘下の委員会等>

経営会議の傘下の機関として、委員会等を設置し各分野の専門的事項について決定（取締役会、経営会議にて決定されるものを除く。）及び審議を行っております。なお、委員会等の概要は以下のとおりです。

1. ALM・リスク管理委員会

当行のポートフォリオのリスク管理及びALM運営に関する重要事項の決定及び審議

2. 一般リスク管理委員会

オペレーショナル・リスク管理、システムリスク管理、法令等遵守、反社会的勢力等への対応等、マネーロンダリング・テロ資金供与対策、顧客保護等管理等に関する重要事項等の決定及び審議

3. 投融資決定委員会

一定の投融資案件及び投融資管理案件等に関する決定及び審議

4. 新業務等審査会

新業務等の取組の開始に関する決定及び審議

5. 投融資審議会

投融資案件の事前審議及びモニタリング等に関する審議

6. サステナビリティ委員会

経済価値と社会価値の両立及びステークホルダーとの対話に関する事項の審議

7. 投資統括会議

投資案件に関するモニタリング及びその高度化並びに投資方針の企画立案に関する審議

＜アドバイザー・ボード＞

当行が2008年10月に株式会社として設立されて以来、当行の経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザー・ボードを設置しておりましたが、2015年5月20日に公布・施行された平成27年改正法において、当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置付け、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を行っていただくこととしております。なお、第17期（2025年3月期）におきましては、2回開催しております。同ボードは次の社外有識者及び社外取締役により構成されております。

1. 社外有識者（五十音順、敬称略、2025年3月末時点）

秋池 玲子（ポストン・コンサルティング・グループ日本共同代表）
秋野 哲也（株式会社常陽銀行取締役頭取（代表取締役））
井手 博（株式会社IHI代表取締役社長最高経営責任者）
國部 毅（株式会社三井住友フィナンシャルグループ特別顧問）
原田 一之（京浜急行電鉄株式会社取締役会長（代表取締役））

2. 社外取締役（敬称略、2025年3月末時点）

進藤 孝生（日本製鉄株式会社相談役）
齋木 尚子（外務省参与）

＜特定投資業務モニタリング・ボード＞

2015年5月20日に公布・施行された平成27年改正法において措置された特定投資業務につき、対象案件毎に政策目的との整合性を含む業務の実績や、民業の補完・奨励及び適正な競争関係の確保等の状況について審議・評価をいただくため、特定投資業務モニタリング・ボードを取締役会の諮問機関として設置しております。なお、第17期（2025年3月期）におきましては、2回開催しております。同ボードは次の社外有識者により構成されております。

1. 社外有識者（五十音順、敬称略、2025年3月末時点）

秋野 哲也（株式会社常陽銀行取締役頭取（代表取締役））
遠藤 信博（日本電気株式会社特別顧問）
國部 毅（株式会社三井住友フィナンシャルグループ特別顧問）
田代 桂子（株式会社大和証券グループ本社取締役兼執行役副社長）
辻 松雄（一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事）
津曲 貞利（日本瓦斯株式会社代表取締役社長）

＜主務大臣の認可事項＞

DBJ法により、当行は財務大臣の認可を受けなければならないものが規定されております。

主な認可事項は以下のとおりです。

代表取締役及び監査役の選任等

取締役の兼職（常務に従事する取締役による他の会社の常務への従事）

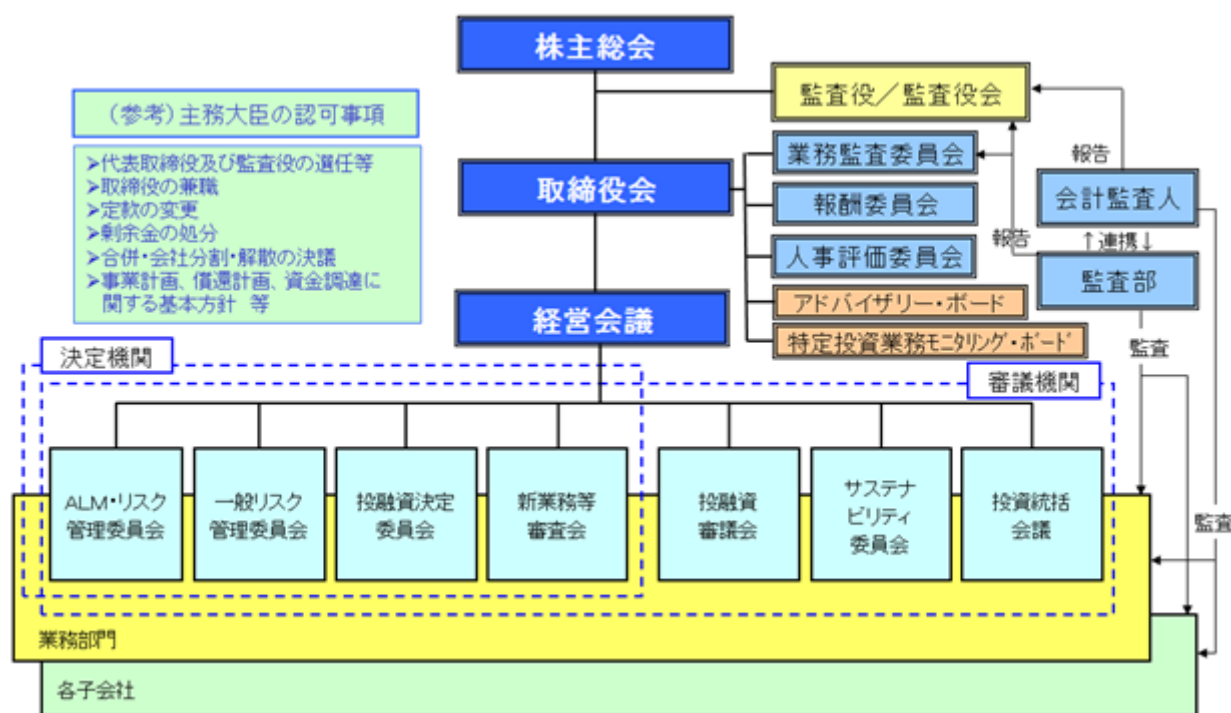
定款の変更

剰余金の処分

合併・会社分割・解散の決議

事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針 等

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にいたしますと、以下のとおりであります。



＜執行役員制度＞

業務執行に関する責任の明確化及び意思決定の迅速化を図るべく、当行においては執行役員制度を導入しております。常務執行役員9名（取締役兼務者を除く。）及び執行役員10名が取締役会において決定された担当職務を執行いたします。

②内部統制システムの整備の状況

当行においては、業務の健全性を確保するために、会社法に基づき当行の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を「内部統制基本方針」として取締役会において定めております。

具体的には、法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢等を当行の経営上重要な課題として位置付け、各規程類の制定、担当部署の設置その他態勢の整備を行っております。

「内部統制基本方針」（全文）

（目的）

第1条 本方針は、会社法（以下「法」という。）第362条第4項第6号、同第5項、同法施行規則（以下「施行規則」という。）第100条第1項及び同第3項の規定に則り、当行及びその子会社等から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について定めるものである。

（役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

第2条 取締役及び取締役会は、法令等遵守が当行グループの経営における最重要課題の一つであることを認識し、役職員（株式会社以外の会社等についてはこれらに相当する者をいう。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念及び法令等遵守基本方針を定める。

- コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラム及び内部規程類の制定等を通じて、役職員が法令等を遵守することを確保するための態勢を整備する。
- 法令等遵守の推進及び管理にかかる委員会や法令等遵守を担当する役員及び統括部署を設置する。
- 法令等に違反する行為及び法令等遵守の観点から留意を要する事項を早期に把握し解決するために、コンプライアンス・ホットライン制度を設置する。当該制度の担当部署は、内部通報があった場合には、監査役等に通報内容等の報告を行う。なお、内部通報を行った者が当該内部通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための態勢を整備する。

6. 取締役会は、法令等遵守を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、業務執行にかかる部署から独立した内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制)

第3条 取締役の職務の執行にかかる情報については、適切に保存及び保管を行い、また、必要に応じて閲覧が可能となるようにする。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第4条 当行グループの経営の健全性を確保するため、その業務遂行において生じる様々なリスクの特性に応じて、リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールからなるリスク管理プロセスにより適切にリスクを管理する。

2. リスク管理にかかる委員会やリスク管理を担当する役員及び担当部署を設置し、統合的リスク管理のための管理態勢を整備する。

3. リスクを以下に分類したうえで、それぞれのリスク管理方針を定める。

①信用リスク、②投資リスク、③カントリーリスク、④市場性信用リスク、⑤市場リスク、⑥市場流動性リスク、⑦資金流動性リスク、⑧決済リスク、⑨オペレーショナル・リスク

4. 上記のリスクを可能な限り統一的な手法により計量化したうえで、リスクガイドラインを定めて管理を行う。

5. 災害発生時に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、危機事態における業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保するために必要な態勢を整備する。

6. 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第5条 取締役会は、当行グループを対象とする経営計画を策定し、適切に当行グループの経営管理を行う。

2. 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関または一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

3. 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる規程類の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

4. 意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入し、その責任及び役割等については執行役員規程等に従うものとする。

(当行グループにおける業務の適正を確保するための体制)

第6条 取締役会は、企業理念を制定し、当行グループとしての業務の適正を確保する。

2. 取締役会は、子会社等の業務の規模や特性に応じて、その業務運営を適正に管理し、法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の観点から適切な措置を取る。

3. 取締役会は、子会社等との間で業務運営に関する事前協議、報告徴求、指導等の管理態勢を整備する。

4. 取締役会は、子会社等のうち業務の規模や特性に応じてその業務運営を特に管理すべき子会社等(以下「重要な子会社等」という。)に関しては、前3項に加え、以下に掲げる体制が適切に確立するよう必要な措置を取る。

- ① 重要な子会社等の取締役等の職務の執行にかかる事項の当行への報告に関する体制
- ② 重要な子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 重要な子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 重要な子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

5. 内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて子会社等に対する内部監査を実施し、取締役会に監査結果を適時適切に報告する。

(監査役の職務を補助する使用人に関する体制)

第7条 監査役の職務を補助する専属の組織として、監査役の求めに応じて、監査役室を設置し監査役会の指揮の下におく。

(監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)

第8条 監査役の職務を補助する使用人は監査役の指揮命令に服し専任によりその職務にあたるものとするほか、当該使用人の人事など当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項は、監査役会の意向を尊重する。

(当行グループの役職員が当行監査役に報告をするための体制その他の当行監査役への報告に関する体制)

第9条 当行グループの役職員は、直接または間接の方法により、その業務執行の状況その他必要な情報を当行監査役に報告する。

2. 当行グループの役職員は、当行グループの信用または業績について重大な被害を及ぼす事項またはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、直接または間接の方法により、当行監査役に対し当該事項を報告する。
3. 当行監査役は、職務の遂行に必要となる事項について、当行グループの役職員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告する。
4. 当行監査役に対して前3項の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第10条 監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他重要な会議に出席することができ、必要に応じて意見を述べるができる。

2. 代表取締役は、監査役と定期的または監査役の求めに応じ意見交換を行うとともに、監査役の監査環境の整備に協力する。
3. 内部監査部門は、監査役との間で内部監査計画の策定、内部監査結果等について、定期的または監査役の求めに応じて意見交換及び連携を図る。
4. 取締役及び使用人は、監査役が行う監査活動に協力し、監査役会規程及び監査役監査基準その他に定めのある事項を尊重する。
5. 取締役及び使用人は、会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できる態勢の整備に協力する。
6. 監査役がその職務の執行上必要な費用の請求をしたときは、円滑に当該請求を処理する。

③取締役の定数

当行の取締役は、13名以内とする旨を定款で定めております。

④取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑤取締役及び監査役の責任減免

当行は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

⑥株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑦法令等遵守（コンプライアンス）態勢及びリスク管理態勢の整備の状況

法令等遵守及びリスク管理態勢として、具体的に以下のとおり取り組んでおります。

<法令等遵守態勢（コンプライアンス）>

当行では、コンプライアンスは、経営の根幹そのものであり、ビジネスモデルや経営戦略と表裏一体となるものであって、社会的要請や社会的期待も踏まえた企業理念を実践するうえで、リスクとして組織の各レベルにおいて適切な管理が求められるものであると考えています。そして、役職員一人ひとりが主体的・能動的に業務に取り組む中で、コンプライアンスマインドを育むことによって実現されるものであると考えています。

こうした考え方を実践するため、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念、行動基準、法令等遵守基本方針及び法令等の遵守に関する規程を定めております。

また、当行ではこうした法令等遵守に関する基本規程のほか、コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラムの制定・行内周知を通じて、以下の概要にて法令等遵守の徹底に取り組んでおります。

1. 法令等の遵守に関する方針

当行では、法令等の遵守に関する規程において法令等の遵守に関する方針を、以下のとおり定めています。

I. 役職員は、当行の社会的使命及び銀行の公の責任を深く自覚し、かつ個々の違法行為及び不正な業務が当行全体の信用の失墜を招き、D B J法に定める当行の目的の履行に多大な支障を来すことを十分認識し、常に法令等を遵守した適切な業務を行わなければならない。

II. 役職員は、業務の適法性及び適切性に関して当行が国民に対する説明責任を有することを十分自覚して、業務を行わなければならない。

2. 法令等遵守態勢

- ・当行では、法令等の遵守に関連する事項の企画・立案及び法令等の遵守の総合調整を行う統括セクションとして法務・コンプライアンス部を設置しています。また、法令等遵守に関する決定及び審議機関として一般リスク管理委員会を設置し、法令等遵守の実践状況の把握や行内体制の改善等について決定及び審議をしています。
- ・法令等に違反する行為を早期に発見し解決すること等を目的に、内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」及び「監査役ホットライン」を設け、改正公益通報者保護法を踏まえた体制整備を行っています。
- ・利益相反管理に関する基本方針として「利益相反管理規程」を策定し、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備しています。
- ・「反社会的勢力に対しては、警察等の外部機関とも適切に連携しつつ毅然として対処し、一切の関係を遮断する。」旨の基本方針を定め、この基本方針の下、対応統括部を設置し、社内規程の整備や研修実施等の体制を整備しています。
- ・インサイダー取引規制の遵守が当行の信頼維持のために不可欠なものであり、役職員の株券等の売買等について規程を設けているほか、投資業務における厳格な取引の確認・執行手続や調査業務における会社情報の慎重な管理や取り扱いを定め、インサイダー取引未然防止体制を整備しています。
- ・マネー・ローンダリング及びテロ資金の供与等を防止するため、関連法令等を踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規程等を定め、同規程等に基づいた運営及び管理を行っています。

<リスク管理態勢>

当行では、経営計画に基づき業務を遂行する中で、経営の健全性及び信用力の維持を図るため、業務やリスクの特性に応じてリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題として認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

当行の統合リスク管理という観点においては、担当取締役の業務職掌のもと、リスク統括部において、当行全体のリスク量総枠を一定の目標水準にコントロールするとともに、各リスクカテゴリー別にリスクガイドラインを設定した統合リスク管理を行っています。

1. リスク管理態勢

当行では、様々なリスク特性に応じたリスク管理体制を整備しています。具体的には、リスクカテゴリー毎に又は横断的にリスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールを行うことにより、各リスクを統合的に把握のうえ経営体力の範囲内に管理します。

取締役会は統合的なリスク管理の基本方針を定め、リスク管理状況に関する報告を受けて、リスク管理機能の実効性確保に向けた態勢整備を行います。経営会議は、基本方針を実施するための関連規程を制定し、経営方針に直結す

るような重要事項を決議します。ALM・リスク管理委員会は信用リスク等の財務リスクに関し、一般リスク管理委員会は事務リスク等の非財務リスクに関し、基本方針や諸規程に基づき、リスク管理態勢整備に必要な事項を審議・決定するとともに、定期的に又は随時にリスクモニタリングを実施しています。

2. 統合リスク管理

当行では、リスクカテゴリー毎の特性を考慮しつつ、可能な限り統一的な合理的手法により各種リスク量を計量化し、その合計額である統合リスク量がリスクガイドラインの範囲内に収まるよう管理しています。リスクガイドラインは、自己資本額をベースとした資本配賦の枠組みにおいて、既存ポートフォリオのリスク状況及び当面の業務計画を反映し、経営会議が決定します。

3. 信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。当行では、コーポレートローンに加えてノンリコースローン等による与信を行っていますが、信用リスクを最重要なリスクカテゴリーの一つと位置付け、個別案件の与信管理及び銀行全体としてのポートフォリオ管理を実施しています。

〔個別案件の与信管理〕

当行は、投融資にあたっては、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設けています。また当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）に準じて、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。「資産自己査定」の結果は監査法人の監査を受けるほか経営陣に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた債務者のモニタリングに活用されています。

当行では、個別案件の審査・与信管理にあたり、営業担当部署と審査部署にて相互に牽制が働く態勢としています。また、投融資決定委員会を開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議しています。これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

I. 債務者格付制度

当行の債務者格付は、取引先等の信用状況を把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」を統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するものです。一方、「債務者区分」とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するものです。

II. 資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、又は価値の毀損の危険性の度合に応じて資産の分類を行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施するためのものです。

〔ポートフォリオ管理〕

債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の確率で生じうる最大損失から平均的に発生すると予想される期待損失（EL：Expected Loss）を差し引いた非期待損失（UL：Unexpected Loss）によって把握されます。

また、債務者格付の水準に応じて定める基準残高に基づき大口管理先を特定し、管理方針を立案し随時モニタリングを行っています。

4. 投資リスク

投資リスクは、投資先の財務状況の悪化、又は市場環境の変化等により、資産の経済価値が減少ないし消失する結果、損失を被るリスクをいいます。当行では、企業、ファンド、インフラ、不動産などに対して未上場を中心としたメザニン・エクイティなどに投資を行っており、当行の収益の源泉として信用リスクと並び最重要なリスクカテゴリーの一つと位置付け、個別案件の投資決定・管理及び銀行全体としてのポートフォリオ管理を実施しています。

〔投資方針〕

投資方針は、社会価値と経済価値の両立を目指す経営理念のもと、投資統括会議において年度毎に審議し、経営会議で決定しています。市場環境や産業構造の変化等の外部環境や既存ポートフォリオのパフォーマンス分析を踏まえ、ポートフォリオ全体のリスクとリターンのバランスにも配慮して策定されます。

〔個別案件の与信管理〕

個別案件の取組に当たっては、信用リスク管理に準じた審査に加え、投資類型に応じた目標リターンを定め、ダウンサイドシナリオも踏まえたエグジット方針を設定して投資判断を行います。

案件管理においては、すべての個別案件の定期的なモニタリングに加え、投資管理本部を設置して、重点案件のモニタリングの強化やポートフォリオ全体の投資リスクマネジメントの高度化にも取り組んでいます。

〔ポートフォリオ管理〕

投資ポートフォリオの主な構成資産は非上場株式やメザニンであり、そのリスク量は、対象資産のカテゴリ毎のリスク特性や回収方法の差異に着目して計量化を行っています。

具体的には、主に事業CFによる回収を図る類型では信用リスクを主体とした評価を行う一方、第三者や市場への売却による回収を想定する類型では市場リスクを織り込むなど、信用リスク計測及び市場リスク計測の方法を応用してリスクを計量化しています。

5. 市場リスク・流動性リスク管理

〔市場リスク〕

当行では、市場リスクとして、金利リスクと為替リスクを主な管理対象としています。当行では、市場リスクを融資業務に付随する受動的なリスクと位置付けております。なお、特定取引（トレーディング）業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

I. 金利リスク

金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。

当行では、金利感応度（Duration及びBasis Point Value）、VaR（Value at Risk）といった多面的な指標を用いたモニタリングを行うと共に、ALM・リスク管理委員会が定めたALM方針に基づき、金利リスクを適切にコントロールすることを通じて、全体の金利収支や経済価値の最適化を図る経常資産負債の総合管理を実施しています。

金利リスクのコントロールに関連し、金利スワップ取引等を行っています。スワップ取引等に伴うカウンターパーティリスクは、取り組み相手の信用力に応じた限度枠により管理しており、中央清算機関の利用及び相対のCSA（Credit Support Annex）契約に基づく証拠金授受によりリスク低減を図っています。また、事業法人等顧客取引は、会計基準に則したCVA（Credit Valuation Adjustment）を計測し、その変動リスクについても統合リスク管理の枠組みの中で管理しています。

II. 為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超又は負債超ポジションとなっていた場合に、為替レートが変動することにより損失が発生するリスクです。当行の為替リスクは外貨建投融资及び外貨建債券発行等により発生しますが、外貨建資産・負債のネットベースのポジションについては為替スワップ取引等により為替リスクを抑制しています。

〔流動性リスク〕

流動性リスクには、運用と調達の間期のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金流動性リスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

当行の主な資金調達は、CP等の短期資金ではなく、社債や長期借入金に加え、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債などの長期・安定的な資金に依拠しています。

金融市場ショック等による不測の資金繰り逼迫状況に備えるため、一定のストレス想定のもとでも、予定された資金流出額をカバーできるだけの手元流動性を確保する資金運営を行っています。資金繰りの逼迫度合に応じた資金運営モードを区分しているほか、コンティンジェンシープランに基づく対応策を立案・実行することを定めています。

6. オペレーショナル・リスク管理

当行では、内部プロセス・人・システムが不適切もしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクを、オペレーショナル・リスクと定義しています。当行においては、リスク管理態勢の整備等の取組を通じて、リスクの削減と顕在化の防止に努めています。

オペレーショナル・リスク管理については、一般リスク管理委員会において審議を行います。

オペレーショナル・リスク管理のうち、特に事務リスク管理及びシステムリスク管理については、以下のとおりです。

〔事務リスク管理〕

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。当行においては、マニュアルの整備、事務手続きにおける相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じて、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

〔システムリスク管理〕

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動などシステムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを指します。当行においては「システムリスク管理規程」に基づき、システムリスク管理を一元的に行うためにシステムリスク管理部門を設置し、情報システムの企画・開発、運用及び利用の各局面におけるセキュリティスタンダードを定めることにより全行的なシステムリスク管理態勢の充実、システムリスク管理業務の適切な遂行に努めています。

7. ストレステスト

リスク量に基づく統合リスク管理に加えて、ストレス下においても経営の健全性を確保しつつ危機対応業務等を含む金融機能を円滑に発揮できるよう、ストレステストを実施して自己資本の充実度を評価しています。ストレステストは、中期経営計画や業務計画の策定及び見直しに当たり自己資本への影響度の評価に用いられるほか、経営上の様々な課題への対応を検討する際にも活用されます。

ストレステストでは、最新の経済環境の見通しを踏まえ、当行の財務内容等も勘案して、大幅な景気後退や強い市場ストレス等の厳しい環境を想定したシナリオを設定します。当該シナリオ発生時の自己資本の毀損や投融資ポートフォリオの変化によるリスク量やリスク・アセットの増加を反映することで、ストレス下でも十分な健全性を維持し金融機能を円滑に発揮することができるかを検証するほか、資金流動性リスク管理の適切性の確認等も行っています。

8. 事業継続計画（BCP）

当行は、お客様や株主、役職員などのステークホルダーの利益を守り、また、社会的使命を果たすとの観点から、自然災害（とりわけ大規模地震）、新型インフルエンザ等感染症の蔓延（パンデミック）、システム障害、停電などのさまざまな緊急事態発生時に、業務の継続・早期復旧を図るため、事業継続計画（BCP）を策定しています。

BCPにおいては、災害対策委員会の体制、各業務の優先度、及び有事の際の具体的な行動手順等を分かりやすくまとめています。また、業務の継続・復旧にかかる方針策定にあたっては、具体的なインシデント（首都直下地震、新型インフルエンザ等感染症、システム障害）を想定し、インシデント毎の被害想定に応じた対応を定める手法を採っています。

⑧グループ経営管理体制

当行グループの企業理念の下、当行グループにおける業務の適正及び経営の健全性を確保するとともに、効果的かつ効率的な業務運営を行うため、当行は、「関係会社管理規程」においてグループ経営管理に関する基本的事項を定め、一体性のあるグループ経営管理を実施しております。主要子会社については、当行の基本方針及び規程を準用して経営管理を行うことを基本とし、内部態勢の整備に関して、必要な指導・助言を行うとともに、業務運営に関する重要な事項については、事前協議または報告を受けることとしております。また、主要子会社における法令等遵守、リスク管理、顧客保護等の状況や、当行内部監査部署が実施した主要子会社に対する内部監査の結果については、随時または定期的に取締役会に報告を行っております。

なお、子会社等の経営管理においては、法令等に抵触しない範囲で実施することに加え、当行グループとの間で生じた利益相反に起因して、お客様の利益を不当に害することがないように、「利益相反管理規程」の考え方に基づき、適切に対応しております。

⑨役員報酬の内容

1. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当行の役員報酬は、①役員の報酬に関する社会的動向を踏まえること、②当行の経済価値と社会価値の実現に向けた、単年度及び中長期的な取り組みへの動機付けとなること、との基本的考え方に基づき、役職に基づき支給する固定報酬、毎年度の業務実績に基づき支給する役員賞与（業績連動報酬）、そして各役員の中長期の功勞に対し退任時に支給する役員退職慰労金で構成しております。

当行の取締役の報酬は、取締役の報酬に関する社会的動向、当行の業績、職員給与との衡平、その他報酬水準の決定に際して斟酌すべき事項を勘案のうえ、取締役の職位及び職責に応じ、報酬委員会での審議を踏まえて、株主総会にて承認された報酬上限額の範囲内で取締役会の決議を経て決定しています。取締役の報酬にかかる総額は、2025年6月27日開催の定時株主総会において、その上限を年485百万円とすることが決議されており、取締役の員数は、定款において、13人以内と定められております。なお、取締役会は、透明性や客観性を確保するため取締役会の諮問機

関として設置された報酬委員会の諮問を経ていること、取締役各人の報酬は親会社株主に帰属する当期純利益をはじめ多面的な評価に基づき決定される旨説明されていることから、当事業年度については、2008年10月1日制定（2010年6月29日最終改正）の取締役報酬規程及び2024年6月26日付取締役会決議に基づき、代表取締役（取締役会長太田充・取締役社長地下誠二・取締役副社長杉元宣文）に対して、取締役各人の報酬の決定を一任しております。また、役員退職慰労金は、株主総会の決議を経て支給しております。

取締役の報酬等は、常勤取締役においては、固定報酬、役員賞与に加えて役員退職慰労金で構成されています。非常勤取締役については、独立性の観点から固定報酬に一本化しています。このうち役員賞与については、役職に基づく基準額に親会社株主に帰属する当期純利益の目標額に対する達成度に応じて予め定めた支給率に応じ決定される定量評価部分、及び各取締役の担当部門の業績達成度等を総合的に勘案し予め定めた支給率に応じ決定される定性評価部分により構成されております。なお、当事業年度については、業績指標としては、当行業績を最も正確に反映することと考えられることから、親会社株主に帰属する当期純利益（2024年3月期103,205百万円）を採用しております。

報酬委員会は、取締役の報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として、取締役会長、取締役社長、社外取締役及び常勤監査役（社外）を構成員として設置しています。構成員の過半を社外役員とすることで独立社外役員の適切な関与と助言を得られる体制にしており、2024年度は2回開催いたしました。

監査役の報酬等のうち常勤監査役においては、固定報酬に加えて役員退職慰労金で構成されています。非常勤監査役については、固定報酬に一本化しています。監査役の報酬にかかる総額は、2025年6月27日開催の定時株主総会において、その上限を年137百万円とすることが決議され、この範囲内で監査役の協議を経て決定しています。なお、監査役の員数は、定款において、5人以内と定められております。また、役員退職慰労金は、株主総会の決議を経て支給しております。

2. 当行における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬の種類別の総額及び対象となる役員の員数
第17期（2025年3月期）における当行役員に対する報酬実績は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	役員賞与 (業績連動報酬)	役員退職慰労金
取締役 (社外取締役を除く)	11	339	179	143	16
監査役 (社外監査役を除く)	2	52	49	—	3
社外役員	5	69	67	—	1
計	18	461	296	143	21

（注）1. 役員退職慰労金の額には、役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

2. 支給人数及び報酬等の額には、当事業年度に退任した取締役3名が含まれております。

⑩社外取締役及び監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しております。

当行では、定款において社外取締役及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しております。

⑪補償契約

該当ありません。

⑫役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金又は争訟費用によって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や被保険者の犯罪行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は取締役、監査役及び執行役員等であります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性13名 女性2名 (役員のうち女性の比率13.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役)	太田 充	1960年4月17日生	1983年4月 大蔵省入省 2020年7月 財務事務次官 2023年6月 当行代表取締役副社長 2024年6月 当行代表取締役会長(現職)	(注)1	—
取締役社長 (代表取締役)	地下 誠二	1963年5月16日生	1986年4月 日本開発銀行入行 2010年6月 当行特命チーム部長 2011年12月 当行執行役員(特命担当) 2012年6月 当行特命担当執行役員 2013年6月 当行執行役員経営企画部長 2015年6月 当行常務執行役員 2018年6月 当行取締役常務執行役員 2020年6月 当行代表取締役副社長 2022年6月 当行代表取締役社長(現職)	(注)1	—
取締役副社長 (代表取締役)	杉元 宣文	1964年7月14日生	1988年4月 日本開発銀行入行 2012年6月 当行地域企画部担当部長 2013年6月 当行秘書室長 2015年6月 当行執行役員経営企画部長 2018年6月 当行常務執行役員 2020年6月 当行取締役常務執行役員 2022年6月 当行代表取締役副社長(現職)	(注)1	—
取締役 常務執行役員	高澤 利康	1967年5月3日生	1990年4月 日本開発銀行入行 2013年6月 当行経営企画部担当部長 2015年6月 当行企業金融第4部長 2017年6月 当行秘書室長 2018年4月 当行秘書役 2018年6月 当行執行役員経営企画部長 2021年6月 当行常務執行役員(関西支店長) 2023年6月 当行常務執行役員 2024年6月 当行取締役常務執行役員(現職)	(注)1	—
取締役 常務執行役員	田原 泰雅	1967年9月17日生	1990年4月 大蔵省入省 2023年6月 東北財務局長 2024年6月 当行取締役常務執行役員(現職)	(注)1	—
取締役 常務執行役員	小林 真五	1969年5月29日生	1993年4月 日本開発銀行入行 2017年6月 当行経営企画部担当部長 2018年6月 当行秘書役 2021年6月 当行執行役員人事部長 2024年6月 当行取締役常務執行役員(現職)	(注)1	—
取締役 常務執行役員	増田 真男	1968年1月15日生	1991年4月 日本開発銀行入行 2015年4月 当行企業金融第5部担当部長兼企業金融第4部担当部長 2017年6月 当行企業金融第3部長 2020年5月 当行執行役員企業金融第3部長兼業務企画部担当部長 2020年6月 当行執行役員業務企画部長 2022年6月 当行常務執行役員 2025年6月 当行取締役常務執行役員(現職)	(注)1	—
取締役 常務執行役員	牧 裕文	1968年11月23日生	1993年4月 日本開発銀行入行 2017年4月 当行人事部担当部長 2017年6月 当行都市開発部長 2021年6月 当行執行役員経営企画部長 2023年6月 当行常務執行役員(関西支店長) 2025年6月 当行取締役常務執行役員(現職)	(注)1	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	進藤 孝生	1949年9月14日生	1973年4月 新日本製鐵株式會社入社 2005年6月 同社取締役経営企画部長 2006年6月 同社執行役員経営企画部長 2007年4月 同社執行役員総務部長 2009年4月 同社副社長執行役員 2009年6月 同社代表取締役副社長 2012年10月 新日鐵住金株式会社（現 日本製鉄株式会社） 代表取締役副社長 2014年4月 同社代表取締役社長 2019年4月 日本製鉄株式会社代表取締役会長 2023年6月 当行取締役（現職） 2024年4月 日本製鉄株式会社取締役相談役 2024年6月 同社相談役（現職）	(注)1	—
取締役	齋木 尚子	1958年10月11日生	1982年4月 外務省入省 2014年7月 同省経済局長兼内閣官房内閣審議官 2015年10月 同省国際法局長 2017年7月 同省研修所長 2020年4月 東京大学公共政策大学院客員教授 2020年6月 双日株式会社社外取締役 2020年6月 当行社外監査役 2023年4月 外務省参与（現職） 2023年6月 当行取締役（現職）	(注)1	—
常勤監査役	中村 航洋	1969年11月18日生	1992年4月 日本開発銀行入行 2016年6月 当行南九州支店長 2019年6月 当行経理部長 2021年6月 当行九州支店長兼熊本地震復興支援室長 2023年6月 当行常勤監査役（現職）	(注)2	—
常勤監査役	松岡 基嗣	1970年2月28日生	1993年4月 日本開発銀行入行 2020年6月 当行企業金融第1部長 2022年6月 当行東北支店長 2024年6月 当行執行役員（内部監査担当） 2024年12月 当行執行役員（内部監査担当）兼監査部長 2025年4月 当行執行役員（内部監査担当） 2025年6月 当行常勤監査役（現職）	(注)3	—
常勤監査役	佐藤 仁	1961年8月17日生	1984年4月 住友信託銀行株式会社入社 2012年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員 米州地区支配人兼ニューヨーク支店長 2014年4月 同社執行役員 2015年4月 同社常務執行役員 2018年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 執行役常務 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員 2021年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 執行役専務 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員 2022年4月 三井住友トラスト総合サービス株式会社会長 2022年6月 当行常勤監査役（現職）	(注)2	—
監査役	道垣内 正人	1955年12月18日生	1984年5月 東京大学教養学部助教授 1991年4月 同大学大学院法学政治学研究科助教授 1996年11月 同大学大学院法学政治学研究科教授 2004年4月 早稲田大学大学院法務研究科客員教授 2004年4月 長島・大野・常松法律事務所スペシャル・カウンセラー 2005年4月 早稲田大学大学院法務研究科教授（現職） 2011年1月 長島・大野・常松法律事務所シニア・カウンセラー 2016年6月 東京大学名誉教授（現職） 2020年6月 当行監査役（現職） 2021年1月 T & K法律事務所シニアカウンセラー（現職）	(注)2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	金子 裕子	1958年3月28日生	1980年4月 札幌テレビ放送株式会社入社 1989年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 入所 2018年4月 早稲田大学商学大学院会計研究科教授 2018年6月 株式会社商工組合中央金庫社外監査役 2019年6月 神奈川中央交通株式会社社外取締役 2020年6月 三菱UFJリース株式会社社外監査役 2021年4月 三菱HCキャピタル株式会社社外取締役（監査等委員） （現職） 2022年3月 横浜ゴム株式会社社外取締役 2023年6月 当行監査役（現職）	(注)2	—
計					—

- (注) 1. 任期は、2025年6月27日開催の定時株主総会による選任後2025年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 任期は、2024年6月26日開催の定時株主総会による選任後2027年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 任期は、2025年6月27日開催の定時株主総会による選任後2027年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 取締役 進藤 孝生及び齋木 尚子は、社外取締役であります。
5. 監査役 佐藤 仁、道垣内 正人及び金子 裕子は、社外監査役であります。
6. 当行では執行役員制度を導入しており、その構成は以下のとおりであります（取締役を兼務する執行役員を除く。）。

常務執行役員 9名

原田 文代、高田 佳幸、大野 伸治、森 裕一郎、松浦 哲哉、箕輪 留以、金指 和彦、梶村 毅、伊東 徹二

執行役員 10名

西尾 勲、宮永 径、成清 正和、春日 義之、矢端 謙介、三ヶ山 正明、松井 泰宏、新崎 恭史、松木 大、竹森 祐樹

なお、上記のほか、取締役のうち、5名は執行役員を兼務しております。

② 社外役員の状況

社外取締役である進藤 孝生は日本製鉄株式会社の相談役ですが、当行との間に特別な利害関係はありません。なお、当行は、日本製鉄株式会社との通常の営業取引があります。

社外監査役である金子 裕子は三菱HCキャピタル株式会社の社外取締役（監査等委員）ですが、当行との間に特別な利害関係はありません。なお、当行は、三菱HCキャピタル株式会社との通常の営業取引があります。

その他の社外取締役及び社外監査役と、当行との間に特別な利害関係はありません。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員及び手続きについて

監査役会は5名の監査役で構成されております。監査役会及び監査役は、監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。

なお、監査役金子裕子は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、本支店各部・国内外子会社の往査等を行っております。

b. 監査役会の活動状況

当事業年度において当行は監査役会を合計15回開催（原則月1回開催。他に臨時2回開催）しており、個々の監査役の出席状況については、次のとおりです。

氏 名	当事業年度在任中の開催回数	出席回数
池田 和重	15回	15回(100%)
中村 航洋	15回	14回(93%)
佐藤 仁	15回	15回(100%)
道垣内 正人	15回	15回(100%)
金子 裕子	15回	15回(100%)

監査役会では年間を通じ次のような決議、報告、審議・協議がなされました。1回あたりの平均所要時間は約50分でした。

- （決議事項9件） 監査計画、監査役会監査報告、会計監査人再任、会計監査人の報酬決定同意、監査役選任議案に対する同意 等
- （報告事項48件） 監査結果報告、定例会議等への出席報告、会計監査人とのミーティング、関係会社監査役連絡会、財務報告に係る内部統制評価 等
- （審議・協議事項6件） 監査計画等の検討、会計監査人の評価及び再任・不再任 等

c. 監査役の活動状況

監査計画にて重点項目を定め、監査を実施しております。当事業年度は、①投資、②人的資本、③グループ連携、④サステナビリティ経営、⑤BCP高度化、に重点を置いて監査を行い、必要に応じて取締役・執行部門に対し課題提起や提言を行いました。

監査役の具体的な活動状況は次のとおりです。

- 重要会議への出席（取締役会、業務監査委員会、経営会議等）
- 本支店・重要子会社の監査
- 担当役員・部店へのヒアリング
- 会計監査人との連携・協議（監査上の主要な検討事項に係る協議を含む）
- 内部監査部門、経理部、法務・コンプライアンス部及びリスク統括部等との連携・協議
- 代表取締役との定期会合・意見交換
- 取締役との意見交換
- 重要子会社の監査役等との連携・協議
- 重要な決裁文書等の閲覧

②内部監査の状況

a. 目的、活動概況

当行では、内部監査基本方針及び内部監査規程に基づき、監査部が当行及び関係会社の業務運営全般にかかる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価及び改善のための提言を実施しております。

なお、監査対象の選定にあたっては当行内外の各種情報を収集・分析し、リスクベースにて実施しています。

b. 組織・人員

被監査組織等からの制約を受けず、客観的な内部監査を実施するため、監査部は執行部門から独立した取締役社長直属の部署として位置付けられています。

監査部の2025年6月27日現在における人員は19名となっております。所属人員の専門性を維持、向上するため、教育研修プログラムを每期策定、実施していることに加え、公認内部監査人等の有資格者の確保に努めております。

c. 審議・報告態勢

年度または中期内部監査計画等の内部監査に関する重要事項の審議・決定及び内部監査による主要な発見事項等の報告については、業務監査委員会において行われ、取締役会に報告される仕組みとなっております。

また、これとは別に、監査部は、取締役社長及び常勤監査役に対し内部監査結果等について実施の都度、報告しております。

d. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

監査役、監査部及び会計監査人の3者にて、定期的ないし必要に応じて意見・情報交換を行い、相互の課題認識等を共有し、有効かつ適切な監査を行うための連携をしております。

e. 実効的な内部監査を実施するための各種取組

内部監査の業務品質を確保するため、内部監査に関する国際基準（グローバル内部監査基準）への適合性を定期的に評価しています。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

17年間

c. 業務を執行した公認会計士

弥永めぐみ氏（継続監査年数(*)4年）

濱原啓之氏（同1年）

古西大介氏（同3年）

(*)継続監査年数は、会社法監査の指定有限責任社員としての継続年数を記載しております。金融商品取引法監査の指定有限責任社員としての継続監査年数については、弥永氏が4年、濱原氏が1年、及び古西氏が3年となります（なお、監査対象年度を基準にした年数です。）。

d. 監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者は、システム専門家、税理士、公正価値評価専門家、年金数理専門家等も含め、計66名となっております。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合においては、監査役会において会計監査人の解任を検討いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、監査品質及び独立性等の観点から監査を遂行するに不十分であると認められる場合、その他必要と認められる場合においては、監査役会において会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出することを検討いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人の再任を相当と認める内容の評価を行いました。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	249	18	255	11
連結子会社	95	18	94	18
計	344	36	349	29

（注）監査証明業務とは、公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。当行と監査法人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。

当行における非監査業務の内容は、研修業務等となっております。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、DBJアセットマネジメント株式会社に対する受託業務に係る内部統制の保証業務等となっております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	26	—	41
連結子会社	46	15	47	8
計	46	42	47	50

当行における非監査業務の内容は、調査分析業務等となっております。連結子会社における非監査業務の内容は、政投銀投資諮詢（北京）有限公司に対する調査業務等となっております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、会計監査人より監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等の提示を受け、その妥当性を確認の上、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて確認を行ったうえで、監査証明業務に係る会計監査人の報酬の額について同意の判断をいたしました。

（４）【役員の報酬等】

当行は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「４ コーポレート・ガバナンスの状況等 （１）コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

（５）【株式の保有状況】

当行は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」（平成20年財務省令第60号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」（平成20年財務省令第60号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※4,※5 1,846,359	※4,※5 1,162,334
コールローン及び買入手形	420,000	505,000
買現先勘定	※2 —	※2 136,902
金銭の信託	18,403	23,132
有価証券	※1,※2,※3,※4,※8 3,239,409	※1,※2,※3,※4,※8 3,609,370
貸出金	※3,※4,※6 14,829,929	※3,※4,※6 14,794,746
その他資産	※3,※4,※5 196,490	※3,※4,※5 190,443
有形固定資産	※4,※5,※7 487,961	※4,※5,※7 466,331
建物	17,474	16,727
土地	87,413	87,047
リース資産	953	1,131
建設仮勘定	297	257
その他の有形固定資産	381,821	361,168
無形固定資産	※4,※5 31,269	※4,※5 28,513
ソフトウェア	9,123	7,569
のれん	17,346	15,633
リース資産	15	56
その他の無形固定資産	4,784	5,254
退職給付に係る資産	5,509	9,574
繰延税金資産	1,638	1,764
支払承諾見返	※3 731,806	※3 737,479
貸倒引当金	△110,171	△116,264
投資損失引当金	△0	△0
資産の部合計	21,698,605	21,549,329
負債の部		
債券	※4 3,161,914	※4 3,097,555
借入金	※4,※5 9,822,530	※4,※5 9,720,660
社債	※4,※5 3,562,851	※4,※5 3,509,282
その他負債	271,832	297,474
賞与引当金	6,596	7,934
役員賞与引当金	24	80
退職給付に係る負債	8,405	7,594
役員退職慰労引当金	118	126
偶発損失引当金	148	—
繰延税金負債	23,529	9,176
支払承諾	731,806	737,479
負債の部合計	17,589,758	17,387,366

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
純資産の部		
資本金	1,000,424	1,000,424
危機対応準備金	※ 9 206,529	※ 9 206,529
特定投資準備金	※10 1,577,805	※10 1,602,096
特定投資剰余金	※10 55,302	※10 71,205
資本剰余金	295,498	265,852
利益剰余金	880,113	929,239
株主資本合計	4,015,672	4,075,347
その他有価証券評価差額金	70,390	60,048
繰延ヘッジ損益	6,520	3,824
為替換算調整勘定	1,720	6,144
退職給付に係る調整累計額	△1,255	899
その他の包括利益累計額合計	77,376	70,916
非支配株主持分	15,798	15,699
純資産の部合計	4,108,846	4,161,963
負債及び純資産の部合計	21,698,605	21,549,329

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経常収益	410,882	392,086
資金運用収益	217,511	256,420
貸出金利息	179,792	200,533
有価証券利息配当金	32,499	48,477
コールローン利息及び買入手形利息	40	1,780
買現先利息	—	294
預け金利息	301	321
金利スワップ受入利息	4,902	4,891
その他の受入利息	△24	121
役務取引等収益	23,339	28,254
その他業務収益	3,820	1,325
その他経常収益	166,210	106,085
償却債権取立益	825	359
投資損失引当金戻入益	30	—
偶発損失引当金戻入益	—	148
その他の経常収益	※ 1 165,354	※ 1 105,577
経常費用	263,038	278,706
資金調達費用	120,970	140,257
債券利息	74,991	81,971
コールマネー利息及び売渡手形利息	△202	0
売現先利息	△235	—
借用金利息	17,094	21,728
短期社債利息	101	103
社債利息	29,036	35,837
その他の支払利息	183	616
役務取引等費用	2,875	489
その他業務費用	7,939	3,864
営業経費	64,569	69,355
その他経常費用	66,683	64,738
貸倒引当金繰入額	17,006	7,798
偶発損失引当金繰入額	148	—
その他の経常費用	※ 2 49,528	※ 2 56,939
経常利益	147,844	113,380
特別利益	4,311	1,631
固定資産処分益	4,311	1,631
特別損失	1,513	1,191
固定資産処分損	242	7
減損損失	1,271	1,183
税金等調整前当期純利益	150,642	113,820
法人税、住民税及び事業税	41,624	35,661
法人税等調整額	5,213	△6,225
法人税等合計	46,838	29,436
当期純利益	103,803	84,384
非支配株主に帰属する当期純利益	598	631
親会社株主に帰属する当期純利益	103,205	83,752

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	103,803	84,384
その他の包括利益	※1 △10,144	※1 △6,366
その他有価証券評価差額金	△11,637	△10,155
繰延ヘッジ損益	△2,428	△1,931
為替換算調整勘定	1,254	3,432
退職給付に係る調整額	345	2,134
持分法適用会社に対する持分相当額	2,320	154
包括利益	93,658	78,017
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	92,590	77,293
非支配株主に係る包括利益	1,067	723

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,000,424	206,529	1,524,089	43,737	277,191	806,795	3,858,766
当期変動額							
政府の出資			90,000				90,000
国庫納付			△18,142				△18,142
特定投資準備金から資本剰余金への振替			△18,142		18,142		—
剰余金の配当						△18,281	△18,281
親会社株主に帰属する当期純利益						103,205	103,205
連結範囲の変動						△39	△39
利益剰余金から特定投資剰余金への振替				11,565		△11,565	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					165		165
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	53,715	11,565	18,307	73,317	156,906
当期末残高	1,000,424	206,529	1,577,805	55,302	295,498	880,113	4,015,672

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	82,093	8,262	△744	△1,620	87,990	17,028	3,963,784
当期変動額							
政府の出資							90,000
国庫納付							△18,142
特定投資準備金から資本剰余金への振替							—
剰余金の配当							△18,281
親会社株主に帰属する当期純利益							103,205
連結範囲の変動							△39
利益剰余金から特定投資剰余金への振替							—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							165
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△11,703	△1,741	2,465	365	△10,614	△1,229	△11,844
当期変動額合計	△11,703	△1,741	2,465	365	△10,614	△1,229	145,061
当期末残高	70,390	6,520	1,720	△1,255	77,376	15,798	4,108,846

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,000,424	206,529	1,577,805	55,302	295,498	880,113	4,015,672
当期変動額							
政府の出資			95,000				95,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替			130,000		△130,000		—
国庫納付			△100,354				△100,354
特定投資準備金から資本剰余金への振替			△100,354		100,354		—
剰余金の配当						△21,379	△21,379
親会社株主に帰属する当期純利益						83,752	83,752
連結範囲の変動						25	25
利益剰余金から特定投資剰余金への振替				15,903		△15,903	—
持分法の適用範囲の変動						2,630	2,630
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	24,291	15,903	△29,645	49,125	59,674
当期末残高	1,000,424	206,529	1,602,096	71,205	265,852	929,239	4,075,347

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	70,390	6,520	1,720	△1,255	77,376	15,798	4,108,846
当期変動額							
政府の出資							95,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替							—
国庫納付							△100,354
特定投資準備金から資本剰余金への振替							—
剰余金の配当							△21,379
親会社株主に帰属する当期純利益							83,752
連結範囲の変動							25
利益剰余金から特定投資剰余金への振替							—
持分法の適用範囲の変動							2,630
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10,342	△2,695	4,423	2,155	△6,459	△98	△6,558
当期変動額合計	△10,342	△2,695	4,423	2,155	△6,459	△98	53,116
当期末残高	60,048	3,824	6,144	899	70,916	15,699	4,161,963

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	150,642	113,820
減価償却費	15,592	14,134
のれん償却額	1,712	1,712
減損損失	1,271	1,183
持分法による投資損益（△は益）	△5,404	△10,072
貸倒引当金の増減（△）	10,915	6,092
投資損失引当金の増減額（△は減少）	△30	—
賞与引当金の増減額（△は減少）	358	1,338
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	0	55
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△2,134	△4,065
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	127	△811
偶発損失引当金の増減（△）	148	△148
資金運用収益	△217,511	△256,420
資金調達費用	120,970	140,257
有価証券関係損益（△）	△98,106	△24,244
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△1,446	△1,409
為替差損益（△は益）	△47,273	△2,588
固定資産処分損益（△は益）	△4,069	△1,623
貸出金の純増（△）減	229,286	35,086
債券の純増減（△）	46,257	△64,359
借用金の純増減（△）	△262,026	△101,870
普通社債発行及び償還による増減（△）	242,487	△53,568
預け金（現金同等物を除く）の純増（△）減	8	△5,022
コールローン等の純増（△）減	89,000	△85,000
買現先勘定の純増（△）減	—	△136,902
資金運用による収入	215,484	256,093
資金調達による支出	△117,710	△136,202
その他	171,070	59,385
小計	539,617	△255,149
法人税等の支払額	△14,385	△52,623
営業活動によるキャッシュ・フロー	525,231	△307,773
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△529,644	△962,825
有価証券の売却による収入	88,099	8,656
有価証券の償還による収入	256,213	601,510
金銭の信託の増加による支出	△4,160	△8,689
金銭の信託の減少による収入	2,467	4,762
有形固定資産の取得による支出	△8,258	△2,999
有形固定資産の売却による収入	15,964	13,298
無形固定資産の取得による支出	△2,468	△2,613
投資活動によるキャッシュ・フロー	△181,786	△348,899

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府の出資による収入	90,000	95,000
国庫納付金の支払額	△18,142	△100,354
配当金の支払額	△18,281	△21,379
非支配株主からの払込みによる収入	855	130
非支配株主への払戻による支出	△112	—
非支配株主への配当金の支払額	△2,704	△952
財務活動によるキャッシュ・フロー	51,614	△27,556
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,437	△4,817
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	397,497	△689,046
現金及び現金同等物の期首残高	1,442,360	1,839,023
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	—
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△833	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,839,023	※1 1,149,976

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 43社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(連結の範囲の変更)

合同会社アセット投資事業461号は清算により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社 65社

主要な会社名

DBJ地域投資(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

G2/Spryte Holdco, LLC

(子会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 31社

主要な会社名

(株)リージョナルプラスウイングス

(持分法適用の範囲の変更)

MSD第一号投資事業有限責任組合は重要性が増したことにより、(株)東京流通センター他1社は持分の追加取得により、姫路天然ガス発電3号合同会社は設立により、当連結会計年度から持分法を適用しております。

また、四日市霞パワー(株)は重要性の低下により、当連結会計年度より持分法の対象から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 65社

主要な会社名

DBJ地域投資(株)

(4) 持分法非適用の関連会社 124社

主要な会社名

(株)Arc Japan

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

(株)スタイリングライフ・ホールディングス、(株)小島製作所、(株)TOTOKU、(株)ワコーパレット、

NATIONAL CAR PARKS LIMITED、(株)宮武製作所、CBグループマネジメント(株)、(株)ライトオン

(関連会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の財務諸表を使用しております。

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 36社

2月末日 1社

3月末日 6社

なお、連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、当該予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に必要に応じて直近の状況等を考慮した修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,461百万円（前連結会計年度末は6,761百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

また、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジを行っており、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資についてはヘッジ手段から生じた為替換算差額を為替換算調整勘定に含めて処理する方法、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建借入金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

③ ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(14) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

(重要な会計上の見積り)

当行が連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りのうち重要なものは以下のとおりであります。

1. 貸倒引当金

当行グループの連結貸借対照表に占める貸出金の割合は相対的に高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
貸倒引当金	110,171百万円	116,264百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当行は、信用供与先の財務状況等の悪化等により、貸出金等の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクに備えて、貸倒引当金を計上しております。

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者の将来の業績及び債務弁済の見通しであり、各債務者の収益獲得能力及び債務弁済の実績を個別に評価し、債務者区分を決定のうえ貸倒引当金を計上しております。

当行の貸倒引当金の算定方法については「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。上記仮定のもと当行では、財務諸表等作成日における入手可能な情報に基づき、必要に応じて個々の債務者の債務者区分、または、キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローに反映させようとして貸倒引当金を計上しております。

これらは、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、今後の経済への影響及び当行の債務者の信用リスクへの影響については不確実であり、これらの影響が変化した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において貸倒引当金が増減する可能性があります。

2. 市場価格のない株式等の評価

当行グループの連結貸借対照表に占める非上場株式等の重要性は相対的に高く、市場価格のない株式等の減損処理の有無が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

金融商品関係注記に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のない株式等について、金融商品関係注記（注3）に関連する開示を行っており、実質価額が帳簿価額と比較して著しく下落した場合、実質価額が回復するという仮定が十分な証拠によって裏付けられたものを除き、減損処理あるいは投資損失引当金の計上を行っておりますが、実質価額が回復するという仮定が十分な証拠によって裏付けられると決定するためには、投資先の事業計画等の合理性に関する経営者による判断を前提としております。

なお、投資先における市場環境等の変化は不確実であり、事業計画等の合理性に関する経営者の判断に用いた条件に変更が生じた場合、翌連結会計年度に減損処理あるいは投資損失引当金計上を行うことで、想定外の損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「法人税等会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「税効果適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
株式	66,617百万円	85,020百万円
出資金	215,257 "	213,256 "

※ 2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
34,480百万円	33,735百万円

現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。なお、（再）担保に差し入れている有価証券は該当ありません。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
一百万円	136,902百万円

※ 3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、その他資産並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,117百万円	5,914百万円
危険債権額	116,988 "	97,512 "
三月以上延滞債権額	— "	— "
貸出条件緩和債権額	23,225 "	12,182 "
小計額	143,332 "	115,610 "
正常債権額	15,443,747 "	15,442,531 "
合計額	15,587,079 "	15,558,141 "

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	18,219百万円	18,694百万円
その他資産	2,295 "	1,963 "
有形固定資産	266,506 "	251,258 "
無形固定資産	3,998 "	3,723 "
計	291,020 "	275,640 "

担保資産に対応する債務

借入金	194,770百万円	183,837百万円
社債	5,125 "	5,125 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有価証券	235,357百万円	341,416百万円
貸出金	499,210 "	387,485 "

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有価証券	13,888百万円	9,807百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
金融商品等差入担保金	65,826百万円	48,964百万円
中央清算機関差入証拠金	27,303 "	23,400 "

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
債券	289,289百万円	289,289百万円

※ 5. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
ノンリコース債務		
借入金	194,770百万円	183,837百万円
社債	5,125 "	5,125 "
当該ノンリコース債務に対応する資産		
現金預け金	18,219百万円	18,694百万円
その他資産	2,295 "	1,963 "
有形固定資産	266,506 "	251,258 "
無形固定資産	3,998 "	3,723 "

※ 6. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
融資未実行残高	904,679百万円	986,552百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	673,587 "	677,629 "

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※ 7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
減価償却累計額	78,682百万円	84,779百万円

※ 8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
	2,407百万円	882百万円

※ 9. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

※10. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(追加情報)

2024年6月26日開催の定時株主総会において、同法附則第2条の27第2項の規定に基づき、特定投資準備金の額の減少を決議し、同日において財務大臣の認可を受けております。これにより、特定投資準備金の額1,577,805百万円を200,708百万円減少し、併せて、100,354百万円を国庫に納付し、資本準備金の額を100,354百万円増加いたしました。当該効力発生日は2024年8月30日であります。

(連結損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
株式等売却益	72,418百万円	1,514百万円
持分法による投資利益	5,404 "	10,072 "
投資事業組合等利益	44,486 "	50,263 "
土地建物賃貸料	19,369 "	18,848 "
売電収入	11,316 "	9,807 "
株式等償還益	5,259 "	3,325 "
収益分配請求権に係る収益	1,216 "	3,934 "

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
株式等償却	2,937百万円	15,296百万円
投資事業組合等損失	15,768 "	15,297 "
減価償却費	9,519 "	8,984 "

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	48,771	△8,188
組替調整額	△65,467	△4,932
法人税等及び税効果調整前	△16,695	△13,121
法人税等及び税効果額	5,058	2,966
その他有価証券評価差額金	△11,637	△10,155
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	6,167	2,673
組替調整額	△6,560	△5,405
法人税等及び税効果調整前	△393	△2,731
法人税等及び税効果額	△2,035	800
繰延ヘッジ損益	△2,428	△1,931
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,330	△228
組替調整額	△75	—
法人税等及び税効果調整前	1,254	△228
法人税等及び税効果額	—	3,660
為替換算調整勘定	1,254	3,432
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	322	2,896
組替調整額	175	195
法人税等及び税効果調整前	498	3,092
法人税等及び税効果額	△152	△958
退職給付に係る調整額	345	2,134
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	2,830	586
組替調整額	△509	△432
法人税等及び税効果調整前	2,320	154
法人税等及び税効果額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	2,320	154
その他の包括利益合計	△10,144	△6,366

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年 度期首株式数	当連結会計年 度増加株式数	当連結会計年 度減少株式数	当連結会計年 度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	—	—	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	18,281	419	2023年3月31日	2023年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	21,379	利益剰余金	490	2024年3月31日	2024年6月27日

4. 特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当連結会計年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当連結会計年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条の25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年 度期首株式数	当連結会計年 度増加株式数	当連結会計年 度減少株式数	当連結会計年 度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	—	—	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	21,379	490	2024年3月31日	2024年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	16,143	利益剰余金	370	2025年3月31日	2025年6月30日

4. 特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当連結会計年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当連結会計年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条の25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金預け金勘定	1,846,359百万円	1,162,334百万円
定期性預け金等	△7,336 "	△12,357 "
現金及び現金同等物	1,839,023 "	1,149,976 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	1,716	1,658
1年超	2,347	13,706
合 計	4,063	15,364

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	8,856	9,123
1年超	39,986	31,420
合 計	48,843	40,544

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、顧客に対し主に長期・安定的な資金を供給するための投融資を行っており、これらの事業を行うため、社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行っています。また、資金運用の多くが固定金利であるため、資金調達もこれに見合う固定金利を中心に行っております。

資金運用・資金調達にあたっては、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行うことで、金利・通貨等の変動による収益・経済価値の低下や過度な資金不足の発生の回避又は抑制に努めており、その一環として、主に金利・通貨のデリバティブ取引を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先に対する投融資であり、顧客の契約不履行や信用力の低下によってもたらされる信用リスクに晒されています。当期の連結決算日における貸出金に占める業種別割合のうち上位の業種は、不動産業・物品賃貸業等、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業・郵便業となっており、当該業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行に影響が及ぶ可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式及び組合出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的（子会社・関連会社向けを含む）で保有していますが、これらは発行体の信用リスク、受取金利が発生するものについて金利リスク、市場価格があるものについて価格変動リスク等に晒されています。なお当行グループはトレーディング（特定取引）業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

社債及び借入金は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用出来なくなる資金流動性リスク、及び金利リスクに晒されていますが、資金運用・資金調達の制御や金利スワップ取引などを行うことによりそれらのリスクを回避又は抑制しています。

外貨建投融資等については為替リスクに晒されているため、見合いの外貨建負債として社債等の調達を行うほか、為替スワップや通貨スワップ取引等を行うことにより当該リスクの回避又は抑制に努めています。

デリバティブ取引として金利リスク又は為替リスクを回避又は抑制する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (13) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、統合的リスク管理規程等の信用リスクに関する内部規程に従い、投融資について個別案件の与信管理及びポートフォリオ管理を行っています。個別案件の与信管理においては、営業担当部署と審査担当部署を分離し相互に牽制が働く態勢のもと与信先の事業遂行能力やプロジェクトの採算性等を審査したうえで債務者格付の付与、与信額や担保・保証の設定を行うほか、重要事項について投融資決定委員会において審議するなど適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測し、自己資本額との比較等によりリスク量が適正水準に収まっているかを定期的に検証しています。

有価証券の信用リスクについては個別案件の与信管理は貸出金と同様の方法にて管理を行っているほか、時価のある有価証券については定期的な時価変動のモニタリングを実施しています。また、デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、再構築コスト等のエクスポージャーを定期的に計測しつつ取り組み相手の信用力を常時把握した上で限度枠の設定により管理しており、中央清算機関の利用及び相対のCSA（Credit Support Annex）に基づく証拠金の授受によるリスク管理を図っています。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する内部規程においてリスク管理方法や手続等の詳細を定め、また、経営会議及びALM・リスク管理委員会においてALMに関する方針策定や実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。さらにリスク管理担当部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度（Duration、BPV：Basis Point Value）、VaR（Value at Risk）等によるモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。また、ALMの一環として金利スワップ等を利用して金利リスクの回避又は抑制を行っています。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループの外貨建投融資等は為替の変動リスクに晒されるため、外貨建社債等を調達しているほか、為替スワップや通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

(iii) 価格変動リスクの管理

時価のある有価証券など価格変動リスクのある金融資産については、価格変動の程度や市場流動性の高低など商品毎の時価変動リスクを踏まえて策定された内部の諸規程や方針に基づき、リスク管理担当部署が必要に応じて関与しつつ新規取得が行われる態勢となっています。また、事後においても定期的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを適時に把握し、それをALM・リスク管理委員会へ定期的に報告しています。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理、リスク管理の担当部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立しており、各業務は内部の諸規程に基づき実施されています。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループはトレーディング業務を行っておらず、資産・負債ともに全てトレーディング目的以外の金融商品となります。

市場リスク量（損失額の推定値）は、金利感応度分析（BPV）や分散共分散法（保有期間1年、観測期間5年以上、信頼区間99.9%）によるVaRに基づく手法により算出しております。2025年3月31日現在の市場リスク（金利、為替、価格変動に関するリスク）量は、68,660百万円（前連結会計年度末は47,917百万円）です。かかる計測はリスク管理担当部署により定期的に実施され、ALM・リスク管理委員会へ報告することでALM運営の方針策定等に利用しています。

なお、過去の相場変動をベースに算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているVaRや、BPVについては通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

当行グループでは、モデルが算出するリスク量と実際に発生した市場変動に基づいて計算した仮想損益を比較するバックテストを実施するとともに、他のリスク指標による計測、ストレステストの実施等により、モデルのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく把握し、厳格なリスク管理を行っていることを認識しております。

③ 資金運用・調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金流動性リスク管理の内部規程に基づき、リスク管理担当部署による資金流動性保有額及びキャッシュ・フロー・ラダーのモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。ALM・リスク管理委員会では、リスクの状況に応じ資金運用・調達の制御等の適切な対応を行うことで、流動性リスクの管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等、並びに「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託は、次表には含めておりません（（注3）及び（注4）参照）。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券（※1）				
国債	353,500	—	—	353,500
地方債	—	22,196	—	22,196
社債	—	673,209	30,315	703,525
株式	81,858	501	336,389	418,749
その他	—	3,488	73,602	77,091
資産計	435,359	699,396	440,307	1,575,063
デリバティブ取引（※2）（※3）（※4）				
金利関連	—	23,808	—	23,808
通貨関連	—	(1,539)	—	(1,539)
デリバティブ取引計	—	22,268	—	22,268

（※1）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は上表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は89,711百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は108,958百万円であります。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（※3）デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は3,420百万円となります。

（※4）ヘッジ会計を適用している取引は、ヘッジ対象である債券、借入金、社債及び貸出金等の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ取引等であり、主に特例処理を適用しております。なお、これらのヘッジ関係のうち「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用対象になる全てのヘッジ関係については、これを適用しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券（※1）				
国債	527,286	—	—	527,286
地方債	—	22,543	—	22,543
社債	—	639,940	28,620	668,561
株式	93,680	501	344,650	438,831
その他	—	3,326	78,264	81,591
資産計	620,966	666,311	451,535	1,738,813
デリバティブ取引（※2）（※3）				
金利関連	—	18,817	—	18,817
通貨関連	—	2,143	—	2,143
デリバティブ取引計	—	20,961	—	20,961

（※1）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は上表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は93,558百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は115,679百万円であります。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（※3）デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は6,199百万円となります。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金預け金、コールローン、買入手形、買現先勘定、「有価証券」中の外貨建短期ソブリン債及び売現先勘定は、短期間（１年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価				連結貸借対照表計上額	差額
	レベル１	レベル２	レベル３	合計		
金銭の信託	—	1,653	16,749	18,403	18,403	—
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債	70,844	—	—	70,844	70,218	626
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	—	2,919	178,355	181,274	178,294	2,980
その他	—	—	81,564	81,564	75,256	6,308
関連会社株式等	4,384	990	—	5,374	4,880	494
貸出金（＊１）	—	—	15,061,503	15,061,503	14,720,174	341,329
その他資産	—	—	51,416	51,416	19,793	31,622
資産計	75,229	5,562	15,389,589	15,470,381	15,087,020	383,360
債券	—	3,168,672	—	3,168,672	3,161,914	6,758
借入金	—	9,273,564	189,514	9,463,079	9,822,530	△359,450
社債	—	3,488,472	5,125	3,493,597	3,562,851	△69,254
負債計	—	15,930,709	194,639	16,125,349	16,547,296	△421,946

（＊１）貸出金の連結貸借対照表計上額は、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金109,755百万円を控除しております。

当連結会計年度（2025年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価				連結貸借対照表計上額	差額
	レベル１	レベル２	レベル３	合計		
金銭の信託	—	1,346	21,785	23,132	23,132	—
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債	63,642	—	—	63,642	65,166	△1,523
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	—	5,840	191,968	197,808	197,345	463
その他	—	—	93,291	93,291	87,666	5,625
関連会社株式等	3,095	990	—	4,085	4,972	△887
貸出金（＊１）	—	—	14,815,449	14,815,449	14,679,038	136,411
その他資産	—	—	51,774	51,774	18,736	33,038
資産計	66,737	8,177	15,174,269	15,249,184	15,076,057	173,127
債券	—	3,063,705	—	3,063,705	3,097,555	△33,850
借入金	—	8,964,692	179,268	9,143,961	9,720,660	△576,698
社債	—	3,363,382	5,125	3,368,507	3,509,282	△140,775
負債計	—	15,391,779	184,393	15,576,173	16,327,498	△751,325

（＊１）貸出金の連結貸借対照表計上額は、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金115,708百万円を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法、二項モデルなどの評価技法を用いて時価を算定しております。インプットには、スワップ・レート、信用スプレッド、流動性プレミアム、ボラティリティ等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。主に非上場株式のうち、債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式がこれに含まれます。

投資信託は、市場における取引価格があり、活発な市場における無調整で利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場投資信託がこれに含まれます。また、取引価格がない場合には基準価額又は将来キャッシュ・フローの割引現在価値法等に基づいて時価を算定しています。市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合には、基準価額を時価とみなして評価し時価の算定に関する会計基準の適用指針第24-7項及び第24-12項に基づいてレベルを付さない取扱いとするか、または将来キャッシュ・フローの割引現在価値法等に基づいて時価を算定しております。割引現在価値法で用いている主なインプットには、市場参加者が要求するリスク・プレミアムを含めるように調整した割引率が含まれ、当該時価はレベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスクに基づく価格調整を行っております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産構成物である金銭債権の評価は主として「貸出金」と同様の方法により時価を算定しており、主としてレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

その他資産

その他資産については、回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローの割引現在価値法等の評価技法を用いて時価を算定しております。インプットには、スワップ・レート、流動性プレミアム等が含まれます。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

債券

当行の発行する債券については、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を、当該債券の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。（一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債券とみて時価を算定しております。）当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。（一部の借入金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建借入金とみて時価を算定しております。）時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

社債

当行及び連結子会社の発行する社債の時価は、相場価格のある社債は相場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。相場価格のない社債については、元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。（一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建社債とみて時価を算定しております。）時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

（注2）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 社債 株式	 割引現在価値法 割引現在価値法	 割引率 流動性プレミアム	 0.4%－0.7% 3.9%－4.2%	 0.4% 4.1%

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 社債 株式	 割引現在価値法 割引現在価値法	 割引率 流動性プレミアム	 1.0%－1.3% 6.8%－7.1%	 1.0% 7.0%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（※1）
		損益に計上（※1）	その他の包括利益に計上（※2）					
有価証券								
その他有価証券								
社債	30,372	—	△56	—	—	—	30,315	—
株式	322,893	—	13,496	—	—	—	336,389	—
その他	56,262	△1,472	7,207	11,094	510	—	73,602	△1,695

（※1）連結損益計算書の「資金運用収益」、「その他業務収益」及び「その他経常費用」に含まれております。

（※2）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」及び「為替換算調整勘定」に含まれております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（※1）
		損益に計上（※1）	その他の包括利益に計上（※2）					
有価証券								
その他有価証券								
社債	30,315	387	△944	△1,137	—	—	28,620	—
株式	336,389	—	8,260	—	—	—	344,650	—
その他	73,602	△2,630	1,213	6,078	—	—	78,264	△3,178

（※1）連結損益計算書の「その他業務費用」及び「その他経常費用」等に含まれております。

（※2）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」及び「為替換算調整勘定」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、時価の算定に関する方針及び手続に基づき、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や時系列推移の分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap）レートなどの市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアム等から構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

流動性プレミアム

流動性プレミアムは、金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。流動性プレミアムの著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
① 市場価格のない株式等(※1)(※3)	490,930	587,083
② 組合出資金等(※2)	645,717	719,084
合 計	1,136,647	1,306,167

(※1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。なお、債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式は時価開示の対象としており、上表には含めておりません。

(※2) 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※3) 前連結会計年度において、1,890百万円減損処理を行っております。当連結会計年度において、14,702百万円減損処理を行っております。

(注4) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

(1) 第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益(※1)
		損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上(※2)					
投資信託財産が金融商品である投資信託(第24-3項)	75,293	1,293	2,237	10,886	—	—	89,711	1,242
投資信託財産が不動産である投資信託(第24-9項)	92,452	3,268	△453	13,692	—	—	108,958	2,796

(※1) 連結損益計算書の「其他業務収益」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「其他有価証券評価差額金」及び「為替換算調整勘定」に含まれております。

当連結会計年度（2025年 3月31日）

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益（※１）
		損益に計上（※１）	その他の包括利益に計上（※２）					
投資信託財産が金融商品である投資信託（第24-3項）	89,711	△456	△943	5,246	－	－	93,558	△486
投資信託財産が不動産である投資信託(第24-9項)	108,958	△437	414	6,744	－	－	115,679	△1,279

- （※１）連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。
- （※２）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」及び「為替換算調整勘定」に含まれております。

（2）第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

（単位：百万円）

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	前連結会計年度 (2024年 3月31日)	当連結会計年度 (2025年 3月31日)
解約に係る事前承諾が相当期間より前に必要、もしくは信託受託者が解約を拒否する場合の定めがある	82,451	86,268
解約不可の定めがある	7,260	7,290
合 計	89,711	93,558

(注5) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,846,355	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	420,000	—	—	—	—	—
有価証券	150,107	304,886	374,350	142,419	210,871	260,307
満期保有目的の債券	22,854	143,129	81,146	58,793	17,637	208
国債	5,007	10,023	10,006	35,178	10,002	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	9,684	91,743	53,569	15,453	7,635	208
その他	8,162	41,362	17,570	8,162	—	—
その他有価証券のうち満期 があるもの	127,253	161,757	293,204	83,625	193,233	260,099
国債	18,039	5,020	109,561	29,307	89,625	101,947
地方債	—	—	2,501	—	19,694	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	108,693	151,767	169,993	41,031	82,888	149,150
その他	519	4,969	11,147	13,287	1,025	9,001
貸出金(※)	2,653,411	4,161,192	3,294,258	2,161,521	1,742,561	696,877
合 計	5,069,874	4,466,079	3,668,608	2,303,940	1,953,432	957,185

(※) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない120,106百万円は含めておりません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,161,229	1,100	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	505,000	—	—	—	—	—
有価証券	137,050	443,063	482,917	160,058	162,499	224,303
満期保有目的の債券	67,304	123,761	93,465	58,719	6,785	142
国債	5,001	10,011	40,150	10,002	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	49,198	75,831	36,119	29,267	6,785	142
その他	13,104	37,918	17,194	19,449	—	—
その他有価証券のうち満期 があるもの	69,745	319,302	389,451	101,339	155,714	224,161
国債	14,974	108,841	195,672	51,685	86,645	69,467
地方債	—	1,965	1,883	—	18,694	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	53,638	196,570	177,232	45,852	40,572	154,693
その他	1,132	11,925	14,663	3,801	9,802	—
貸出金（※）	2,756,222	4,181,534	3,261,427	2,052,822	1,829,643	609,671
合 計	4,559,502	4,625,697	3,744,344	2,212,880	1,992,143	833,974

（※）破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない103,426百万円は含めておりません。

（注6）社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	980,472	2,180,366	1,908,363	1,282,899	1,424,843	2,045,585
債券及び社債	1,078,863	2,223,960	1,420,951	933,941	640,303	426,745
合 計	2,059,335	4,404,327	3,329,314	2,216,841	2,065,146	2,472,330

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,126,262	2,040,224	1,857,985	1,189,890	1,494,458	2,011,838
債券及び社債	1,169,437	2,143,617	1,344,279	928,478	605,038	415,986
合 計	2,295,700	4,183,842	3,202,264	2,118,369	2,099,496	2,427,825

(有価証券関係)

- ※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。
 ※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券
該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	30,049	31,658	1,609
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	166,840	170,013	3,172
	その他	67,686	74,177	6,491
	小 計	264,575	275,849	11,273
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	40,169	39,186	△983
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	11,453	11,261	△192
	その他	7,570	7,387	△183
	小 計	59,193	57,834	△1,358
合 計		323,769	333,683	9,914

当連結会計年度 (2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	25,026	25,700	674
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	124,300	125,361	1,061
	その他	67,948	74,227	6,279
	小 計	217,274	225,289	8,014
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	40,139	37,942	△2,197
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	73,045	72,447	△597
	その他	19,718	19,064	△654
	小 計	132,904	129,454	△3,449
合 計		350,178	354,743	4,564

3. その他有価証券

前連結会計年度（2024年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	412,100	327,199	84,900
	債券	184,773	182,357	2,416
	国債	53,129	53,022	106
	地方債	11,066	11,000	66
	短期社債	—	—	—
	社債	120,577	118,334	2,243
	その他	230,819	187,571	43,248
	小 計	827,693	697,128	130,564
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	6,649	7,270	△621
	債券	894,448	917,935	△23,486
	国債	300,371	313,907	△13,535
	地方債	11,129	11,300	△170
	短期社債	—	—	—
	社債	582,947	592,727	△9,780
	その他	44,942	47,939	△2,997
	小 計	946,040	973,145	△27,105
合 計		1,773,733	1,670,274	103,458

当連結会計年度（2025年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	422,483	324,877	97,605
	債券	75,004	73,109	1,895
	国債	19,995	19,979	15
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	55,009	53,130	1,879
	その他	255,035	212,822	42,212
	小 計	752,523	610,809	141,713
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	16,348	18,593	△2,244
	債券	1,143,385	1,192,196	△48,810
	国債	507,291	536,841	△29,550
	地方債	22,543	23,700	△1,156
	短期社債	—	—	—
	社債	613,551	631,654	△18,102
	その他	35,793	39,384	△3,590
	小 計	1,195,527	1,250,174	△54,646
合 計		1,948,051	1,860,984	87,067

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	80,636	70,038	95
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	4,988	1,928	—
合 計	85,624	71,966	95

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	1,776	548	9
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	6,134	650	236
合 計	7,911	1,199	246

6. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、従来その他有価証券として保有していた株式を一部追加取得し、持分法適用関連会社になったため、保有目的区分を「関連会社株式」（連結貸借対照表計上額14,599百万円）に変更しています。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、6,299百万円（うち、債券5,254百万円、その他の証券1,045百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額は、589百万円（うち、株式215百万円、その他の証券374百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	18,403	14,674	3,728	3,728	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	23,132	20,263	2,868	2,868	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	98,004
その他有価証券	96,898
その他の金銭の信託	1,106
（△）繰延税金負債	30,300
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	67,704
（△）非支配株主持分相当額	602
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	3,288
その他有価証券評価差額金	70,390

（注） 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額62,718百万円（収益）は、評価差額より控除しております。

2. その他有価証券評価差額には、市場価格のない外貨建その他有価証券及び外貨建その他の金銭の信託に係る為替換算差額（損益処理分を除く）が含まれております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	84,882
その他有価証券	84,032
その他の金銭の信託	850
（△）繰延税金負債	27,333
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	57,548
（△）非支配株主持分相当額	756
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	3,255
その他有価証券評価差額金	60,048

（注） 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額44,612百万円（収益）は、評価差額より控除しております。

2. その他有価証券評価差額には、市場価格のない外貨建その他有価証券及び外貨建その他の金銭の信託に係る為替換算差額（損益処理分を除く）が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	950,708	843,843	3,162	3,162
	受取変動・支払固定	909,429	842,811	15,518	15,518
	合 計	—	—	18,680	18,680

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	858,276	782,999	△19,489	△19,489
	受取変動・支払固定	857,295	782,165	35,044	35,044
	合 計	—	—	15,554	15,554

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	9,491	8,802	93	93
	売建	139,235	—	△2,011	△2,011
	買建	144,861	—	2,222	2,222
	合 計	—	—	304	304

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	8,802	8,802	77	77
	売建	224,805	—	2,940	2,940
	買建	131,490	—	△3,811	△3,811
	合 計	—	—	△793	△793

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）
原則的処理 方法	金利スワップ	借入金、貸出金 及び有価証券	142,192	130,935	5,264
	受取変動・支払固定				
金利スワップの特例処理	金利スワップ	債券、借入金 及び社債	3,081,645	2,410,612	(注) 2
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定		—	—	
	合 計	—	—	—	5,264

(注) 1. 繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該債券、借入金及び社債の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）
原則的処理 方法	金利スワップ	借入金、貸出金 及び有価証券	161,085	134,591	3,262
	受取変動・支払固定				
金利スワップの特例処理	金利スワップ	債券、借入金 及び社債	2,856,664	2,236,007	(注) 2
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定		—	—	
	合 計	—	—	—	3,262

(注) 1. 繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該債券、借入金及び社債の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	—	—	—
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券及 び社債	443,104	443,104	(注) 2
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	為替予約	外貨建のその他 有価証券	65,815	—	△1,843
	合 計	—	—	—	△1,843

(注) 1. 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券及び社債と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該債券及び社債の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	4,637	4,637	123
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券及 び社債	443,104	443,104	(注) 2
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	為替予約	外貨建のその他 有価証券	72,407	—	2,813
	合 計	—	—	—	2,936

(注) 1. 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券及び社債と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該債券及び社債の時価に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、一部の国内連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出型の退職給付制度を設けておりますほか、一部の在外連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を設けております。

一部の国内連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	38,587	39,312
勤務費用	1,803	1,753
利息費用	419	425
数理計算上の差異の発生額	548	△4,822
退職給付の支払額	△2,047	△2,342
その他	—	—
退職給付債務の期末残高	39,312	34,325

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	33,683	36,415
期待運用収益	168	182
数理計算上の差異の発生額	871	△1,925
事業主からの拠出額	2,688	2,694
退職給付の支払額	△995	△1,061
年金資産の期末残高	36,415	36,305

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位: 百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	30,976	26,831
年金資産	△36,415	△36,305
非積立型制度の退職給付債務	△5,438	△9,473
	8,335	7,493
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,896	△1,980

退職給付に係る負債	8,405	7,594
退職給付に係る資産	△5,509	△9,574
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,896	△1,980

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位: 百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	1,803	1,753
利息費用	419	425
期待運用収益	△168	△182
数理計算上の差異の費用処理額	175	195
過去勤務費用の費用処理額	—	—
確定給付制度に係る退職給付費用	2,230	2,191

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位: 百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
過去勤務費用	—	—
数理計算上の差異	498	3,092
合 計	498	3,092

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位: 百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△1,821	1,271
合 計	△1,821	1,271

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
債券	86%	85%
株式	12%	12%
その他	2%	3%
合 計	100%	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	1.1%	2.2%
予想昇給率	2.1%～6.7%	2.1%～6.7%
長期期待運用収益率	0.5%	0.5%

(注) 当連結会計年度の期首時点の計算において適用した割引率は1.1%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を2.2%に変更しております。

3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度314百万円、当連結会計年度315百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
有価証券等償却損金算入限度超過額	32,773百万円	28,260百万円
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	30,281 "	34,213 "
連結子会社の資産時価評価差額	3,120 "	3,212 "
退職給付に係る負債	2,675 "	1,694 "
税務上の営業権	714 "	608 "
税務上の繰越欠損金	11,962 "	11,599 "
その他	25,201 "	28,700 "
繰延税金資産小計	106,728 "	108,290 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△59,349 "	△57,699 "
評価性引当額小計	△59,349 "	△57,699 "
繰延税金資産合計	47,378 "	50,590 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△29,968 "	△26,655 "
繰延ヘッジ損益	△1,500 "	△1,010 "
その他	△37,801 "	△30,336 "
繰延税金負債合計	△69,269 "	△58,002 "
繰延税金資産(△は繰延税金負債)の純額(注)	△21,890 "	△7,412 "

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

繰延税金資産	1,638百万円	1,764百万円
繰延税金負債	△23,529 "	△9,176 "

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率		30.62%
(調整)	法定実効税率と税効果会計	
評価性引当額の増減	適用後の法人税等の負担率と	△1.45%
持分法による投資損益	の間の差異が法定実効税率の	△2.71%
のれん償却	100分の5以下であるため注	0.46%
その他	記を省略しております。	△1.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.86%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.52%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は116百万円減少し、繰延税金負債は302百万円増加し、その他有価証券評価差額金は748百万円減少し、繰延ヘッジ損益は154百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は11百万円減少し、法人税等調整額は186百万円減少しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	180,618	154,694	75,569	410,882

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	200,892	103,581	87,611	392,086

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省(財務大臣)	東京都千代田区	—	財務行政	(被所有)直接100.00	資金の借入等	出資の受入(注1)	90,000	—	
							資金の借入(注2)	400,000	借入金	5,880,487
							借入金の返済	357,162		
							利息の支払	10,753	未払費用	2,753
							債務被保証(注3)	3,104,789	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 出資の受入は特定投資業務に係るものであります。
2. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は2044年1月20日であります。なお、担保は提供しておりません。
3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。
4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から2,222,966百万円の借入金があります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省(財務大臣)	東京都千代田区	—	財務行政	(被所有)直接100.00	資金の借入等	出資の受入(注1)	95,000	—	
							資金の借入(注2)	600,000	借入金	6,142,544
							借入金の返済	337,943		
							利息の支払	11,159	未払費用	3,044
							債務被保証(注3)	3,043,840	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 出資の受入は特定投資業務に係るものであります。
2. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は2044年11月21日であります。なお、担保は提供しておりません。
3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。
4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から1,830,047百万円の借入金があります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等
該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当ありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等
該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当ありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	69,826円09銭	70,999円17銭
1株当たり当期純利益	2,229円02銭	1,736円13銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当連結会計年度末 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	4,108,846	4,161,963
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	1,062,169	1,064,101
(危機対応準備金)	百万円	206,529	206,529
(特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	百万円	811,402	806,048
(特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	百万円	28,439	35,825
(非支配株主持分)	百万円	15,798	15,699
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	3,046,677	3,097,861
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	43,632	43,632

(注) 2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	103,205	83,752
普通株主に帰属しない金額	百万円	5,947	8,001
(特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	百万円	5,947	8,001
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	97,257	75,751
普通株式の期中平均株式数	千株	43,632	43,632

(重要な後発事象)

1. 当行は、2025年5月23日開催の取締役会において、2025年6月27日開催の定時株主総会に、特定投資準備金の額の減少について付議することを決議しました。

(1) 特定投資準備金の額の減少の目的

特定投資業務の実施状況および財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと認め、特定投資準備金の額の一部を減少いたします。

(2) 特定投資準備金の額の減少方法

株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の27第2項の規定に基づき、特定投資準備金の額の一部を減少し、併せて、国庫に帰属すべき額に相当する金額を国庫に納付し、残りの金額について資本準備金の額を増加いたします。

(3) 減少する特定投資準備金の額

特定投資準備金の額1,602,096百万円を27,523百万円減少し、併せて、13,761百万円を国庫に納付し、資本準備金の額を13,761百万円増加いたします。

(4) 特定投資準備金の額の減少の日程

- | | |
|--------------|----------------|
| ①取締役会決議日 | 2025年5月23日 |
| ②株主総会決議日 | 2025年6月27日（予定） |
| ③財務大臣認可申請日 | 2025年6月27日（予定） |
| ④債権者異議申述最終期日 | 2025年7月31日（予定） |
| ⑤効力発生日 | 2025年8月29日（予定） |

⑤【連結附属明細表】
【債券・社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
当行	26,28,30,33, 35,37,39,41 ～42,46,48～ 52,55～ 60,62～84回 政府保証債 (国内債)	2014年12月12日 ～ 2025年2月27日	985,265 [170,025]	930,162 [140,000]	0.001～ 1.245	無担保	2024年6月7日 ～ 2062年6月20日	
	67次 政府保証債 (外国債)	1998年9月4日	25,017	25,013	1.81	一般担保 (注) 6	2028年9月4日	(注) 1
	10～11,14次 政府保証債 (外国債)	2006年6月15日 ～ 2007年11月26日	189,119 (699,157千EUR) [－]	189,174 (699,392千EUR) [74,984]	2.3～ 4.75	一般担保 (注) 6	2026年3月19日 ～ 2027年11月26日	(注) 2
	10,12,14,16, 18～30回 政府保証債 (ユーロMTN)	2014年9月19日 ～ 2025年1月16日	1,887,534 (12,614,881千\$) (997,231千EUR) [221,350]	1,878,225 (12,417,943千\$) (997,923千EUR) [284,011]	0.5～ 4.875	無担保	2024年8月28日 ～ 2035年1月16日	(注) 3
	31,34～36, 42回 財投機関債 (国内債)	2007年3月26日 ～ 2007年12月11日	74,976	74,978	2.23～ 2.74	一般担保 (注) 6	2027年5月28日 ～ 2047年3月20日	(注) 4
	47,50,57,60, 63,66,69,72, 75,78～ 79,82～ 83,86,89,92 ～93,96～ 98,101,104,1 06～ 109,111～ 113,115～ 118,120～ 121,123～ 125,127～ 131,133～ 135,137～196 回 普通社債 (公募債) (国内債)	2014年8月5日 ～ 2025年1月23日	2,070,200 [215,600]	2,254,600 [230,600]	0.001～ 1.965	無担保	2024年6月20日 ～ 2071年4月15日	
	8～ 13,15,17～ 21,27,40,44, 46,52,56～ 57,59,61,64, 66,68～ 69,71,77～ 78,80,83～ 88,91～ 92,94,96～ 105,107～ 108,110～ 113,115～ 116,118～ 125,127～141 回普通社債 (私募債) (国内債)	2015年11月17日 ～ 2024年3月19日	300,500 [65,500]	235,000 [68,000]	0.001～ 1.16	無担保	2024年4月18日 ～ 2058年3月19日	
	55,57,61～ 62,64,66～ 68,71～ 83,85～ 86,88～99回 普通社債	2015年5月20日 ～ 2024年10月30日	1,187,025 (3,457,195千\$) (3,401,520千EUR) (749,475千GBP) (720,000千AUD) [406,387]	1,014,557 (2,257,791千\$) (3,297,585千EUR) (749,659千GBP) (720,000千AUD) [371,841]	0.01～ 5.25	無担保	2024年10月2日 ～ 2049年5月7日	(注) 5

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
	(ユーロMTN)							
コアインベ ストメント ジャパン特 定目的会社	3回 特定社債	2019年6月28日	5,000	5,000	0.96727	一般担保	2026年6月30日	(注) 7
平塚ホール ディング特 定目的会社	5回 特定社債	2019年9月30日	125	125	0.90455	一般担保	2026年9月30日	(注) 7
合 計	—	—	6,724,766	6,606,838	—	—	—	—

- (注) 1. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。
2. 旧日本政策投資銀行において発行された政府保証債であります。
3. ミディウム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建及びユーロ建無担保政府保証債
であります。
4. 旧日本政策投資銀行において発行された財投機関債であります。
5. ミディウム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建、ユーロ建、ユーロ英ポンド建
及びユーロ豪ドル建無担保社債であります。
6. 株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定に基づく一般担保であり
ます。
7. これらの社債はノンリコース債務に該当します。
8. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の() 書きは外貨建債券の金額であります。
9. 「当期末残高」欄の[] 書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
10. 連結決算日後5年内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
債券・社債(百万円)	1,169,437	1,043,921	1,094,571	700,105	644,173
ノンリコース社債 (百万円)	—	5,125	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(百万円)	当期末残高(百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	9,822,530	9,720,660	0.317	—
借入金	9,627,759	9,536,822	0.306	2025年4月～2044年11月
ノンリコース借入金	194,770	183,837	0.906	2025年3月～2036年12月

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. 借入金及びノンリコース借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	1,054,869	1,017,379	968,036	916,109	931,209
ノンリコース借入金 (百万円)	71,393	36,991	17,817	4,560	6,107

【資産除去債務明細表】

期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
現金預け金	1,772,418	1,086,030
現金	3	2
預け金	1,772,415	1,086,027
コールローン	420,000	505,000
買現先勘定	※2 —	※2 136,902
金銭の信託	16,750	21,785
有価証券	※1,※2,※3,※4,※6 3,299,330	※1,※2,※3,※4,※6 3,682,188
国債	423,719	592,452
地方債	22,196	22,543
社債	881,819	865,906
株式	725,108	843,640
その他の証券	1,246,487	1,357,646
貸出金	※3,※4,※5 14,922,265	※3,※4,※5 14,869,461
証書貸付	14,922,265	14,869,461
その他資産	※3 180,639	※3 172,911
前払費用	3,805	2,665
未収収益	26,309	29,285
金融派生商品	36,091	47,296
金融商品等差入担保金	65,826	48,964
その他の資産	※4 48,607	※4 44,699
有形固定資産	106,477	105,650
建物	17,359	16,626
土地	87,413	87,047
建設仮勘定	219	145
その他の有形固定資産	1,485	1,831
無形固定資産	8,275	7,499
ソフトウェア	7,730	6,395
その他の無形固定資産	544	1,103
前払年金費用	5,934	7,529
繰延税金資産	—	2,296
支払承諾見返	※3 731,806	※3 737,479
貸倒引当金	△110,562	△116,578
投資損失引当金	△0	△0
資産の部合計	21,353,335	21,218,157

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
債券	※4 3,161,914	※4 3,097,555
借用金	9,627,659	9,536,722
借入金	9,627,659	9,536,722
社債	3,557,726	3,504,157
その他負債	244,920	271,548
未払法人税等	26,429	11,019
未払費用	19,421	23,748
前受収益	86	85
金融派生商品	13,145	28,749
金融商品等受入担保金	180,490	201,616
資産除去債務	230	230
その他の負債	5,117	6,099
賞与引当金	6,099	7,319
役員賞与引当金	24	80
退職給付引当金	6,513	6,267
役員退職慰労引当金	106	119
偶発損失引当金	148	—
繰延税金負債	7,263	—
支払承諾	731,806	737,479
負債の部合計	17,344,183	17,161,252
純資産の部		
資本金	1,000,424	1,000,424
危機対応準備金	※7 206,529	※7 206,529
特定投資準備金	※8 1,577,805	※8 1,602,096
特定投資剰余金	※8 55,302	※8 71,205
資本剰余金	294,063	264,417
資本準備金	294,063	264,417
利益剰余金	830,470	873,789
その他利益剰余金	830,470	873,789
別途積立金	745,663	809,090
繰越利益剰余金	84,806	64,699
株主資本合計	3,964,594	4,018,463
その他有価証券評価差額金	67,487	57,103
繰延ヘッジ損益	△22,930	△18,660
評価・換算差額等合計	44,557	38,442
純資産の部合計	4,009,152	4,056,905
負債及び純資産の部合計	21,353,335	21,218,157

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経常収益	374,023	348,804
資金運用収益	220,141	256,254
貸出金利息	180,601	201,334
有価証券利息配当金	34,341	47,546
コールローン利息	40	1,780
買現先利息	—	294
預け金利息	279	285
金利スワップ受入利息	4,902	4,891
その他の受入利息	△24	121
役務取引等収益	13,892	17,390
その他の役務収益	13,892	17,390
その他業務収益	6,200	1,326
外国為替売買益	5,909	—
金融派生商品収益	—	1,291
その他の業務収益	291	34
その他経常収益	133,789	73,832
償却債権取立益	825	359
株式等売却益	71,798	1,346
金銭の信託運用益	1,399	1,313
投資損失引当金戻入益	30	—
偶発損失引当金戻入益	—	148
その他の経常収益	※1 59,735	※1 70,664
経常費用	233,477	242,228
資金調達費用	119,273	138,590
債券利息	74,991	81,971
コールマネー利息	△202	0
売現先利息	△235	—
借用金利息	15,621	20,242
短期社債利息	101	103
社債利息	29,022	35,813
その他の支払利息	△25	458
役務取引等費用	2,787	473
その他の役務費用	2,787	473
その他業務費用	7,933	4,713
外国為替売買損	—	2,883
国債等債券償却	5,254	—
債券発行費償却	664	654
社債発行費償却	1,134	1,175
金融派生商品費用	881	—
営業経費	60,748	65,092
その他経常費用	42,733	33,358
貸倒引当金繰入額	17,125	7,721
偶発損失引当金繰入額	148	—
貸出金償却	1,890	1,596
株式等売却損	87	265
株式等償却	4,494	6,665
金銭の信託運用損	15	—
その他の経常費用	※2 18,971	※2 17,108
経常利益	140,546	106,575

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
特別利益	2,241	262
固定資産処分益	2,241	262
特別損失	592	304
固定資産処分損	189	3
減損損失	403	300
税引前当期純利益	142,195	106,534
法人税、住民税及び事業税	38,469	32,249
法人税等調整額	6,601	△6,316
法人税等合計	45,070	25,932
当期純利益	97,125	80,602

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
					資本準備金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
							別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,000,424	206,529	1,524,089	43,737	275,921	275,921	690,670	72,521	763,192	3,813,893
当期変動額										
政府の出資			90,000							90,000
国庫納付			△18,142							△18,142
特定投資準備金から資本 準備金への振替			△18,142		18,142	18,142				—
剰余金の配当								△18,281	△18,281	△18,281
別途積立金の積立							54,992	△54,992	—	—
当期純利益								97,125	97,125	97,125
その他利益剰余金から特 定投資剰余金への振替				11,565				△11,565	△11,565	—
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	53,715	11,565	18,142	18,142	54,992	12,284	67,277	150,701
当期末残高	1,000,424	206,529	1,577,805	55,302	294,063	294,063	745,663	84,806	830,470	3,964,594

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	78,988	△6,284	72,704	3,886,598
当期変動額				
政府の出資				90,000
国庫納付				△18,142
特定投資準備金から資本 準備金への振替				—
剰余金の配当				△18,281
別途積立金の積立				—
当期純利益				97,125
その他利益剰余金から特 定投資剰余金への振替				—
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	△11,500	△16,646	△28,146	△28,146
当期変動額合計	△11,500	△16,646	△28,146	122,554
当期末残高	67,487	△22,930	44,557	4,009,152

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
					資本準備金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
							別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,000,424	206,529	1,577,805	55,302	294,063	294,063	745,663	84,806	830,470	3,964,594
当期変動額										
政府の出資			95,000							95,000
資本準備金から特定投資 準備金への振替			130,000		△130,000	△130,000				—
国庫納付			△100,354							△100,354
特定投資準備金から資本 準備金への振替			△100,354		100,354	100,354				—
剰余金の配当								△21,379	△21,379	△21,379
別途積立金の積立							63,426	△63,426	—	—
当期純利益								80,602	80,602	80,602
その他利益剰余金から特 定投資剰余金への振替				15,903				△15,903	△15,903	—
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	24,291	15,903	△29,645	△29,645	63,426	△20,107	43,319	53,868
当期末残高	1,000,424	206,529	1,602,096	71,205	264,417	264,417	809,090	64,699	873,789	4,018,463

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	67,487	△22,930	44,557	4,009,152
当期変動額				
政府の出資				95,000
資本準備金から特定投資 準備金への振替				—
国庫納付				△100,354
特定投資準備金から資本 準備金への振替				—
剰余金の配当				△21,379
別途積立金の積立				—
当期純利益				80,602
その他利益剰余金から特 定投資剰余金への振替				—
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	△10,384	4,269	△6,115	△6,115
当期変動額合計	△10,384	4,269	△6,115	47,753
当期末残高	57,103	△18,660	38,442	4,056,905

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、当該予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に必要に応じて直近の状況等を考慮した修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,461百万円（前事業年度末は6,761百万円）であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建借入金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建其他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（重要な会計上の見積り）

当行が財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りのうち重要なものは以下のとおりであります。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
貸倒引当金	110,562百万円	116,578百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結財務諸表「（重要な会計上の見積り）」に記載した内容をご参照ください。

2. 市場価格のない株式等の評価

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
有価証券	3,299,330百万円	3,682,188百万円
市場価格のない株式等	1,310,943 〃	1,492,219 〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結財務諸表「（重要な会計上の見積り）」に記載した内容をご参照ください。

（会計方針の変更）

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「法人税等会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
株式	164,956百万円	174,796百万円
出資金	394,936 "	396,066 "

※ 2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
34,480百万円	33,735百万円

現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。なお、（再）担保に差し入れている有価証券は該当ありません。

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
一百万円	136,902百万円

※ 3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、その他資産並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,117百万円	5,914百万円
危険債権額	116,988 "	97,512 "
三月以上延滞債権額	— "	— "
貸出条件緩和債権額	23,225 "	12,182 "
小計額	143,332 "	115,610 "
正常債権額	15,536,289 "	15,517,349 "
合計額	15,679,621 "	15,632,959 "

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 4. 為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
有価証券	235,357百万円	341,416百万円
貸出金	499,210 "	387,485 "

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
有価証券	13,888百万円	9,807百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
中央清算機関差入証拠金	27,303百万円	23,400百万円

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
債券	289,289百万円	289,289百万円

※ 5. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
融資未実行残高	904,679百万円	986,552百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	673,587 "	677,629 "

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※ 6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
	2,407百万円	882百万円

※ 7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

※8. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額がゼロとなったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(追加情報)

2024年6月26日開催の定時株主総会において、同法附則第2条の27第2項の規定に基づき、特定投資準備金の額の減少を決議し、同日において財務大臣の認可を受けております。これにより、特定投資準備金の額1,577,805百万円を200,708百万円減少し、併せて、100,354百万円を国庫に納付し、資本準備金の額を100,354百万円増加いたしました。当該効力発生日は2024年8月30日であります。

(損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
投資事業組合等利益	50,859百万円	60,287百万円
株式等償還益	5,171 "	3,295 "
収益分配請求権に係る収益	1,216 "	3,934 "

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
投資事業組合等損失	18,026百万円	17,051百万円

(株主資本等変動計算書関係)

特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当該事業年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当該事業年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条の25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	35	4,384	4,349
合 計	35	4,384	4,349

当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	35	3,389	3,354
合 計	35	3,389	3,354

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	130,580	131,768
関連会社株式	34,341	42,992

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
有価証券償却損金算入限度超過額	31,435百万円	26,199百万円
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	30,401 "	34,312 "
繰延ヘッジ損益	10,120 "	4,513 "
退職給付引当金	1,994 "	1,967 "
その他	19,270 "	21,881 "
繰延税金資産小計	93,222 "	88,874 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△51,030 "	△48,565 "
評価性引当額小計	△51,030 "	△48,565 "
繰延税金資産合計	42,191 "	40,308 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△28,920 "	△25,758 "
その他	△20,534 "	△12,253 "
繰延税金負債合計	△49,455 "	△38,012 "
繰延税金資産(△は繰延税金負債)の純額	△7,263 "	2,296 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率		30.62%
(調整)	法定実効税率と税効果会計	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	適用後の法人税等の負担率と	△1.76%
外国子会社から受ける配当益金不算入	の間の差異が法定実効税率の	△1.02%
評価性引当額の増減	100分の5以下であるため注記	△2.31%
その他	を省略しております。	△1.19%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		24.34%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.52%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は149百万円減少し、その他有価証券評価差額金は736百万円減少し、繰延ヘッジ損益は159百万円増加し、法人税等調整額は428百万円減少しております。

(重要な後発事象)

1. 当行は、2025年5月23日開催の取締役会において、2025年6月27日開催の定時株主総会に、特定投資準備金の額の減少について付議することを決議しました。

(1) 特定投資準備金の額の減少の目的

特定投資業務の実施状況および財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと認め、特定投資準備金の額の一部を減少いたします。

(2) 特定投資準備金の額の減少方法

株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の27第2項の規定に基づき、特定投資準備金の額の一部を減少し、併せて、国庫に帰属すべき額に相当する金額を国庫に納付し、残りの金額について資本準備金の額を増加いたします。

(3) 減少する特定投資準備金の額

特定投資準備金の額1,602,096百万円を27,523百万円減少し、併せて、13,761百万円を国庫に納付し、資本準備金の額を13,761百万円増加いたします。

(4) 特定投資準備金の額の減少の日程

- | | |
|--------------|----------------|
| ①取締役会決議日 | 2025年5月23日 |
| ②株主総会決議日 | 2025年6月27日(予定) |
| ③財務大臣認可申請日 | 2025年6月27日(予定) |
| ④債権者異議申述最終期日 | 2025年7月31日(予定) |
| ⑤効力発生日 | 2025年8月29日(予定) |

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	29,503	12,877	873	16,626
土地	—	—	—	87,047	—	—	87,047
リース資産	—	—	—	—	—	—	—
建設仮勘定	—	—	—	145	—	—	145
その他の有形固定資産	—	—	—	8,739	6,908	697	1,831
有形固定資産計	—	—	—	125,435	19,785	1,571	105,650
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	38,727	32,331	2,662	6,395
その他の無形固定資産	—	—	—	1,121	17	0	1,103
無形固定資産計	—	—	—	39,848	32,349	2,663	7,499

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	46,966	49,615	874	46,092	49,615
個別貸倒引当金	63,595	16,340	831	12,141	66,962
うち非居住者向け債権分	8,057	3	—	3,143	4,917
投資損失引当金	0	—	—	—	0
賞与引当金	6,099	7,319	6,099	—	7,319
役員賞与引当金	24	80	24	—	80
役員退職慰労引当金	106	38	24	—	119
偶発損失引当金	148	—	—	148	—
計	116,941	73,394	7,855	58,382	124,098

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
個別貸倒引当金……………回収等による取崩額
うち非居住者向け債権分……回収等による取崩額
偶発損失引当金……………洗替による取崩額

○未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	26,429	28,424	43,834	—	11,019
未払法人税等	21,054	20,777	34,273	—	7,558
未払事業税	5,374	7,647	9,561	—	3,460

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	未定（注）
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	未定（注）
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	未定（注）
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	未定（注）
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	未定（注）

（注）「未定」の欄につきましては、政府保有株式の処分開始時までに決定する予定です。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第16期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

2024年11月8日関東財務局長に提出。

2024年6月26日関東財務局長に提出した有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 半期報告書及びその添付書類

事業年度（第17期中）（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年12月20日関東財務局長に提出。

(4) 発行登録書（社債）及びその添付書類

2024年8月22日関東財務局長に提出。

(5) 訂正発行登録書

2024年11月8日関東財務局長に提出。

2024年8月22日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）に係る訂正報告書であります。

(6) 発行登録追補書類（社債）及びその添付書類

（イ）2024年8月22日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、2024年10月9日
関東財務局長に提出。

（ロ）2024年8月22日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、2025年1月10日
関東財務局長に提出。

（ハ）2024年8月22日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、2025年4月10日
関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月12日

株式会社日本政策投資銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弥永 めぐみ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱原 啓之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古西 大介

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策投資銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本政策投資銀行及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、以下の事項を監査上の主要な検討事項とした。

貸倒引当金の算定

会社及び連結子会社は、2025年3月31日現在、連結貸借対照表上、貸出金14,794,746百万円、貸倒引当金116,264百万円を計上している。会社及び連結子会社による貸倒引当金の計上基準の詳細は、連結財務諸表の【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項 (5)貸倒引当金の計上基準に記載されている。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて貸倒引当金を計上している。

会社及び連結子会社は、金融機能の高度化へ寄与するために長期の事業資金の供給の手段として融資業務を行っている。製造業を営む特定の債務者（以下「特定の債務者」という。）については、製品供給先の経営環境が変化した結果、その業績に重要な影響が生じている。

会社及び連結子会社は、連結財務諸表の【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載した仮定を考慮し債権の資産査定において、債務者の財政状態、資金繰り、収益力等により返済能力を総合的に検討し、債務者区分を決定したうえで、担保又は保証による回収等を考慮して貸倒引当金を算定している。

このうち、特定の債務者に係る債権は、【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項 (5)貸倒引当金の計上基準に記載のとおり、キャッシュ・フロー見積法により貸倒引当金を算定している。特に、債務者を取り巻く環境の変化による直接的又は間接的な影響を考慮して将来のキャッシュ・フローの見積りを行う場合には、高度な判断を伴うため、貸倒引当金の算定に重要な影響を及ぼすこととなる。

以上から、当監査法人は特定の債務者に係る債権に適用するキャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積りを監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

当該監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人が実施した主な監査手続は以下のとおりである。

(1) 内部統制の有効性の検討

- 特定の債務者の債務者区分決定に係る根拠資料を閲覧し、自己査定基準に基づき債務者区分が決定されることを確保するために整備された内部統制の有効性を評価した。
- キャッシュ・フロー見積法を適用することとなる特定の債務者に係る債権については、将来キャッシュ・フローの見積りに係る根拠資料を閲覧し、償却・引当基準に基づき貸倒引当金が算定されることを確保するために整備された内部統制の有効性を評価した。
- 上記の内部統制において利用される貸出先の情報等の重要な基礎データについては、その正確性と網羅性を確保するための内部統制の有効性を評価した。

(2) 特定の債務者に係る貸倒引当金の算定

- キャッシュ・フロー見積法による貸倒引当金の算定においては、事業改善計画に収支予測や返済スケジュールが含まれることから、期末業績の着地見込み及び直近の返済実績との比較を行い、差異要因に関する分析及び営業関連部署に質問を行うことにより、事業改善計画の実現可能性を検討した。
- 債務者より提示を受けた直近の情報及び関係当事者間における協議資料を閲覧のうえ、債務者の支払能力の分析を行い、将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を検討した。
- 将来キャッシュ・フローの見積りにあたり、見積り期間の設定や必要なストレスの考慮に関して、客観的に判明した事実との比較及び営業関連部署に質問を行うことにより、その妥当性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監

査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月12日

株式会社日本政策投資銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弥永 めぐみ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱原 啓之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古西 大介

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策投資銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本政策投資銀行の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、当事業年度の財務諸表の監査において、以下の事項を監査上の主要な検討事項とした。

貸倒引当金の算定

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（貸倒引当金の算定）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。